ROKIN DISCLOSURE 2021

北海道労働金庫 ディスクロージャー誌

かわらず、よりそって。

70th Anniversary

ろうきん

〈ろうきん〉は
あたたかな“環(わ)”から生まれた
はたらく人の夢と幸せをかなえる
生活応援バンクです。

〈ろうきん〉は、はたらく人たちがお互いを助け合う、
あたたかな“環(わ)”から生まれた“はたらく仲間の金融機関”です。
その基本とする姿勢も、社会的な役割も、暮らしに役立つ商品やサービスも、
すべてがはたらく人の生活の視点から発想されたものです。

〈ろうきん〉は、ビジョンとして
「会員・地域・利用者とのつながりによる『しあわせの循環』の創造」
を掲げ、はたらく人たちの夢をかなえる金融機関＝生活応援バンクで
あり続けたいと考えています。

北海道ろうきんの概要

名称	北海道労働金庫
所在地	札幌市中央区北 1 条西 5 丁目
設立	1951 年 5 月 19 日
代表者	理事長　出村　良平
常勤役職員数	727 人
店舗数	37 店舗（出張所・仮想店舗含む）
出資金	32 億円
団体会員数	2,665 会員
間接構成員数	413,479 人
預金残高	1 兆 547 億円
貸出金残高	7,596 億円
自己資本比率	8.69%
リスク管理債権比率	0.54%

※各種数値は 2021 年 3 月末現在

シンボルマーク

〈ろうきん〉のシンボルマークは、ROKIN の頭文字の R をデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。鳥の親子は、親しみやすさを表すとともに、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれる労金運動を意味し、はばたく鳥は、より発展する〈ろうきん〉の飛翔を表現しています。シンボルマーク・カラーはブルーです。〈ろうきん〉ブルーは「知性」「未来」「希望」を表現しています。シンボルマークには、〈ろうきん〉の基本理念が表現されています。

ごあいさつ

理事長　出村　良平

平素より、私ども北海道労働金庫に対して、格別のお引き立てを賜り、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、国内経済はワクチンの普及等により持ち直していくことが期待されるものの、新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見通せない状況にあります。このような環境も踏まえ、当金庫は引続き福祉金融機関として、勤労者セーフティネット機能の発揮に努めることを最優先に対応していく所存です。

当金庫は、2021年5月に創立70周年の節目を迎えました。1951年に、全国3番目の「勤労信用組合」として設立されて以降、社会経済環境が大きく変化していく中で、幾多の困難もありましたが、会員をはじめとした皆様のおかげで、預金量が1兆円を超えるまでに成長させていただきました。2020年度につきましても、中期経営計画(2018～2020年度)の最終年度として、長期ビジョン(～2024年度)で掲げた「会員・地域・利用者とのつながりによる『しあわせの循環』の創造」に向けて事業活動を展開し、計画水準を上回る成果を上げることができました。多くの会員・推進機構、利用者の皆様による支えがあってこその事業成果であり、改めて感謝申し上げる次第です。

2021年度は、コロナ禍を踏まえて、前回中期経営計画と次期中期経営計画(2022～2024年度)をつなぐ位置づけとして「短期経営計画(2021年度)」を策定し、対面を補完する非対面環境の整備・活用をはじめ、会員・利用者の皆様から「信頼され、相談される〈ろうきん〉」となるよう取組みを進めてまいります。また、これまでの感謝の気持ちを込めて、創立70周年記念事業として、轟ローンや住宅ローン等キャンペーンの実施、奨学金借換ローンの金利引下げを含む商品内容の見直し、「つなぐプロジェクト」による地域の福祉団体等への貢献、小・中高生向けの金融リテラシー教育支援の取組みなどを実施します。

金融機関を取り巻く環境は、人口減少・高齢化による市場規模の縮小や超低金利環境の長期化など厳しさを増すばかりですが、当金庫は協同組織の福祉金融機関として、70年前から会員・推進機構と共に築き上げてきた事業モデルを礎に、SDGsの「誰一人取り残さない」や〈ろうきん〉の設立経過や理念にも合致する「金融包摂(全ての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況を目指すこと)」の実現に向けて、役職員が一丸となって事業活動に取り組んでまいります。

ここに、当金庫の経営方針や事業の状況をご案内するために、「北海道労働金庫ディスクロージャー誌2021」を作成しました。多くの皆様にご高覧いただき、当金庫に対するご理解をより一層深めていただければ幸いです。

2021年7月

CONTENTS

ごあいさつ…… 1

ろうきんの理念
ろうきんの理念と基本姿勢 …… 2

創立70周年記念事業 …… 4

北海道ろうきんの概要
2020年度業績ハイライト …… 6
長期ビジョン(～2024年度)・
短期経営計画(2021年度)の概要 …… 8
2021年度事業計画 …… 10
社会的責任と貢献活動 …… 11
2020年度トピックス …… 20
北海道ろうきんの健全性・安全性 …… 21
リスク管理体制 …… 22
コンプライアンス態勢 …… 25
お客様本位の業務運営に関する
取組方針・取組状況 …… 28
業務の適正を確保するための体制・運用
状況(内部統制システム) …… 30

営業のご案内
預金商品・資産運用商品のご案内 …… 32
融資商品等のご案内 …… 34
各種サービス・業務のご案内 …… 36
主な手数料一覧 …… 38

プロフィール
北海道ろうきんの組織 …… 40
あゆみ …… 41

ネットワーク
北海道ろうきん店舗一覧 …… 42
北海道ろうきん自動機一覧 …… 44

財務データ
財務諸表 …… 46
資産内容の開示 …… 52
経営指標 …… 55
預金に関する指標 …… 56
貸出金等に関する指標 …… 57
有価証券に関する指標 …… 58
その他業務 …… 59
出資金・
常勤役職員一人当たり一店舗当たり預金・貸出金 … 60
連結情報 …… 61
自己資本の充実の状況 …… 67

索引
開示項目一覧 …… 77

ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する
協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および
文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる
社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、
そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、
運動と事業の発展に努めます。
ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、
健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

〈1997年5月16日　全国労働金庫協会 1996年度第12回理事会で決定〉

ろうきんの基本姿勢～ろうきんは「はたらく人」たちの金融機関

目的

ろうきんは、働く仲間がつくった金融機関です。

ろうきんは、労働組合や生活協同組合などの働く仲間が、お互いを助け合うために資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりを目指しています。

運営

ろうきんは、営利を目的としない金融機関です。

ろうきんは、労働金庫法というルールに基づいて、非営利を原則に公平かつ民主的に運営されています。会員は平等の立場でろうきんを利用するだけでなく、ろうきんの運営に参画し、会員自らの活動と協同組織の運動を進めています。

運用

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です。

ろうきんの業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用がまったく違います。働く人たちからお預りした資金は、住宅や車の購入・教育・結婚資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

ろうきんの事業運営3原則

非営利の原則　直接奉仕の原則　政治的中立の原則

ろうきんの目的や原則は労働金庫法によって規定されており、市中銀行と明確に区分されています。また、ろうきんは労働金庫法に定められた目的や原則に基づいて事業方針等を策定し、さまざまな施策を実施しています。

労働金庫法

（目的）第1条　この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

（原則）第5条　金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

2　金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。

3　金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

ろうきん業態セーフティネット

お客さまの預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットを用意しています。

1番目の柱は、全国労働金庫協会（労金協会）及び労働金庫連合会（労金連）による定期的な経営状況のモニタリングと労金協会内の労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じて必要な措置を講じ、問題の早期改善を図ることとしています。また、労働金庫監査機構は全国ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

2番目の柱は、労金連の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、ろうきんに経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労金連が緊急資金の貸出しや資本注入、資金援助等を行うことにより経営をサポートします。

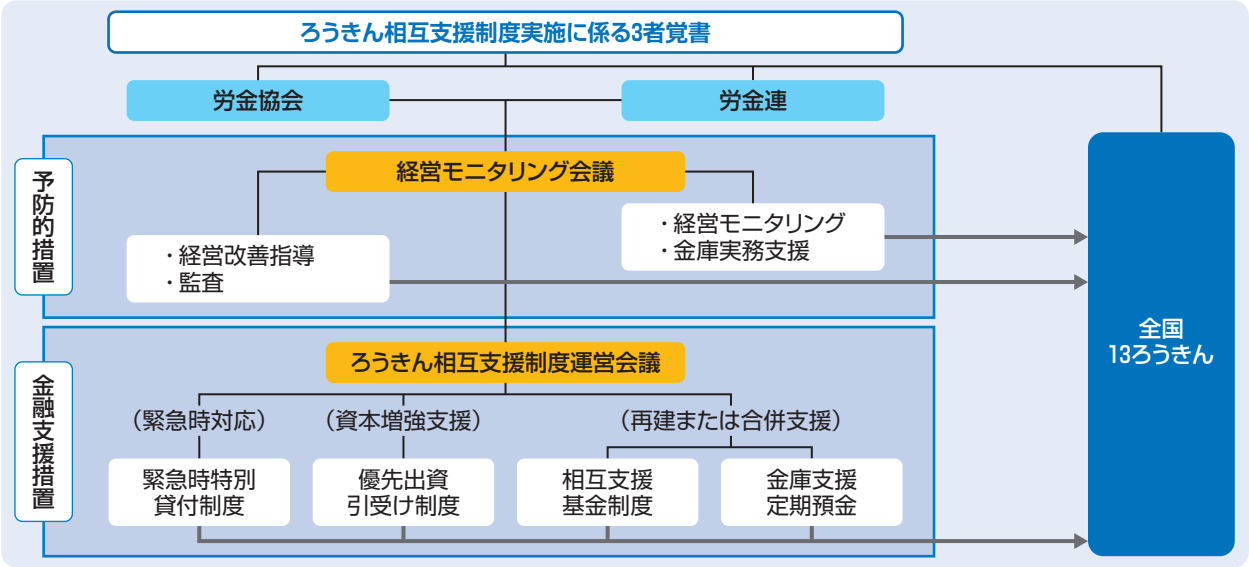

全国ろうきんの概要 （2021年3月末現在）

	全国ろうきん（13 金庫）
店　舗　数	608 店
常勤役職員数	11,340 人
団 体 会 員 数	50,138 会員
間接構成員数	11,670,451 人
出　資　金	972 億円
預 金 残 高	21 兆 9,026 億円
貸 出 金 残 高	14 兆 6,374 億円

※預金残高には譲渡性預金を含んでいます。

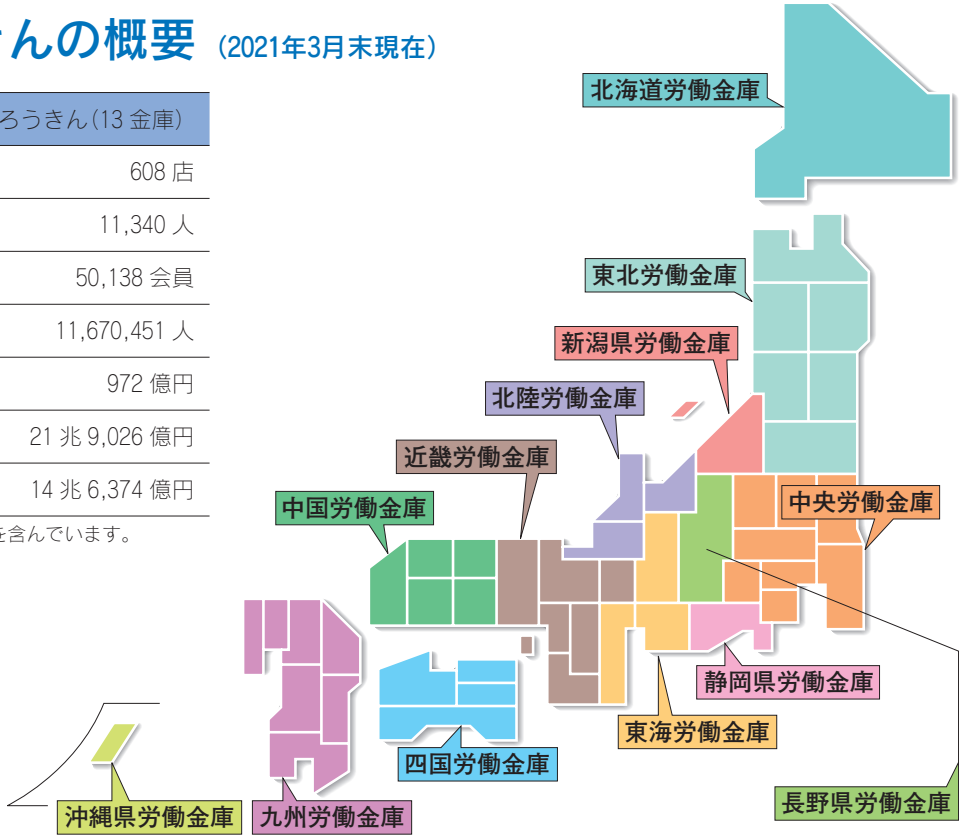

北海道労働金庫は創立70周年を迎えました。

当金庫は、2021年5月19日に創立70周年を迎えました。これもひとえに会員・利用者をはじめとする北海道民の皆さまや関係諸団体から寄せられたご支援、事業推進のための絶大なるご協力の賜物であり、心から感謝申し上げます。

ろうきんの原点に立ち返るとともに、70年間のご愛顧に対する感謝の気持ちと福祉金融機関としてのより一層の役割発揮に向け、創立70周年を記念した取組みを実施いたします。

■記念ロゴマーク

かわらず、よりそって。

70th Anniversary

■キャッチコピー

「かわらず、よりそって。」

〈ロゴマークに込めた想い〉

創立70周年の「70」に「人と人」を組み合わせ、会員・利用者の皆さまにしっかりと寄り添い、ともに未来を創っていく想いを込めています。

〈キャッチコピーに込めた想い〉

時代や社会が変化する状況にあっても、創立当初から「ろうきん」の想いは変わらず、どんな時もともに歩み続けていくことを表現しました。

»70周年記念事業について

■「奨学金借換ローン」の金利引下げを含む商品性の向上

創立70周年を迎えるにあたり、福祉金融機関としてより一層の役割発揮に向けて、継続する奨学金問題への対応を行うべく、現行の「奨学金借換ローン」の金利引下げを行いました。

また、奨学金を利用されている方の多様な資金ニーズにも対応できる商品として「奨学金借換＋αローン」の取扱いを開始しました。

■小・中・高生向けの金融リテラシー教育支援の取組み

小学生向け、中・高校生向けの金融教育教材を作成し、当庫職員が講師となる職場体験・出前講座などで使用します。

■つなぐプロジェクトによる地域の福祉団体等への貢献

お客様が「つなぐプロジェクト」の対象項目を利用いただくと、その利用実績に応じて、ろうきんが拠出し、地域に貢献する活動を行う団体へ寄付を行う取組みです。2021年度は、寄付額をこれまでの2倍として寄付先の拡大を行います。

※つなぐプロジェクトについては12ページをご覧ください。

■創立70周年記念キャンペーン

●創立70周年記念ローンの取扱い

新たにご利用いただく方に対して、創立70周年を記念した「轟ローン」・「全期間固定住宅ローン」のキャンペーンを実施しています。

※取扱期間2021年5月19日（水）から2021年12月31日（金）まで

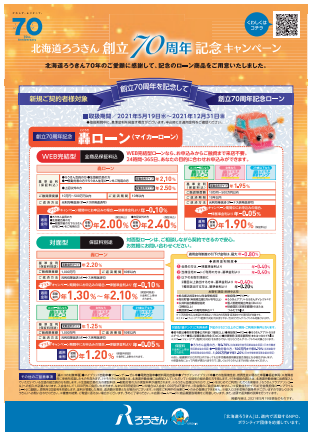

●ありがとうキャンペーン

これまでのご愛顧に対する感謝の気持ちをこめて、2021年12月31日（金）時点で、対象商品のうち、2項目以上ご契約いただいている方の中から抽選で2,021名様に豪華賞品をプレゼントいたします。

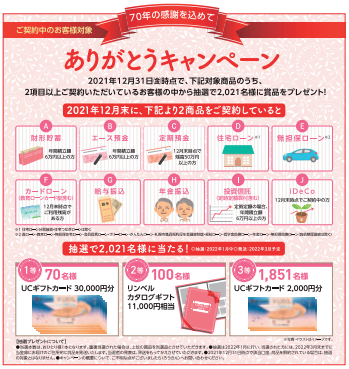

創立70周年記念誌

創立70周年記念ポスター

2020年度業績ハイライト

会員・出資金

当金庫の事業基盤である団体会員数は、労働組合の組織改編や解散などにより、前期末に比較して32会員減少し2,665会員となり、団体会員を構成する間接構成員は22,306人増加し413,479人となりました。出資金の期末残高は前期末から増減はほぼなく、32億57百万円（単位未満切り捨て、以下同様）となりました。

■団体会員・間接構成員数と出資金の推移

	2018年度末	2019年度末	2020年度末
団体会員（会員）	2,712	2,697	2,665
間接構成員（人）	393,753	391,173	413,479
出資金（百万円）	3,258	3,257	3,257

預金（預金積金・譲渡性預金）

預金は、期中487億円増加（増加率4.84%）して、期末残高は1兆547億円となりました。このうち個人預金は期中463億円増加（増加率4.95%）して、期末残高は9,810億円となりました。また、団体預金は期中24億円増加（増加率3.44%）して、期末残高は721億円となりました。

■預金の増加額・増加率の推移

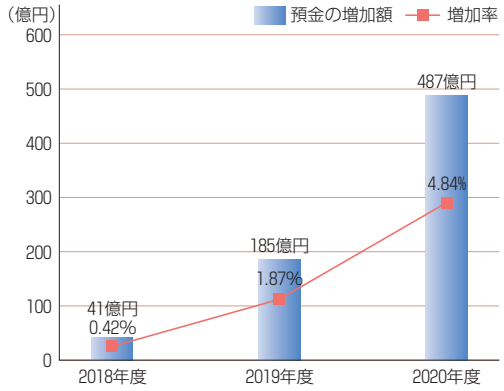

貸出金

貸出金は、期中159億円増加（増加率2.14%）して、期末残高は7,596億円となりました。このうち個人向け貸出金は期中173億円増加（増加率2.36%）して、期末残高は7,505億円となりました。また、団体向け貸出金は期中13億円減少（増加率△13.24%）して、期末残高は90億円となりました。

■貸出金の増加額・増加率の推移

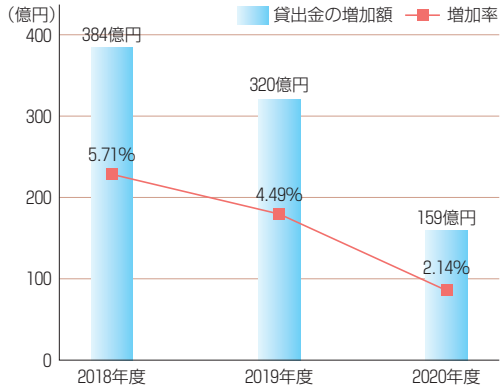

■預金・貸出金の残高推移

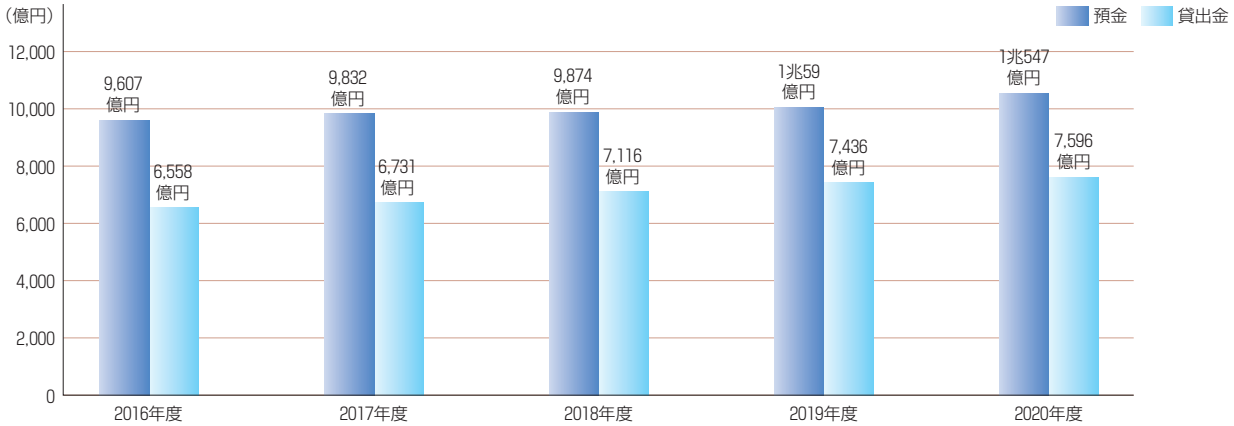

収支

資金運用収益については、貸出金・余裕金の平残が増加したものの、利回が低下したため、前期に比べ89百万円減少（増加率△0.68%）しました。

資金調達費用については、預金平残は増加したものの、利回が低下したことから、前期に比べ69百万円減少（増加率△16.22%）しました。

経費については、物件費の縮減やコロナ禍での未執行などから、前期に比べ3億14百万円減少（増加率△3.34%）しました。

以上の結果などにより、税引前の当期純利益は1億46百万円減少（増加率△7.67%）の17億66百万円となり、法人税等を差し引いた税引後の当期純利益は前期に比べ2億47百万円減少（増加率△17.18%）し、11億94百万円となりました。

■業務粗利益・コア業務純益・ROAの推移

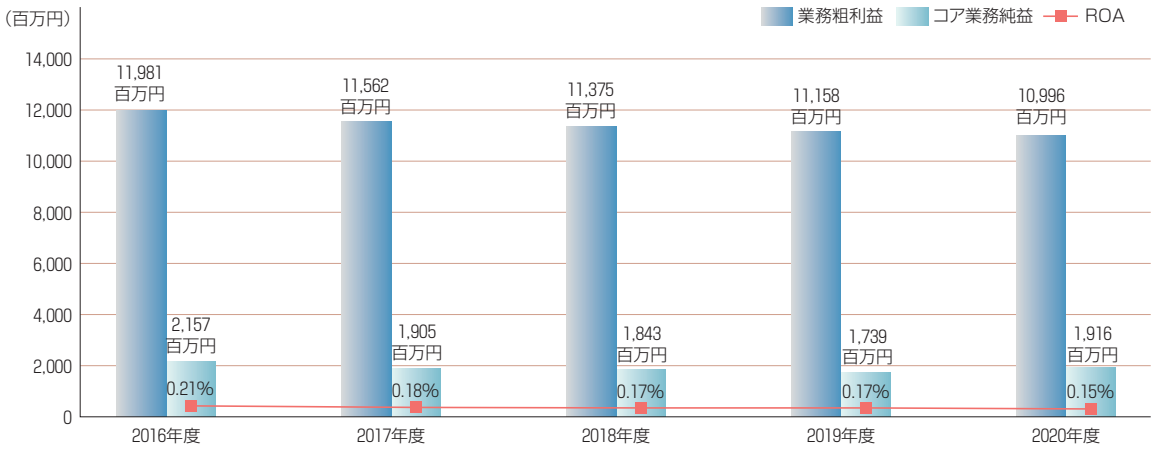

※**業務粗利益**とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」を合計したもので、**金融機関の基本的な業務の成果を示す指標**です。

※**コア業務純益**とは、業務粗利益から「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除した業務純益を基にした利益指標です。貸倒引当金繰入額を控除する前の業務純益から、債券関係損益を控除して算出し、**一時的な変動要因に左右されない指標**として広く利用されています。

※**ROA（総資産利益率）**とは、総資産に対する利益の割合で、**資産をどの程度効率的に利用しているかを示す指標**です。数値が大きいほど収益性が高いことを示しており、本書ではコア業務純益をベースとした数値を記載しています。

$$\text{ROA（総資産利益率）} = \frac{\text{コア業務純益}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$$

■当期純利益の推移

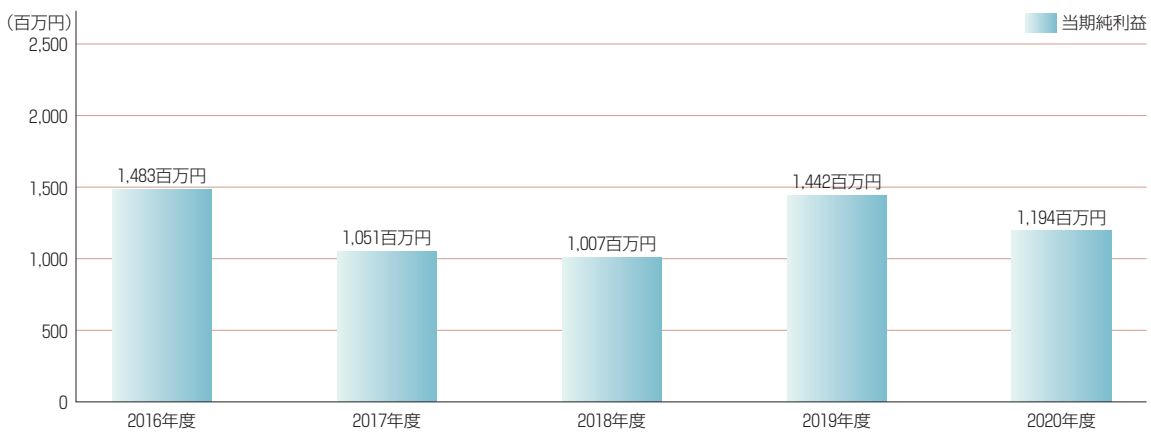

北海道ろうきんの概要

長期ビジョン(～2024年度)・短期経営計画(2021年度)の概要

長期ビジョン

～会員・地域・利用者とのつながりによる「しあわせの循環」の創造～

〈「ろうきん」がめざす姿を創る取組み〉

基本方針①「会員」との環

会員の発展に寄与するため、会員・推進機構とのつながりを強化し、かかえる課題の解決に協力するなど、会員と同じ方向を向いて事業運営を行う。

しあわせの循環

基本方針②「地域」との環

協同組合やNPO・自治体などと、地域における共助の輪を広げ、安心して暮らせる共生社会の実現に貢献する。

基本方針③「利用者」との環

全てのはたらく人と家族・退職者に寄り添い、生涯にわたって生活をサポートする。

〈めざす姿に必要な「ろうきん」の経営基盤を創る取組み〉

基本方針④「ろうきん内」の環

めざす姿の実現に向け、組織や人材、財務などのゆるぎない経営基盤を構築する。

〈長期ビジョンの到達度を評価する指標〉

- ▶ めざす姿を創る取組みの目標値
  ～ 会員組合員メインバンクNo.1
  ※連合アンケート設問の「あなたが一番よく利用する金融機関」の回答で1位を獲得。【期間中】
- ▶ 経営基盤を創る取組みの目標値
  ～ 当期純利益「5億円」以上【期間中】

キーワード：「～つなぐ～」

ろうきんの伝統を未来へ「つなぐ」

ろうきん運動の伝統を未来へ引継ぎ、更に成長・発展させる。

新しいろうきんを創造し未来へ「つなぐ」

変化に積極的に挑戦し、新たなろうきんを創造する。

ろうきんの健全性を未来へ「つなぐ」

必要とされ、信頼され、選ばれるろうきんであり続けるため、いかなる環境下でも持続可能となる、強く健全な経営基盤を構築する。

《長期ビジョン(2015～2024年度)期間中の経営計画》

次期中計（2022～2024）

短計（2021）

第二期中計（2018～2020）

〈キーワード〉
～つなぐ～

〈コンセプト〉
・ろうきんの伝統を未来へ「つなぐ」
・新しいろうきんを創造し未来へ「つなぐ」
・ろうきんの健全性を未来へ「つなぐ」

第一期中計（2015～2017）

〈キャッチコピー〉
「未来への環」～原点回帰と未来創造～

〈中期的ビジョン〉
全てのはたらく人の幸せをかなえるため、不変（変えてはいけないこと）と変革（変わらなければならないこと）に積極的に挑戦します。

短期経営計画（2021年度）

〈「短期経営計画」とキーワードの「つなぐ」について〉

次期中期経営計画（2021～2024年度）は、新型コロナウイルス感染影響やその収束時期が不透明な中で、中期的な計数目標を含む経営計画の策定は困難であると判断し策定を見送りました。

よって、2021年度は、コロナ禍における勤労者のセーフティネットとしての機能発揮を引続き最優先課題としながら、前回中計の積み残し課題への対応の他、ポストコロナの社会的価値観の変化の可能性を展望し、新しい事業運営構築の視点を取り入れた「短期経営計画（2021年度）」を策定します。

前回中計のキーワードである「～つなぐ～」は、これまでの歴史の中で会員とろうきんが一体となって築きあげてきた「ろうきん運動」をしっかりと未来へ継承していくこと、そして基本（原点）に立ち返って新たなものを作り上げていくことが重要と考えて設定したものです。前回中計と次期中計を「つなぐ」位置づけとなる「短期経営計画」においても、引続きキーワードとして設定します。

〈重点課題・個別課題〉

長期ビジョン		短計（2021年度）			
基本方針		重点課題		個別課題	
1	「会員」との環	(1)	会員・推進機構と一体となった運動の展開	①	新しい生活様式下での会員自主福祉運動への貢献
				②	組合員の生活向上への支援
		(2)	運動展開を支える具体策の展開	③	会員自主目標の取組み
				④	会員の組織強化への貢献
				⑤	新たな配当政策の確立
2	「地域」との環	(1)	非営利・協同セクター等との連携	⑥	協同組合組織との連携
				⑦	NPOとの連携
				⑧	自治体との連携
		(2)	福利共済組織等との連携	⑨	ろうきん友の会・クラブアソシエール等との連携
				⑩	その他団体との連携
		(3)	社会貢献活動の実践	⑪	社会貢献活動の見直しと継続実施
3	「利用者」との環	(1)	ろうきんらしい商品・サービスの提供	⑫	ろうきんらしい商品・サービスの提供
				⑬	利用者接点の整備
				⑭	知ってもらう活動の強化
		(2)	生涯取引の充実	⑮	セグメントに対応した取引の強化
				⑯	生協組合員との取引の強化
				⑰	多様な資産形成ニーズへの対応
				⑱	既往利用者への取引深耕
4	「ろうきん内」の環	(1)	経営管理態勢の強化	⑲	ガバナンス態勢の強化
				⑳	法令等遵守態勢の強化
				㉑	ALM・リスク管理・危機管理態勢の強化
				㉒	アール・ワンシステムの更改と業務・事務改善
		(2)	強固な財務基盤の構築	㉓	事業量・収益・リスクのバランスの取れた事業運営
				㉔	余裕金運用態勢の強化
		(3)	人材・組織の活性化	㉕	組織体制の整備
				㉖	人材の活性化
		(4)	その他	㉗	70周年記念事業の実施

2021年度事業計画

事業遂行方針

2021年度は、引続きコロナ禍における勤労者の生活支援等、セーフティネットとしての機能発揮に努めることを最優先としながら、以下の遂行方針に基づいた事業活動を展開します。

1.「つなぐ」活動の進展と多様化する利用者ニーズへの対応

コロナ禍における対面運動の制約の補完を目的としたWEB・オンライン環境の活用など、対面・非対面の双方による運動や事業の展開により、「つなぐプロジェクト」の進展と多様化する利用者ニーズへの対応を図ります。

2. 信頼され、相談される「ろうきん」を目指す取組み

組織内のコミュニケーション環境の活性化や人材育成の強化を図ることで、すべての会員・利用者から信頼され、相談される「ろうきん」を目指します。

計数計画

2021年度における各事業の成果を評価する指標として、以下の計数計画を設定します。

	2021年度 計 画	2020年度 実 績	差
総預金残高（億円）	10,605	10,547	58
うち個人預金残高（億円）	9,946	9,810	136
総貸出金残高（億円）	7,663	7,596	66
うち個人貸出金残高（億円）	7,585	7,505	79
当期純利益（百万円）	715	1,194	△478
自己資本比率（%）	8.69	8.69	0.00
ROA（総資産税引前利益率、%）	0.08	0.15	△0.07
OHR（業務粗利益経費率、%）	89.81	82.60	7.21

（※1）新規個人融資は、有担保ローン660億円、無担保主要3商品199億円を計画します。
（※2）預貸金の平均残高は、預金10,731億円（240億円増加）、貸出金7,628億円（107億円増加）を計画します。これにより、預貸率は、期末残高72.25%、平均残高71.07%を計画します。
（※3）ROAについて本項では税引前当期純利益をベースとした数値を記載しています。

$$\text{ROA（総資産税引前利益率）} = \frac{\text{税引前当期純利益}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$$

（※4）OHRとは業務粗利益に対する経費の割合を表し、効率性を示す指標の一つです。OHRが低いほど効率性が高いことを示しています。

$$\text{OHR（業務粗利益経費率）} = \frac{\text{経費}}{\text{業務粗利益（コア業務純益＋経費）}} \times 100$$

社会的責任と貢献活動

≫〈北海道ろうきん〉SDGs達成に向けた取組み

■「SDGs」とは

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。「貧困をなくそう」や「飢餓をゼロに」など17のゴールと、そのゴールごとに設定された169のターゲット（個別目標）で構成されています。世界的にその重要性が認識され、日本でもその積極的な推進が期待されています。

■ろうきんとSDGs

〈ろうきん〉は創立以来、一貫して勤労者に寄り添い、その生活を金融の面からサポートしてきました。2015年度からの10年間で〈ろうきん〉がめざす姿を描いた「ろうきんビジョン」を策定し、高金利ローンの借換による勤労者の可処分所得向上や、パートなどの非正規雇用労働者への融資、行政と連携した求職者などへの資金融資制度の対応、金融教育の推進など、勤労者の生活向上や、就労・社会参加、経済的自立のための支援に取組んできました。

SDGsのスローガンである「誰一人取り残さない」や、全ての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況をめざす、いわゆる「金融包摂」の考え方は、〈ろうきん〉の設立経緯や理念、ビジョンと合致するものです。

■ろうきんSDGs行動指針

〈ろうきん〉では、SDGsの17ゴール実現に向けた取組みを展開するにあたり、2019年3月に「ろうきんSDGs行動指針」を策定しました。ろうきん運動を通じた勤労者の生活向上という〈ろうきん〉の使命を徹底追及することを通じて、SDGs達成に貢献していきます。

ろうきんSDGs行動指針　～2019年3月～

●〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。

●〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。

●〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取組んでいきます。

●〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

社会的責任と貢献活動

つなぐプロジェクトの展開

会員・推進機構と一体となって、長期ビジョンで掲げた「会員組合員メインバンクNo.1」の実現に向け、「ろうきん運動」を分かりやすい「件数」目標で見える化し、運動の拡大・更なる活性化を進めることを目的に「つなぐプロジェクト」を実施しています。

〈ろうきん〉の預金・各種サービス・ローンをご利用いただくと1件につき100円を、当金庫のキャッシュカード（ローンカード含む）で北海道ろうきんATMを利用した際、その利用（入金・支払いのみ）1回につき1円を〈ろうきん〉が拠出して、地域に貢献する活動を行う団体に寄付します。各団体へ寄付を行うことで、「会員」と「地域」とのつながり（資金循環）の具現化も目指しています。

2020年度は、5,894,557円の寄付額となりました。

生活応援運動の展開

「生活設計」「生活改善」「生活防衛」を3つの柱とし、「お金」に関する諸問題を勤労者のための金融機関である〈ろうきん〉が会員・推進機構との連携のもと、具体的な提案・アドバイスを行う運動です。

勤労者の生涯にわたる豊かな生活の実現のために、生活応援運動の継続・発展に取組むとともに、各種セミナー・相談会等を通じて金融リテラシーの向上に努めています。

1. 生活設計

収入・ライフステージに合わせた資産形成（貯蓄・投資・年金）や計画的なローンを提案・啓発・推進することにより、健全な生活設計を応援します。

2. 生活改善

銀行カードローン問題への対応（当金庫マイプランの保有・活用）、他金融機関の高金利ローン借換えなどによって、組合員の可処分所得向上・生活改善を図ります。

3. 生活防衛

多重債務やマネートラブルに陥らないための啓発活動の実施や、〈ろうきん〉の低金利商品の利用を推進することにより、生活を防衛します。

具体的取組み

1. 生活設計

●生活設計支援（計画的貯蓄・計画的支出）

ライフステージの変化による支出費用や人生100年時代の生活費と公的年金についてご理解いただくために、ライフプランに関するセミナー等を実施しています。

●資産形成支援

貯蓄拡大を基盤としつつ、投資による「充実した資産形成」のために、投資信託やつみたてNISA、iDeCo等、ライフステージにあわせた商品・サービスを提供します。2021年度は、将来を見据えた資産形成を始めるきっかけとして「“人生100年時代”未来設計スタートキャンペーン」を2021年12月30日まで実施しています。

●退職準備・年金相談

定年退職が近づいた方を対象に、定年退職後のライフイベント予測とその費用や年金・税金などの仕組みについて、わかりやすく説明する勉強会を実施しています。

2. 生活改善

●可処分所得向上運動の展開

連合の進める「クラシノソコアゲ」実現のために、「銀行カードローン問題への対応（当金庫マイプランの保有・活用）」「他行高金利ローン借換」によって、組合員の可処分所得向上を図る取組みを行っています。

●奨学金問題への取組み

社会的課題である奨学金に関する諸問題の解決に向けて、北海道労働者福祉協議会や大学生協などと連携した取組みを行っており、奨学金の返済などで悩みを抱える方のために、低利な「奨学金借換ローン」への借換による生活改善にも力を入れています。当金庫創立70周年に係る取組みとして、当該ローンの更なる金利引下げと奨学金の借換に合わせて自動車購入資金等にも利用できる「奨学金借換＋αローン」の取扱いを開始しています。

3. 生活防衛

●金融商品・サービスに対する消費者教育

会員組合員などを対象に、カードローン問題や多重債務問題・悪徳商法などの消費者トラブルに関する知識や情報をイラストを交えて分かりやすく紹介した冊子「マネートラブルにかつ！」などを活用した学習会を開催し、多重債務防止に取組んでいます。

また、当金庫は、小中学生向けの職場体験や高校への出前講座などの金融教育も実施し、金融リテラシーを高めるための取組みを行っています。

●多重債務問題への取組み

当金庫は、勤労者の生活を支える福祉金融機関として、庫内に「多重債務対策委員会」を設置し、多重債務の予防と救済の両面から活動を進めています。

コンサルティングプラザ（札幌市）内に開設している「お客様相談室」では、弁護士や司法書士とのネットワークを構築しており、多重債務相談の専門員が、産別・会員からの個別相談に応じています。

社会的責任と貢献活動

自治体との連携

北海道との連携により、「北海道働き方改革推進企業認定制度」で認定された企業の従業員を利用対象とした「北海道働き方改革推進企業　勤労者応援ローン（愛称：働くひと応援ローン）」を取扱いしています。

「働き方改革」に取組む企業に勤務する勤労者の“より豊かな生活”を支援するために、本融資商品とフルキャッシュバックサービス、iDeCo（個人型確定拠出年金）、マイプランをパッケージ化しての周知活動を展開しています。

※北海道働き方改革推進企業認定制度とは、「多様な人材の活躍」「就業環境の改善」「生産性の向上」を3つの柱とする北海道働き方改革推進方策に掲げた取組みを評価項目として、北海道が認定する制度です。

NPOへのサポート

当金庫では、福祉・教育・自然災害などの社会的課題の解決に取組んでいるNPO法人への様々なサポートを行っています。

■NPO事業サポートローン

当金庫では、NPO法人向けの融資制度を取扱いしています。NPO法人の事業に係る運転資金や設備資金をご融資し、資金面でNPO活動を支援するものです。「融資」という金融機関本来の業務を通じて、福祉金融機関としての役割発揮に努めています。

※制度の詳細は、最寄りのろうきん本支店までお問い合わせください。
※審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

■日本政策金融公庫との連携

子育てや介護・福祉、地域活性化にかかるソーシャルビジネス分野の支援に力を入れている日本政策金融公庫と、「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。NPO法人等への資金供給や情報交換等の各分野に係る連携を円滑に行い、更なる地域経済の活性化に寄与することを目指します。

また、協調融資商品「TSUNAGU」を取扱っており、北海道ろうきんと日本政策金融公庫がもつ特性を相互に補完・共有のうえ、地域の課題に取組む皆さまからのニーズに連携・協調して応えます。

■NPO自動寄付制度

ろうきん預金口座からの自動振替により、預金者の方がNPOを支援する仕組みを提供しています。寄付は毎月100円からの口座振替（口座振替手数料無料）で、寄付先は当金庫が関係団体の助言を得ながら選定した34団体の「紹介NPO」の中からお選びいただけます。気軽に始められるボランティア活動にぜひご参加ください。

※「紹介NPOリスト」は当金庫ホームページでご確認いただけます。（https://www.rokin-hokkaido.or.jp）

■NPO振込手数料免除制度

NPO団体が受取る寄付金・会費・売上代金などの振込手数料を、北海道ろうきん本支店間に限り、年間100件まで免除する制度です。

※対象NPO団体となるためには、お申込手続き等が必要です。

≫協同組合間の連携

■協同組合ネット北海道への参画

当金庫は、北海道生活協同組合連合会・JAグループ・道内大学などと、北海道における新たな協同組合連携組織として2020年6月17日に発足した「協同組合ネット北海道」（関連18団体）へ参画し、単一の協同組合では解決できない課題の解決に向けた取組みを展開していきます。

■北海道生活協同組合連合会・コープさっぽろとの連携

当金庫は、北海道生活協同組合連合会・コープさっぽろ等と連携し、当金庫でお子さま口座（18歳以下の普通預金口座）作成1件につき100円を「コープさっぽろ子育て支援基金」に寄付する取組みを行っています。2020年度は、139,100円の寄付額となりました。

また、コープさっぽろが事務局を務めている「北海道SDGs推進プラットフォーム」に参画し、SDGsの推進に向けた学習会や情報共有を行っています。

引き続き、組合員の皆さまの生活に役立つ取組みを協同組合間の連携で進めていきます。

≫社会貢献事業

当金庫では、会員の皆様の理解を得ながら、創立50周年を迎えた2001年度より、NPO団体やボランティア団体、芸術・文化・社会福祉活動等を行っている団体を対象に、助成事業を実施しています。

■社会貢献助成制度

地域の公益の担い手として活躍する北海道内に所在のNPO団体やボランティア団体を応援するため、2001年度に「社会貢献助成制度」を創設し、20年間で延べ829団体に対し、助成金を通じた支援活動（累計1億4,471万円）を実施しています。2020年度の助成金申請は73団体から応募があり、36団体に対し総額620万円の助成を行いました。

また、社会貢献助成制度が20周年を迎えたことを記念し、「つながる想い　ひろがる未来」と題した記念誌を発行しました。

■継続助成事業

「芸術・文化活動」「児童福祉」を行っている団体へ継続助成を実施しています。

助成団体　①国際親善交流特別演奏会（日本音楽文化交流協会北海道支部）
②さっぽろ旭山音楽祭（さっぽろ旭山うたの会）
③社会福祉法人　北海道家庭学校

■さぽーとほっと基金（札幌市民まちづくり活動促進基金）への寄付

当金庫は2008年度から同基金に毎年寄付を行っており、2020年度は70万円を寄付しました。寄付金額は累計1,060万円となり、札幌市より寄付に対する感謝状をいただきました。

※さぽーとほっと基金（札幌市民まちづくり活動促進基金）は市民や企業などからの寄付を札幌市が募り、ボランティア団体・NPO団体などが行うまちづくり活動に助成することで、札幌のまちづくり活動を支える制度です。

≫社会的責任投資（SRI）の取組み

労働金庫連合会は、2017年9月に〈ろうきん〉業態を代表して、責任投資原則（PRI）に署名しました。責任投資原則（PRI）は、2005年に国連が欧米の大手機関投資家らの参加を得て策定した原則のことであり、投資行動にあたって、ESGに配慮することを宣言したものです。現在、世界で4,000近くの機関投資家が賛同署名しています。

当金庫では、PRIの原則に基づき、社会的責任投資（SRI）を通じた取組みを一段と進め、ESGを考慮のうえ選定された金融商品への投資を行っています。

※SRI（社会的責任投資：Socially Responsible Investment）とは、財務指標など経済的側面に加えて、環境保全および社会・地域への貢献など社会面での企業の社会的責任を考慮した投資です
※ESGとは、環境（E：Environment）・社会（S：Social）・ガバナンス（G：Governance）を表し、これらに配慮した責任投資をESG投資といいます。

社会的責任と貢献活動

≫新型コロナウイルス感染症に対する取組み

全国に拡大する新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な状況にある中、当金庫では会員・利用者の皆さま、役職員・その家族の安心・安全を第一に確保した上で、社会機能の維持に不可欠な金融インフラとして勤労者セーフティネット機能を発揮し、また、協同組織の福祉金融機関として何ができるのかを考え、取組みを進めてきました。

今後におきましても、政府や自治体の要請等に基づき感染拡大防止対策を図りながら、会員・利用者の皆さまへ寄り添った取組みを進めていきます。

■社会的役割発揮に向けた取組み

○新型コロナウイルス関連の各種ローンの取扱い

新型コロナウイルスの影響を受けられたお客様への支援として「新型コロナウイルス関連特別融資」や「勤労者生活支援特別融資制度」、「ほっかいどう勤労者福祉資金融資(保証料免除制度あり)」等を準備しています。

○返済条件の変更・見直しに対するご相談の受付

ご融資の返済が困難になっているお客様の返済条件の変更・見直し等に関するご相談をお受けしています。

○新型コロナウイルス感染拡大に関する義援金の振込手数料免除

会員の皆様やNPO等が行う新型コロナウイルスに関する義援金募集にかかわり、ろうきんに開設する義援金受付口座への振込にかかる手数料を免除扱いとしています。

○北海道社会福祉協議会の「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付」の取扱い(2020年9月末に取扱い終了)

社会福祉協議会が休業等により収入が減少されたお客様を対象に実施している「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付」のお申込みの取次業務を行いました。

■お客様・職員の安心・安全のための取組み

○「WEB完結型ローン」の充実

コロナ禍における、新たな生活様式にあわせた非対面取引のニーズにお応えし、WEB完結型ローンの取扱商品を拡大しました。

(来店不要でご利用できるサービスにつきましてはQRコードからご確認ください。)

来店不要でご利用できるサービス一覧

○「新北海道スタイル」安心宣言の取組み

感染拡大防止に向けて、全店に飛沫防止ボードを設置するほか、換気・消毒の励行に取組んでいます。また、接触機会を抑制するためロビーの待合席やATM等の間隔確保に努めています。

○窓口営業時間の変更(昼休業の実施)による出勤者数の調整

「緊急事態宣言」発令時等には、感染拡大を防止しつつ、お客様への金融サービスを提供するため、一部店舗において窓口営業時間を変更(昼休業の実施)し、出勤者数の調整や時差出勤、在宅勤務等を行いました。

ILO(国際労働機関)に新型コロナウイルス感染症拡大に対する労働金庫の取組みが紹介されました。

労働金庫が進める新型コロナウイルス感染症拡大に関する取組みは、誰ひとり取り残さない社会の構築と労働者の金融包摂を推進してきた70年の経験に基づき、コロナ禍において労働者とその家族を支援していることが紹介されました。

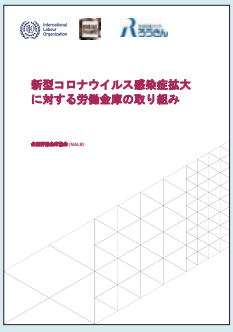

新型コロナウイルス感染症拡大に対する労働金庫の取り組み

≫自然災害による被災や収入減少などに対する取組み

■融資関連取引の特別措置

平成23年の東日本大震災、平成30年の北海道胆振東部地震、昨今相次いで発生する台風・大雨などの自然災害により被災された方々や、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したり失業するなどした方々の生活再建・生活維持を支援するため、低金利の特別ローンをご用意して対応しています。また、当金庫ローンをご利用中の方に対しては、お客様の諸事情やご希望に配慮しながら、ご返済条件の見直しなどのご相談をお受けしています。

なお、自然災害による被災者には、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の趣旨も踏まえて適切に対応するよう体制を整備しています。

その他、当金庫住宅ローンに付帯している信用生命共済・団体信用生命保険の保険金等請求手続きの必要書類を簡素化したほか、火災共済・火災保険に関するご相談にも対応しています。

※特別ローンのお取扱い期間や内容等につきましては、最寄りのろうきん本支店へお問い合わせください。

■振込手数料の免除措置

会員の皆様やNPO等の団体による義援金受付口座へのお振込にかかる手数料を免除扱いとしています。

≫勤労者の生活を支援する取組み

社会情勢の変動などによって雇用・所得環境が大きく変わる中、当金庫は勤労者のための福祉金融機関として、金融機能の側面から勤労者の生活を守り、維持・向上させるための役割を発揮していくことに努めています。

■勤労者生活支援特別融資制度（個人用）

さまざまな事情により収入減少や離職を余儀なくされた方への生活支援を目的とした全国ろうきん統一の制度です。低利な新規融資のほか、当金庫ローンをご利用中の方の返済条件の見直しにも対応しています。

対　象	概　要	
ろうきんローンをご利用中の方	返済条件緩和措置	以下の返済方法変更についての、選択が可能となります。 ①割賦金変更（期間延長） ②元金返済据置（2年間以内ずつ最長5年間） ③返済条件変更（均等・加算併用割合の変更）
新たにろうきんローンをお申込みする方	住宅ローン借換融資制度	住宅ローンの借換資金にご利用いただけます。（元金返済据置特約付）
	無担保融資制度	医療・教育・住宅等、生活維持向上を目的として、新たにご融資を希望する場合にご利用いただけます。（元金返済据置特約付）

※本融資制度は、勤務先事情による離職・収入減少でお困りの方を対象としています。
※本融資制度のご利用にあたっては、当金庫との取引実績があることなどの条件を満たしていることが必要です。

■勤労者生活支援特別融資制度（会員用）

勤務先が特殊事情から給与削減等を実施したことで、収入が減少した組合員の生活を支援するための会員専用融資制度です。

※「会員」とは、北海道労働金庫に出資加入いただいている団体の組合員の方を指します。

■福祉ローン

就学前のお子様や介護を必要とする高齢者のいるご家庭、災害で被災された勤労者の経済的負担を支援するための商品です。

■ほっかいどう勤労者福祉資金融資（北海道との提携融資制度）

道内の中小企業従業員、非正規雇用労働者、季節労働者、離職者を対象とした提携制度です。離職者や季節労働者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて昨年（あるいは一昨年）同時期よりも年収が減少した方などには、保証機関による所定の保証料が免除される措置もございます。

※保証料免除の適用に際してご提出が必要な書類がございますので、事前にご確認ください。

■求職者支援資金融資制度・技能者育成資金融資制度

厚生労働省が実施する求職者支援訓練や、経済的な理由により職業訓練を受けることが困難な訓練生に対して、訓練期間中の生活費などを支援する制度を取扱っています。

※求職者支援資金融資制度のお申込みに際しては、事前にハローワークでの受付・要件認定が必要です。
※技能者育成資金融資制度のお申込みに際しては、事前に職業能力開発総合大学校や公共職業能力開発施設での受付・要件認定が必要です。

- 各融資制度の詳細につきましては、最寄りのろうきん本支店へお問い合わせください。
- 審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

社会的責任と貢献活動

金融の円滑化に関する取組み

当金庫は、勤労者のための金融機関として、これまでも住宅ローンご利用者の返済計画の見直しにかかるご相談の取組みを積極的に行ってまいりました。

2009年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（金融円滑化法）を契機に、当金庫では対応方針と管理体制を定め、お客様に当金庫の基本的姿勢をご理解いただくためにホームページに掲載して公表するとともに、住宅ローンご利用中の方などからのご相談によりきめ細かく対応するため、体制を強化いたしました。

金融円滑化法は2013年3月末をもってその期限を迎えましたが、当金庫では引き続き上記の取組みを継続しており、ご利用者からご返済等の負担軽減に関するご相談があった場合は、できる限りご意向にお応えするように努めています。

ご利用いただいている住宅ローンのご返済にかかるご相談につきましては、お取引のあるろうきん本支店（ローンプラザを含みます）、融資センター、または下記の窓口へお問い合わせください。

※対応方針・体制等の詳細、取組状況を北海道ろうきんホームページに掲載しています。（https://www.rokin-hokkaido.or.jp）

北海道労働金庫　お客様相談センター　0120-510-924（ご利用時間　平日 9:00～17:00）

金融犯罪被害防止に向けた取組み

■偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しへの対応について

被害を未然に防止するため、ATMへの「のぞき見防止フィルム」の貼付、「後方確認ミラー」の設置、異常取引検知システムによるモニタリングの実施、類推されやすい暗証番号の危険性に関するご案内等を行っています。

■QRコード決済サービスによる不正な払戻しへの対応について

被害を未然に防止するため、資金移動業者との口座連携時は複数要素による認証手続きを行い、また、異常取引検知システムによるモニタリングを行っています。

■インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しへの対応について

被害を未然に防止するため、複数のパスワードによる本人認証の実施、ワンタイムパスワードの導入、ネットムーブ社のセキュリティソフト　SaAT Netizenの無料提供等を行っています。

■振り込め詐欺等への対応について

被害を未然に防止するため、ATMコーナーへのポスターの掲示、職員による声掛けの実施、ATMでのお振込の際、振込詐欺注意画面の表示および音声による注意喚起を行っています。

≫環境への取組み

■地球温暖化防止のために

当金庫は、地球温暖化防止に向け夏季の「ビジネス軽装（ECOスタイル）」や「冷房の適正温度設定」を実施するとともに、ATMコーナー・営業店内照明のLED化を順次行い、省エネルギーに取組んでいます。

また、当金庫が使用する事務用品や機器の購入に際しては、環境に配慮した製品を優先して選択するグリーン購入を実践し、「FSCミックス認証紙」を使用した教宣物の作成などを推進しました。

■金融エコ商品の取扱い

当金庫は、環境に配慮した金融商品を提供することにより、環境保全に関心の高いお客様をお手伝いし、環境負荷の低減に努めています。

電気自動車等の環境に優しい車や福祉車両の購入資金を対象とし、当金庫の一般の自動車ローンよりも金利を引き下げた「轟エコ」の提供や、省エネルギー化・バリアフリー化・耐震化工事等を対象とした低金利の「エコリフォームローン」の取扱いもしています。

※上記商品の詳細については、最寄りのろうきん本支店までお問い合わせください。

≫ワークライフバランス実現への取組み

■仕事と家庭の両立支援

当金庫では、「次世代育成支援対策推進法」ならびに「女性活躍推進法」に基づく行動計画を策定して、すべての職員が仕事と家庭生活の両立を図りながら、活躍できる職場環境の整備に取組んでいます。

2016年9月に「北海道あったかファミリー応援企業」に登録、2016年10月に「北海道なでしこ応援企業」の認定を受けました。また、2021年3月には「北海道働き方改革推進企業制度」最高位のゴールド認定を受けました。

「北海道働き方改革推進企業制度」最高位のゴールド認定を受けました。

本制度は、働き方改革に積極的に取組む企業を、その取組みの段階に応じて北海道が認定し、広く紹介することにより、道内企業の働き方の取組みを促進し、取組み企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的とするものです。

当庫は「多様な人材の活躍」「就業環境の改善」「生産性の向上」の全項目で評価され、2021年3月に最高位のゴールド認定を受けました。

北海道働き方改革
推進企業認定証

北海道ろうきんの概要

2020年度トピックス

4月

- 「2020 Young pack（ヤングパック）キャンペーン」（4/1～12/30）
- 「2020“人生100年時代”未来設計スタートキャンペーン」（4/1～12/30）
- 「J-Coin Pay」への電子マネーチャージの対応開始（4/1）（注）
- 「ろうきんアプリ“3STEP”キャンペーン」（～9/30）
- 北海道ろうきん社会貢献助成制度選定会議（書面開催）
- 新型コロナウイルス感染症に対する取組み
  ▽「新型コロナウイルス関連特別融資」取扱開始（4/1）
  ▽「勤労者生活支援特別融資制度」金利引下げ（4/15）
  ▽社会福祉法人北海道社会福祉協議会による生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付受付業務（4/22～9/30）

6月

- 協同組合ネット北海道の設立への参画（6/17）
- 平日営業日における「ご相談の来店予約サービス」開始（6/22）

7月

- 日曜ローン相談会
  （7月・8月・10月・1月を除き翌年3月まで月1回実施）
  ※4月～6月は新型コロナウイルスの影響により中止
  ※ローンプラザ・札幌西支店・札幌麻生支店・札幌平岡支店は毎週開催
  （年末年始・ゴールデンウィーク・お盆等を除く）
- 「PayPay」への電子マネーチャージの対応開始（7/14）（注1）

10月

- 「WEB完結型教育ローン」「WEB完結型フリーローン」取扱開始（10/1）

12月

- 「ろうきん1stチョイスキャンペーン」（12/1～4/30）
- 「たんぽぽ認知症年金保険（たんぽぽプラス）」取扱開始（12/1）

3月

- 「ろうきんアプリ」の機能追加（3/16）（注2）

（注1）スマホ決済等のサービスにおいて、顧客情報を不正利用した疑いのある取引が複数の金融機関で発生した状況に鑑み、顧客預金の安全確保・被害防止の観点から、労金業態において「新規口座登録」「即時チャージ」を2020年9月18日以降順次停止しています。（2021年6月末現在）

（注2）「Webお知らせ」・「住所変更」・「相談・予約」・「QRコード決済」の機能がご利用いただけるようになりました。

北海道ろうきんの健全性・安全性

自己資本の状況

●自己資本比率（単体）　（単位：百万円）

	2019年度末	2020年度末
自己資本総額	49,643	50,688
基礎項目	49,787	50,786
調整項目（△）	143	98
リスク・アセット等	571,763	582,880
自己資本比率	8.68%	8.69%

2020年度末の自己資本比率は8.69％となり、2019年度末から0.01ポイント上昇しました。

これは、自己資本比率の算出式において分母となるリスク・アセット等が、貸出金や有価証券のボリューム増加等から111億円増加したものの、分子となる自己資本総額が、内部留保の増加により前年度から10億円増加したことにより、自己資本総額の増加影響がリスク・アセット等の増加影響を上回ったことによるものです。

（詳しい内容は67ページ～72ページをご覧ください。）

〔自己資本の充実度の評価〕

当金庫の自己資本比率は、現状において法定基準で最低限必要とされる自己資本比率4%以上を上回っており、さらに自主目標としている8%以上も上回っています。

また、内部管理上、管理対象リスクに対する自己資本の配分により、リスク限度額を設定しモニタリングを行っていますが、年間を通じてリスク量は限度額内で収まっていることが確認されていることからも、当金庫の事業戦略に見合った自己資本の量的水準が確保されていると判断しています。

今後につきましても、勤労者の資金ニーズに適切に対応していくため、各種リスクの適正管理を継続するとともに、協同組織金融機関として適正な水準の収益計画を達成していくことで、さらなる自己資本の質的向上と量的拡大を図ってまいります。

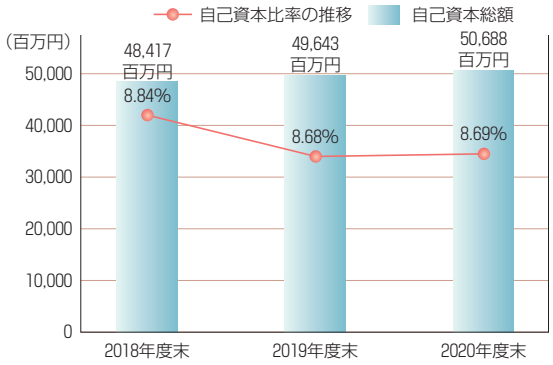

● 自己資本比率

金融機関の体力、健全性を示す指標のひとつ。

金融機関が保有する資産に対し必要とされる自己資本（最低所要自己資本）は、府省令、告示によりその比率が法定されており、国内基準が適用となる当金庫の場合は、4%以上を確保することが求められています。国内基準適用行の基準による算式は以下のとおりです。

$$自己資本比率＝\frac{自己資本の額（コア資本^{注1}に係る基礎項目の額^{注2}－コア資本に係る調整項目の額^{注3}）}{信用リスク・アセットの額の合計額^{注4}＋オペレーショナル・リスク相当額×12.5^{注5}}×100$$

（注1）2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資＋内部留保＋優先出資＋（△）調整・控除項目で構成されます。

（注2）出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

（注3）無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

（注4）資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフバランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

（注5）8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

リスク管理債権比率

総貸出金残高に占めるリスク管理債権の割合をリスク管理債権比率といい、この比率が小さいほど資産の健全性が高いこととなります。

2020年度末のリスク管理債権比率は0.54%となりました。（詳しい内容は54ページをご覧ください）

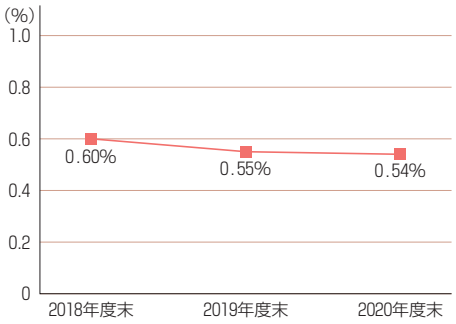

● リスク管理債権

何らかの理由により当初の契約どおり返済されていない等の貸出金。「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」があります。

リスク管理体制

基本方針

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会で決定した「リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法で統合的なリスク管理を実施しています。

統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」、「市場リスク」、および「オペレーショナルリスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に経営管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないよう管理を行っています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証を行っています。

各種リスクへの取組み

■信用リスク

与信先（貸出先等）やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク（貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク）が、いわゆる「信用リスク」です。

(1) 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、適正な審査基準を設け、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

・個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備した上で、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を越える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応を行っています。

・金庫全体の信用リスク管理として、資産査定規程に則り、貸出金をはじめとした総与信の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めています。また、その結果に基づき、償却・引当を的確に行い、資産の健全化を図っています。

・与信取引については、予想損失率等に基づくデフォルト確率等から算出された信用VaR（バリューアットリスク）により、信用リスクを定量的に計測・管理しています。

(2) 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産については、その取得にあたって、金庫で定める資金運用規程に則り、信用格付機関が発表する格付等を参考にしながら、信用リスクの把握に努めています。また、信用格付機関が発表するデフォルト確率等から算出された信用VaR（バリューアットリスク）により、信用リスクを定量的に計測・管理しています。

なお、取得後の事情変化についても、経営管理委員会において定期的に検証し、追跡管理しています。

デリバティブ取引については、投機を目的とせず、固定金利型住宅ローン等の金利リスクヘッジ、為替変動リスクのヘッジである為替予約取引に限定しており、それらに内在する信用リスクについては、再構築コストをベースにしたリスク量の把握を行い、管理しています。

■市場リスク

金融機関では、様々な金融商品を取扱っています。金利、有価証券等の価格、為替など様々な相場が変動することにより、この金融商品の時価が変動し、損失を被るリスクが「市場リスク」です。

市場リスクのうち、金利リスクについては、運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、VaR（バリューアットリスク）を月次で計測、管理しています。

株式や投資信託などの価格が変動する価格リスクに対しても、VaR（バリューアットリスク）により月次で計測・管理しています。

また、計測したリスク量が市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理するとともに、経営管理委員会にてそのリスクリミットの遵守状況等を確認しています。

≫各種リスクへの取組み

■流動性リスク

予期しない資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり（資金繰りリスク）、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる（市場流動性リスク）ことにより、金融機関が損失を被るリスクが「流動性リスク」です。

業務全般において、様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、資金運用室において一元的に管理を行っています。また、市場流動性リスクについては、市場の混乱や縮小等の兆候に関し早期把握を図るなど、経営企画部において管理を行っています。なお、経営管理委員会において、管理状況を報告し、定期的な把握・管理の強化に努めています。

■オペレーショナルリスク

金融機関では、様々な業務を行っていますが、業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナルリスク」です。

当金庫では、オペレーショナルリスクを以下のとおり区分し、管理するとともに、オペレーショナルリスク管理委員会にて、適時・適切に監視、制御をしています。

1. 事務リスク

金融機関では、様々な業務を展開する中で、現金、手形、証書などの重要物を取扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にあるいはタイムリーに行われているかをチェックする内部監査を強化しています。

具体的には、監査部による内部監査と各部店による定期的な自主検査を実施していますが、この他にも、業務主管部による職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能の活用などによっても、事務の誤処理の発生防止に努めています。

2. システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムがダウンしたり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

(1)　当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの耐力保持が可能な設計になっているほか、基幹システムを収容するフロアでは機器免震装置を採用し安全性を高めています。また、周辺システムが収容されているフロアではフロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が振動を吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線で受電しているため、一方の回線断線時にも他方からの受電を確保しているほか、UPS（無停電電源装置）、自家発電装置の組み合わせなどにより、停電や電圧低下対策を行っています。

万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損、障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェア及び重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（Computer Security Incident Response Team）態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

(2)　当金庫においては、通信機器・回線の二重化、各店舗とのバックアップ回線敷設、重要なデータ・プログラムのバックアップ取得とバックアップ媒体の専用金庫室への保管等、システムの安全確保に努めるとともに、「セキュリティポリシー」に基づいた情報資産の適切な管理と保護強化に努めています。

3. 法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、特に留意すべき法務上の問題を事例解説としてコンプライアンス・マニュアルに掲載し、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

4. 風評リスク

マーケットやお客様の間で金融機関の評価・評判が低下し、信用が毀損されることによって有形・無形の損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクを未然かつ最小限に抑えるため、役職員が風評情報を把握した場合の報告体制の整備に努めています。また、万一発生した場合に備えて、適切な対応を図るための対応マニュアルを定めています。

リスク管理体制

リスク管理体制図

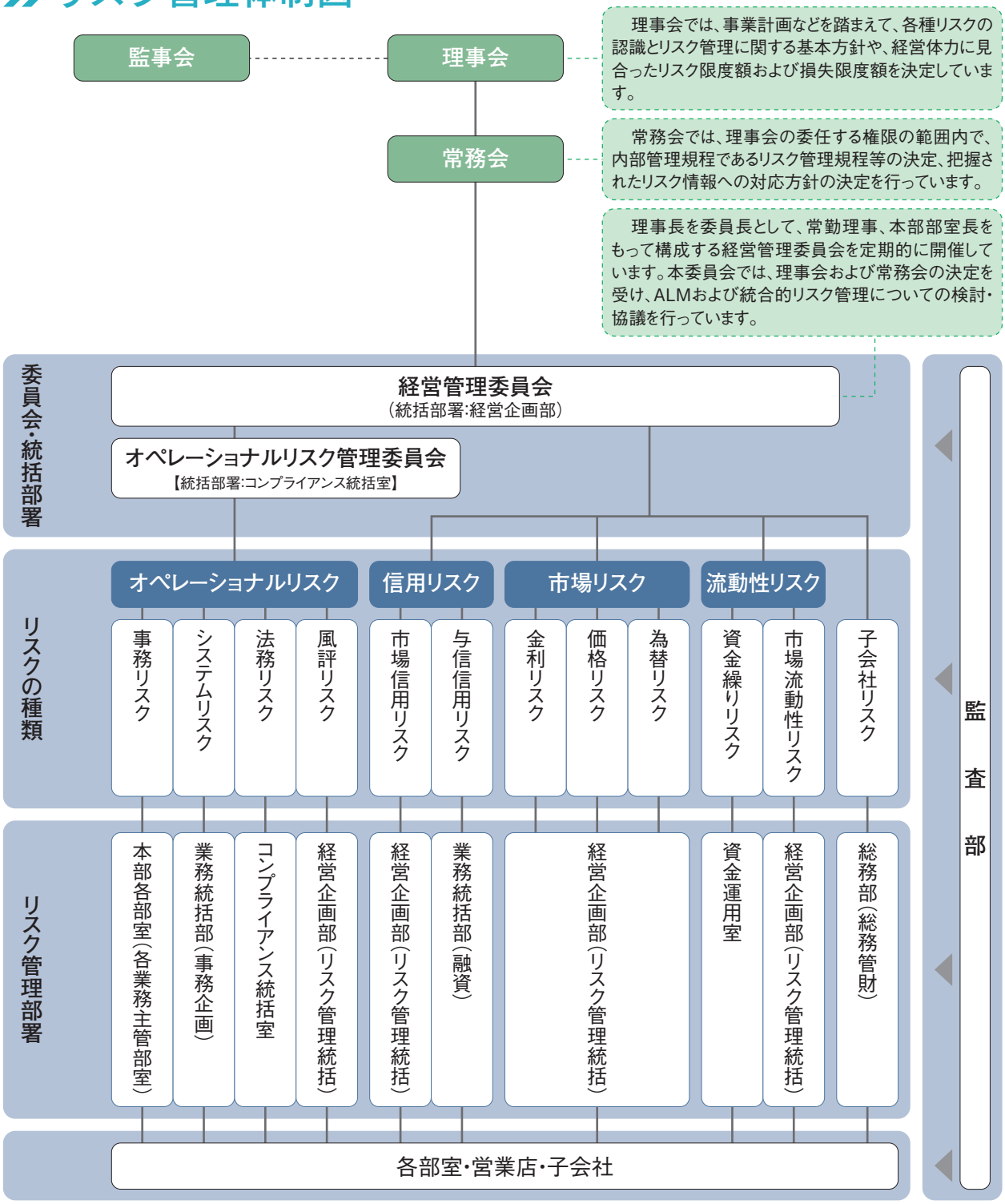

危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータシステムの障害、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の危機発生時に対する基本的な対応を定めた「危機管理基本規程」を制定しています。

また、危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「業務継続計画」を制定しています。

また、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的に実施するなど、体制の強化に努めています。

コンプライアンス態勢

コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけではなく、企業であれば社内の諸規程、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。

社会的な存在であるおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践する上で、あるいは日々の生活を営む上で、このコンプライアンスを求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行うろうきんとその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」を目指していますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では、以上の考え方に立ち、コンプライアンス基本方針と位置づけるものとして前出の「ろうきんの理念」とともに「倫理綱領」を制定し、それらに基づき、全役職員がコンプライアンスの推進に取組んでいます。

コンプライアンスの態勢

当金庫は、会員・間接構成員の皆様の期待と信頼に応える業務運営に努め、社会的責任を果たし得る協同組織の事業体としてコンプライアンス重視の経営に徹するとともに、不祥事件の未然防止・お客様への説明・お客様からの相談および苦情等への対処・お客様情報の管理・外部委託管理などお客様保護等管理態勢の適切性の確保に努めています。

当金庫では、以下の体制によって内部管理態勢の確立を図り、コンプライアンスの徹底に努めています。

1. 役員および理事会のコンプライアンス機能

理事および監事は、自ら高い倫理観を涵養して、コンプライアンス重視の経営姿勢を徹底しています。

理事会では、定期的に「コンプライアンス・プログラム」等の遂行状況の報告を受け、コンプライアンス態勢の実行・実践状況を検証しており、理事は理事会の意思決定に積極的に参画し、また代表理事の業務執行の状況を監督しています。監事は、常務会など重要会議への出席、重要文書の閲覧などにより法令・定款の遵守状況を検証するほか、毎年度「監査計画書」を策定し定期的な各種監査を行っています。

2. コンプライアンス委員会の活動

コンプライアンスに係わる意識の醸成、活動・行動の実践、結果の検証などコンプライアンス態勢の実効性の確保を目的として「コンプライアンス委員会」を定期的に開催しています。

3. コンプライアンス推進の活動

手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布し、コンプライアンス・マインドの浸透を図るとともに、営業店・本部各部は独自の「部店コンプライアンス実践計画表」を策定し、このマニュアルを活用した研修等を行っています。各部店にはコンプライアンス責任者および担当者を配置しており、コンプライアンス担当者は日常的に部店職員のコンプライアンスに係わる相談・質問の対応窓口となるほか、職員の行動や業務運営の適切性について検証を行い、必要に応じてコンプライアンス統括部署へ報告しています。

また、内部監査による検証を重視し、監査部が各営業店（本部各部を含む）に対して定期的に行う監査部監査と、各営業店（本部各部を含む）が自ら行う自店検査の二つを柱として、相互牽制機能が十分働くように留意しながら、内部的なチェックを実施しています。コンプライアンス全般については、弁護士の助言・チェックを受けるなど外部専門家との連携を強化しています。

そのほか、会員・利用者の皆様からの苦情・トラブルなどについては、各部店からの報告体制を整え、再発防止とサービスの向上に努めています。

4. 反社会的勢力に対する取組みについて

当金庫は、反社会的勢力を排除する取組を推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、業務の適切性および健全性を確保し、反社会的勢力との関係遮断を徹底しています。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

(1) 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
(2) 反社会的勢力との取引は一切行いません。
(3) 反社会的勢力に対して、資金提供および不適切な便宜供与は行いません。
(4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、法的対抗措置を講じます。
(5) 反社会的勢力による不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

コンプライアンス態勢

コンプライアンスの運営体制

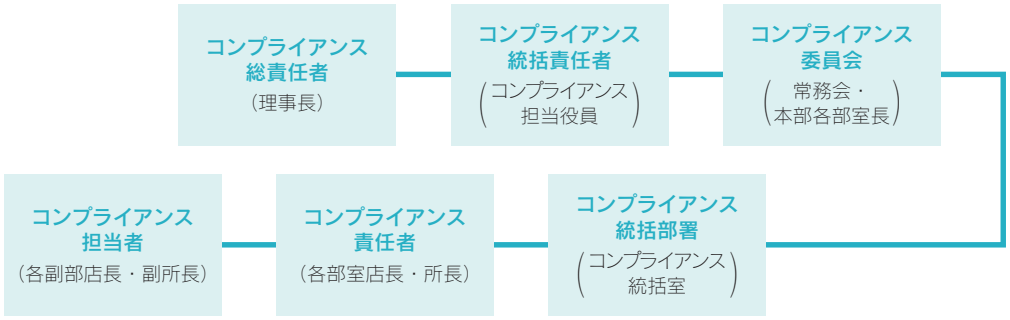

顧客保護等管理態勢・個人情報保護について

(1)　当金庫は、お客様の資産・情報及びその他の利益を保護することを目的とした「顧客保護等管理方針」や、お客様に安心して金融商品をご購入いただけるよう「金融商品に関する勧誘方針」等を定めています。お客様保護等管理態勢の構築は、業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であるため、管理態勢の強化を図り、実効性の確保に努めています。

※上記方針は、北海道ろうきんホームページに掲示しています。
（https://www.rokin-hokkaido.or.jp）

金融商品に関する勧誘方針

① お客様のご意向と実状に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
② お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
③ お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
④ 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

(2)　お客様の個人情報のお取扱いについては、個人情報保護法等を遵守し、適切な保護と利用を図っています。当金庫では、「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」を定めてホームページで公表するなど、個人情報保護のための態勢の整備と徹底を図っています。

(3)　すべてのお客様が平等に利益・サービスを享受でき、お客様の利益が不当に害されることがないよう、当金庫では「利益相反管理方針」を定め、ホームページで公表するとともに、適切な管理態勢を整備しています。

利益相反管理方針（抜粋）

◇基本方針

当金庫は、法令、規程等を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取組みます。

苦情等への対応（金融ADR制度等への対応）について

お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備しています。
また、内部規則の内容を含め、苦情への対応の概要および紛争解決措置の概要をホームページ等で公表しています。
当金庫に対するご相談や苦情については当金庫営業日（平日9時～17時：土日・祝日および金融機関の休日を除く）に、北海道ろうきん本支店（電話番号は「北海道ろうきん店舗一覧」のページ参照）のほか、下記の受付窓口までお申し出ください。

※金融ADR制度とは、裁判外紛争解決手続きのことをいいます。

北海道労働金庫　お客様相談センター
0120-510-924　（ご利用時間　平日 9:00～17:00）
ホームページ　https://www.rokin-hokkaido.or.jp

監査の実施について

当金庫では、監事が理事の職務執行について監査を行い、監査部が内部監査を実施することにより、業務の健全性と適切性の確保に努めています。また、労働金庫法第41条の2第3項に基づき、外部監査を実施しており、2020年度の会計監査の結果として、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人より、無限定適正意見を旨とする監査報告の通知を受けています。

≫マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

・リスクの特定・評価・低減

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、リスクの低減措置を実施しています。

・リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針（抜粋）

●目　的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク（以下「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

●態勢の整備

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。

そのため代表理事はマネロン等リスク対策担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与する。

●経営陣の認識

常務会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策体制　（2021年6月現在）

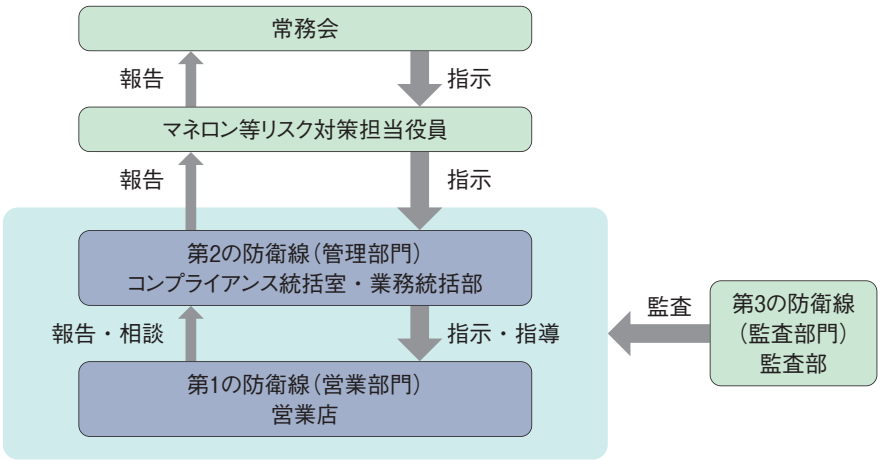

お客様本位の業務運営に関する取組方針・取組状況

≫お客様本位の業務運営に関する取組方針・2020年度取組状況

北海道ろうきん(以下当金庫)は、「ろうきんの理念」のもと、お客様の立場に立ち、お客様の生活を生涯にわたってサポートすることを目指し、お客様本位の業務運営に関する「取組方針」および具体的な行動計画である「アクションプラン」を策定・公表します。

また、「取組方針」・「アクションプラン」に基づく取組状況や成果を定期的に公表するとともに、より良い業務運営の実現に向けて、適宜見直しを図ります。

取組方針1. お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み

当金庫は、「ろうきんの理念」のもと法令やルールを厳格に遵守し、お客様が最善の利益を得られるよう、また、お客様の利益が不当に害されることのないよう、質の高い金融サービスを提供する取組みを行います。

○お客様が最善の利益を得られるよう、お客様の立場に立った、良質な商品・サービスを提供します。
○お客様の資産形成に関するコンサルティングにあたっては、長期積立・分散投資を基本に提案します。
○「利益相反管理方針」に基づき、お客様の保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行います。
○投資信託商品の選定にあたっては、お客様の最善利益の追求の観点で選定します。

■「ろうきんの理念」のもと法令やルールを厳格に順守し、お客様が安心してお取引を継続して頂けるよう、誠実・丁寧かつ公正な業務運営を行っています。
■お客様の資産形成支援の取組にあたり、財形貯蓄などの預金による資産形成を基本に、お客様のニーズとリスク許容度に応じて、投資信託・国債・個人型DC(iDeCo)などのご提案を行っています。
■2020年3月にコンサルティングプラザを開設し、札幌圏におけるお客様の資産形成支援や丁寧なアフターフォローを行っています。
■お客様の安定的な資産形成を目的に、分散投資を基本に提案しました。商品別販売額の割合については、最も割合の高い商品で2018年度は34.2%、2019年度は25.4%でしたが、2020年度末には19.2%となりました。
■全営業店を対象とした利益相反取引管理に関する点検の取り組み(2021年3月末基準)において、利益相反に該当する取引は無かったことを確認しています。
■当金庫が取扱う投資信託商品は、業態の中央機関である労金連合会において利益相反の管理も含め審議・選定されたものの中から、当金庫が適切性を審査したうえで選定しています。

取組方針2. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

当金庫は、販売・推奨等を行う金融商品・サービス、お客様にご負担いただく手数料等について、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。

○金融商品について、お客様のニーズやご意向を的確に把握するとともに、複数のファンド等を提案するなど、お客様が適切に比較・判断することが可能となるよう説明を行います。
○お客様にご負担いただく手数料等について、パンフレット・ホームページなどに商品・サービスごとに表示し、わかりやすく丁寧な説明を行います。
○確定拠出年金(DC)について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについてなど詳しく説明します。
○お客様の資産形成をサポートする取組みとして、金融商品・知識向上に役立つライフプランセミナーを開催します。

■お客様より「ご相談シート」の提出(「預かり資産販売支援システム」を用いた場合は入力)を受けるとともにご意向の聞き取りを実施し、投信経験・投資目的等の把握に努め、お客様が適切に商品比較・判断が可能となるよう、複数ファンドの提案等を行っています。
■投資信託については、「投資信託説明書(交付目論見書)」、「目論見書補完書面」および「投資信託販売手数料等計算シート」等を活用し、お客さまにご負担いただく各種手数料についてご説明を行っています。また、ホームページにファンド一覧表を掲載し、商品間の比較を容易にする等わかりやすい開示を行っています。
■投資信託以外の手数料等については、「商品概要書」および「手数料一覧表」等を活用し、わかりやすく丁寧な説明を行っています。
■ろうきん業態の「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、制度内容や投資に役立つ情報をわかり易く掲載しています。
■お客様の投資・金融知識向上のお役に立つよう、当金庫会員組合員を対象に資産運用等の学習会を開催しました。2018年度については167回、2019年度は231回開催しました。2020年度については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、43回の開催となりました。

取組方針3. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み

当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様に最適な商品・サービスを提供します。

○「金融商品に関する勧誘方針」「共済募集指針」「保険募集指針」等を定め、これらの方針に則り、お客様への適正な金融商品の勧誘を行います。
○「預かり資産販売システム」を導入し、お客様のニーズやリスク許容度を踏まえた、最適な商品・サービスを提案します。
○市場状況や運用状況等を踏まえた継続的なアフターフォローを行い、資産内容の見直しなどお客様の意向に添った対応を行います。
○ご高齢のお客様には、原則として家族等の同席を求め、商品の理解度をより充分に確認しながら説明を行うとともに、事前に審査を行うなど慎重な対応を実施します。

■投資信託商品ラインアップツールや、NISA（少額投資非課税制度）説明用チラシ等により、お客様の立場に立った情報提供を行っているほか、当金庫HPにお客様のリスク許容度等を踏まえ投資信託のファンド選択をサポートする「ロボアド＆シミュレーション」を掲載し、最適な商品・サービスの提案に努めています。
■2020年3月に導入した「預かり資産販売支援システム」により、当金庫タブレットパソコンからの投資信託・国債販売の申込が可能となり、お客様の利便性向上や法令を遵守した販売フローの構築、適合性の原則に則した提案力の強化を図っています。
■ご購入時にアフターフォローの希望意向調査を確認し、希望されたお客様へはアフターフォローを行っています。また、ご高齢のお客様には半年に1回以上のアフターフォローを継続的に行っています。
■ご高齢のお客様には、原則として家族等の同席を求め、商品の理解度をより充分に確認しながら説明を行うとともに、事前審査を行うなど慎重な対応を徹底しています。

取組方針4.「お客様本位の業務運営」の職員への定着と実践に向けた取組み

当金庫は、「ろうきんの理念」やお客様本位の業務運営を職員に定着させ、着実に実践していくため、各種研修を通じた人材育成や、業績評価制度の整備などに取組みます。

○「ろうきんの理念」の定着化や実践に向けた「理念研修」を実施します。
○2020年3月に開設したコンサルティングプラザによる提案スキル・ノウハウを共有し、マネーアドバイザーの育成や、預かり資産販売担当者の資産形成コンサルティング力の向上を図ります。
○手数料収入に偏ることなく、顧客基盤の拡大や預かり資産の継続的な積み上げを重視する業績評価制度を構築します。

■若手職員を対象とした「ろうきんの理念」に係る研修を実施しました。また、すべての職場を対象に「事業運営三原則・ろうきんの理念」に係る定期的な職場内研修の実施を指示し、定着化や実践に向けた取組みを進めました。
■預かり資産販売担当者の資産形成コンサルティング力の向上を目的として、札幌市内店の職員向けにマネーアドバイザーによるスキルアップ研修を49回実施し、コンサルティングプラザの提案スキル・ノウハウの共有化を図りました。なお、全店向けのスキルアップ研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送りましたが、業務知識・スキルの向上を目的として、新たに49名の職員がFP技能士資格を取得しました。
■お客様の資産積み上げを重視する業績評価制度としています。

図表1　投資信託運用損益別顧客比率【共通KPI】

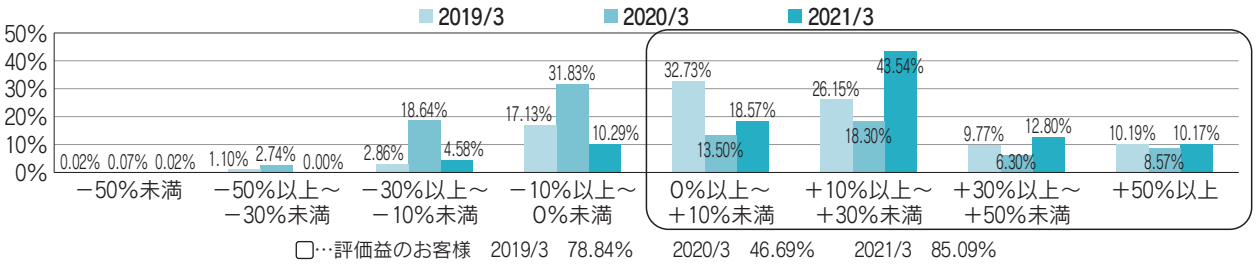

図表2　投資信託販売額上位10商品と構成比（2021年3月末）

順位	商品	販売会社	割合
1	財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	日興アセットマネジメント	19.22%
2	日本債券ファンド	アセットマネジメントOne	17.19%
3	ファイン・ブレンド（毎月分配型）	日興アセットマネジメント	15.26%
4	東京海上・円資産バランスファンド（年1回決算型）	東京海上アセットマネジメント	8.92%
5	インデックスファンド225	日興アセットマネジメント	5.15%
6	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド（為替ヘッジなし）	アセットマネジメントOne	4.48%
7	ニッセイ健康応援ファンド	ニッセイアセットマネジメント	4.25%
8	インデックスファンドJリート	日興アセットマネジメント	3.21%
9	世界の財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	日興アセットマネジメント	2.45%
10	ニッセイSDGsグローバルセレクトファンド（資産成長型・為替ヘッジなし）	ニッセイアセットマネジメント	2.08%

※上記以外の成果指標（KPI）についてはホームページをご参照下さい。
※諸比率については小数点第3位を切捨てし、第2位までを記載しています。

図表3　年齢階層別利用者比率（2021年3月末）

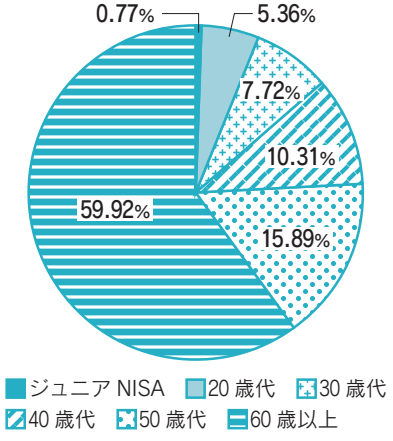

業務の適正を確保するための体制・運用状況(内部統制システム)

業務の適正を確保するための体制

当金庫は、労働金庫法施行規則第19条に規定される業務の適正を確保するための体制を整備するにあたり、理事会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり決議しています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制【コンプライアンス態勢】

(1) コンプライアンスに関する基本方針
理事は、「ろうきんの理念」、「倫理綱領」、「役職員倫理規程」に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、理事会において役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を構築する。また、これを実現するための具体的手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成する他、その具体的実践計画を「コンプライアンス・プログラム」に定め、職員のコンプライアンスに関する教育・研修・啓蒙に取り組む。

(2) コンプライアンス態勢
コンプライアンス態勢の実効性の確保を目的に、理事長を委員長として、常勤理事、本部各部署の責任者をもって構成する「コンプライアンス委員会」を設置する。また、理事会は「コンプライアンス・プログラム」の遂行状況について、定期的に報告を受け、コンプライアンス態勢の有効性・適切性の検証を行う。

(3) 内部監査
内部監査部門による監査と、本部各部署・営業店が自ら行う自店検査により遵守状況の検証を行う。

(4) 内部通報制度
法令上疑義のある行為等について当金庫及びその子法人等の職員が直接情報提供を行う手段として、業務統括部(コンプライアンス統括室)※、常勤監事、指定弁護士、「北海道ろうきんリスクホットライン」を報告窓口とする「コンプライアンス・ダイレクト制度」を定める。
※2021年3月31日現在、コンプライアンス統括室

(5) 監事会
監事は、理事による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、又はそのおそれがあると認めたときは理事会に報告するなど、適切な措置を講ずる。

(6) 反社会的勢力に対する対応
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力に対する基本方針を定めるなど、当該勢力との関係を遮断するための態勢を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制【情報保存管理体制】

理事の職務執行及び意思決定に関する情報は、当金庫の「理事会規程」、「常務会規程」、「文書管理規程」、「文書管理取扱要領」等に基づき作成し、文書又は電磁的媒体にて定められた期間適切に保存・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制【リスクマネジメント態勢】

(1) リスク管理に関する基本方針
リスク管理の重要性を認識し、リスク管理が適切に行われるための体制を構築する。また、「リスク管理方針」にて各種リスクの認識・管理に関する基本方針を定める。

(2) リスク管理体制
- 理事会では、各種リスクの認識とリスク管理に関する基本方針、リスク限度額及び損失限度額を決定する。
- 常務会では、「リスク管理規程」等の決定、把握されたリスク情報への対応方針の決定を行う。
- 理事長を委員長として、常勤理事、本部各部署の責任者をもって構成する経営管理委員会を定期的(原則として月1回)に開催し、各種リスクの統合的管理を行う。

(3) 危機管理体制
大規模災害や不慮の事故等、当金庫の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合においても、金融機関としての基本的な機能を維持し、損害の範囲と業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を図るべく、「コンティンジェンシープラン」を定める。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制【効率的職務執行体制】

(1) 理事会の体制
定期的(原則として月1回)又は必要に応じて臨時に理事会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、金庫の全般的な執行方針の審議機関として常務会を設置する。

(2) 業務分掌及び職務権限
各部署の業務分掌及び職務権限、組織構成、組織管理の方法等について「組織管理規程」「業務分掌・職務権限規程」等において定め、効率的な業務執行を実施する。

5. 当金庫及び子法人等から成る金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制【金庫グループ内部統制体制】

(1) 子法人等の業務執行並びに運営管理
子法人等との間で、業務の執行及び運営に関する事項について定期的に協議を行うと共に、重要事項については随時報告を求めて適切に子法人等を管理及び指導する。

(2) 子法人等への監査の実施
金庫グループ全体の業務の適正を確保するため、内部監査部門は子法人等へ監査を実施する。また、監査結果について理事会へ報告を行う。

(3) 子法人等のリスク管理
「リスク管理規程」等により、金庫グループ全体のリスクを統合的に管理する。

(4) 子法人等のコンプライアンス態勢
子法人等に対し、子法人等が定める「コンプライアンス・マニュアル」等に基づき、法令等を遵守するよう管理及び指導する。また、子法人等の役職員に対し、「コンプライアンス・ダイレクト制度」による報告を可能とし、その周知徹底を図る。

6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項【以下総称して、監事関連体制】

(1) 監査業務の補助
監事は、監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する職員の配置を求めることが出来る。

(2) 補助すべき専任の職員を置く場合の体制
前項の体制を確保するため、監事は常務会と協議のうえ必要な人員を求めることが出来る。

7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監事の職務を補助すべき職員の人事異動
監事の職務を補助すべき職員の人事異動を行う場合には、事前に監事に対して報告を行い、監事は必要がある場合は理由を付して常務会に対して変更の申し入れを行うことが出来る。

(2) 監事の職務を補助すべき職員の懲罰
監事の職務を補助すべき職員に対して懲罰を行う場合は、事前にその理由について監事に対して説明を行い、意見を聞き、これを尊重して行う。

(3) 監事の職務を補助すべき職員の職務
監事の職務を補助すべき職員は、他部署の職務を兼務せず、監事の指揮命令のみに従う。

8. 当金庫及び子法人等の理事及び職員等が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制

（1）理事会における報告体制
　理事会は、法定事項に加え、当金庫及び子法人等に重大な影響を及ぼす事項、金庫グループ全体の内部監査の実施状況について、速やかに監事に対して報告する体制を整備する。
（2）その他重要な事実の報告
　当金庫及び子法人等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実のほか、法令違反等、又はその疑いがあるものを発見した場合には、監事に対し速やかに報告する。当金庫及び子法人等の役職員は、当金庫の監事から業務執行に関する事項について報告を求められたとき、速やかに適切な報告を行う。
（3）監査業務における報告
　監事は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて理事に対して説明を求めることが出来る。当金庫及び子法人等の役職員は、監事が業務及び財産の状況を調査する場合、迅速かつ適確に対応し報告を行う。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

　監事へ報告を行った当金庫及び子法人等の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益になる取扱を禁止する。

10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

　監事は、職務の執行上生ずる費用について、前払又は償還を受けることが出来る。監事の職務の執行上必要と認める費用については予め予算を計上し、緊急又は臨時に支出した費用についても償還を請求することが出来る。

11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）員外監事
　外部の員外監事を選任し、監査の中立性・独立性の一層の向上に努める。
（2）内部監査部門及び会計監査人との連携
　監事が内部監査部門及び会計監査人と連携し、効率的な監査の実施を行えるよう、体制の整備を行う。

≫業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

　当金庫は、「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用状況に努めており、2020年度における運用状況の概要は以下の通りです。

1. コンプライアンス態勢
- 理事会は、「コンプライアンス・プログラム」の策定・総括等コンプライアンスに係る重要審議事項を決議しました。
- コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス・プログラム」の遂行状況、コンプライアンス違反事案や個人情報漏洩事案の発生原因分析および再発防止策、会員不祥事件未然防止策の有効性等を検討・審議、事故対策本部は、不祥事件の再発防止策を検討・審議し、その内容を適時理事会に報告しました。
- 各部室店ならびに関連会社は、「コンプライアンス・プログラム」に基づき職場内研修を実施しました。また、「コンプライアンス・ダイレクト制度」の周知を行い、同制度による報告があったものは事実確認の上、適切に対処しました。
- 内部監査部門は、新型コロナウイルス感染拡大防止対応を踏まえ、内部監査方針を一部変更し、不祥事件再発防止策の履行状況や危機管理対応の適切性等を検証しました。自店検査は、実効性向上に向けた対策を実施しました。
- 反社等対応（AML）システムの活用等により、反社会的勢力との関係遮断及び排除に向け、適切な事前審査と事後検証を徹底しました。

2. 情報保存管理体制
- 理事の職務執行並びに意思決定に関する情報は、「理事会規程」「常務会規程」「文書管理規程」等に基づき作成し、文書または電磁的記録にて定められた期間、適切に保管・管理しています。

3. リスクマネジメント態勢
- 理事会は、「2020年度リスク管理方針」「2020年度リスク限度額および損失限度額」の決定等、リスク管理に係る重要事項を決議しました。
- 経営管理委員会は月次で開催し、各種リスクの統合的な管理を行いました。
- 経営管理委員会および下部機関であるオペレーショナルリスク管理委員会で、風評リスクのモニタリングの結果等について確認しました。
- 全部店を対象とした「コンティンジェンシープランに基づく訓練」等を実施し、危機管理体制の実効性向上に努めました。
- 新型コロナウイルス感染症への対応として、対策本部において、緊急事態宣言下での業務継続体制の構築や感染者発生時の対応フロー等の策定などを検討・審議しました。

4. 効率的職務執行体制
- 理事会は「理事会規程」に基づき原則月1回開催し、常務会は「常務会規程」に基づき月2回程度の開催または必要に応じて適宜開催し、各々の規程に定める重要事項についての意思決定を行いました。
- 組織内の適正なコミュニケーション環境整備および法令順守に係る対応強化を行うため、「組織管理規程」および「業務分掌・職務権限規程」を改正し、組織の見直し等を実施しました。

5. 金庫グループ内部統制体制
- 関連会社と定例協議を開催し、「関連会社管理規程」に基づき、適切かつ厳正な管理・指導を行っています。
- 当金庫の内部監査部門は、関連会社の監査を実施し、委託業務処理状況やその適切性、およびリスク管理等について検証しました。
- 関連会社のリスク管理態勢については、月次でモニタリングを実施しています。また、金庫グループにおける危機管理対応として、関連会社との緊急連絡体制を構築しています。

6～11. 監事関連体制
- 監事の職務遂行を補助すべき職員を監事会事務局に配置し、監査の実効性向上と監査業務の円滑な遂行を確保しています。なお、当該職員は他部署の職務を兼務しておらず、監事以外の指揮命令下にはありません。
- 監事は、理事会等の各種機関会議への出席や、常勤理事・本部部室長に対するヒアリング、関連会社役員との情報交換等を実施する機会が確保されており、業務執行に係る監事への報告体制は整備されています。
- 監事の職務執行上、生ずる費用については年度予算として計上しており、緊急または臨時に支出した費用についても、償還を請求することを可能としています。
- 監事が効率的な監査を行えるよう、監事・会計監査人・内部監査部門の三者による連携体制を構築しています。

（注）「内部統制システム構築に関する基本方針」では、労働金庫法施行規則第19条に基づき「子法人等」という用語を使用していますが、運用状況報告では、当金庫の規程に基づき「関連会社」を使用しています。なお、当金庫の関連会社は北海道労金ビジネスサービス株式会社のみです。

預金商品・資産運用商品のご案内 (2021年6月末現在)

≫預金商品

■出し入れ自由な便利さで日常の暮らしにお役立て

預金の種類		期間	お預入れ金額	しくみと特徴
総合口座	普通預金	期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	「預ける、貯める、支払う、借りる、受取る」の機能を1冊にセット。普通預金の便利さと定期預金の有利さを活かし、さらに自動融資(定期預金・エース預金の90%以内、最高300万円まで)もご利用いただけます。
	定期預金 エース預金	該当の各商品と同様です		
普通預金		期間の定めはありません (出し入れ自由)	1円以上	給与・年金等のお受取りや公共料金などの自動支払にご利用いただけます。キャッシュカードの利用で便利さが広がります。
普通預金無利息型 (決済用預金)		期間の定めはありません (出し入れ自由)		お利息はつきませんが、預金保険制度において全額保護の対象となります。
貯蓄預金		期間の定めはありません (出し入れ自由)		残高の金額のランク(8段)に応じて、金利が設定されます。

**普通預金
(通帳不発行型)**

ろうきんでは、「普通預金(通帳不発行型)」をお取扱いしています。従来の普通預金とは異なり、通帳は発行せず、お取引明細についてはインターネットバンキングまたはろうきんアプリ(かんたん通帳)で確認することを前提とした商品です。既存の有通帳型と無通帳型との間で切り替えが可能です。

■まとまったお金を安定して運用

定期預金

預金の種類	期間	お預入れ金額	しくみと特徴
スーパー定期	1カ月以上10年以内で所定の定型方式と期日指定方式	1円以上 1,000万円未満	1,000万円未満の資金を有効に。ボーナス預金などに最適です。
大口定期預金	1カ月以上10年以内で所定の定型方式と期日指定方式	1,000万円以上	1,000万円からのまとまった資金のお預入れに。
ワイド定期 (期日指定定期預金)	1年以上3年以内	1円以上 300万円未満	1年ごとの複利計算。 1年以上のお預入れ後は1カ月前までのご通知でいつでもお引出し可能です。
変動金利定期預金	1年以上3年以内で所定の定型方式	1円以上	6カ月ごとに金利が変動する定期預金です。 3年ものは複利もご利用いただけます。
全力投求	6カ月	「投資信託」と同額もしくはそれ以下で最低10万円以上	当金庫取扱いの投資信託(一部ファンド除く)とのセット購入で、定期預金に特別金利を適用いたします。特別金利は当初6カ月のみの適用となります。

■目的にあわせた積み立てを、給与天引きで着実に財産形成

財形貯蓄

財形貯蓄は「一般財形」・「住宅財形」・「年金財形」の3タイプ。毎月の給与や手当から自動的に積み立てるため、手間いらず。無理なく計画的な将来の資金づくりにご利用ください。

便利な一般財形と有利な非課税財形(住宅・年金)のセット契約、財形契約後の積立額アップも可能です。

※「住宅財形」「年金財形」合わせて、貯蓄残高550万円までのお利息は非課税扱いです。

預金の種類		期間	お預入れ金額	しくみと特徴
財形貯蓄	一般財形	3年以上	1,000円以上 1,000円単位	お使いみちは自由。積み立てを継続しながら必要な資金を払い戻すことができます。
	住宅財形	5年以上 (住宅取得の場合は5年未満でも可)		マイホームの建設・購入やリフォーム計画に最適な財形です。
	年金財形	5年以上		将来に備えた私的年金資金の形成に最適です。満60歳以降、年金としてお受取りいただけます。

■ライフプランに合わせて自由に積み立て

積立型預金

預金の種類		期間	お預入れ金額	しくみと特徴
エース預金	エンドレス型	期間の定めはありません	1円以上	積立期間を決めず自由にお積み立ていただけます。 積み立てを継続しながら残高の全部または一部払戻しが可能です。
	確定日型	3年以上		目標日（満期日）を設定し、お積み立ていただけます。 目標日（満期日）以降に一括して払戻しできます。
	年金型			積み立てが終わってから3年～20年の間、年金形式で受取れます。

■セカンドライフに向けて有利に運用

公的年金のお受取り口座をろうきんにご指定いただいた方、または退職を迎えられた方に対して、店頭表示金利に金利が上乗せされる定期預金をご用意しています。

預金の種類	期間	お預入れ金額	しくみと特徴
年金定期	1年・3年	100万円以上 500万円以内	ろうきんで公的年金をお受取りの方専用の定期預金です。お預入れもしくは自動継続時のスーパー定期の金利に上乗せした金利が適用されます。
プレ年金定期	1年・2年・3年・4年	100万円以上 500万円以内	「年金定期」の利用条件である「ろうきん口座」での公的年金受取までのつなぎ用としてご利用いただける定期預金です。お預入時のスーパー定期の金利に上乗せした金利が適用されます。
退職者専用特別定期預金（リラックス）	3年・5年	100万円以上	前年度末および本年度中に退職された方（早期退職者含む）で、退職日から6カ月以内かつ、本年度中に退職金を預け入れた場合、お預入時の大口定期の金利に上乗せした金利が適用されます。

■その他の預金

預金の種類	期間	お預入れ金額	しくみと特徴
通知預金	7日以上	1円以上	まとまった資金の短期運用に便利です。 お引出し日の2日前までにご通知ください。
譲渡性預金	1日以上10年以下	5,000万円以上 1円単位	大口資金の運用に。債権譲渡可能な預金です。
相続定期預金	1年	10万円以上 1円単位	相続後3カ月以内に相続金を預け入れた場合、スーパー定期または大口定期の金利に上乗せした金利が適用されます。

※預金商品については、店頭に説明書をご用意していますのでご利用ください。
※譲渡性預金以外の全ての預金は、「預金保険機構」の預金保険の対象です。

≫資産運用商品

当金庫では、お客様のマネープランに応じた長期的な資産運用をサポートするため、「国債（個人向け）」と「投資信託」の窓口販売業務に加えて、「個人型確定拠出年金（iDeCo）」をお取扱いしています。

※国債・投資信託の窓口販売業務は、一部の店舗を除いてお取扱いしています。
※資産運用商品は預金保険の対象外です。（個人型確定拠出年金（iDeCo）の定期預金（元本確保型）を除く。）
※以下の商品はリスクが伴いますので、商品内容を十分にご理解の上、ご利用ください。
※取扱商品等の詳細につきましては、最寄りの北海道ろうきん本支店までお問い合わせください。

種類	特徴・留意点	期間	申込単位
国債窓口販売業務（個人向け国債）	国が発行する安全性の高い債券です。満期日の元本の償還や半年ごとの利子のお支払いは国が行います。 ※中途換金した場合、額面金額に経過利子相当額を加えた金額から、中途換金調整額が差し引かれます。	3年・5年または10年	1万円
投資信託窓口販売業務	多くの投資家から集めた資金をひとつのファンド（基金）としてまとめ、専門の運用会社が株式や債券などに分散投資して運用する商品です。 ※市場価格の変動によっては、お預りした払込金が解約・償還時に元本割れすることもございます。		
個人型確定拠出年金（iDeCo）	公的年金に上乗せして給付を受けることができる私的年金の1つとして、「ろうきんiDeCo（新プラン）」をお取扱いしています。2021年4月には、お客様の資産形成によりお役立ていただけるよう、新たに投資信託商品のラインアップを追加しました。 ※運用商品のうち定期預金（元本確保型）は、預金保険制度の保護対象商品となります。		

個人向け国債　個人向け国債は、お客様のニーズに合わせて「変動金利型（満期10年）」と「固定金利型（満期3年）」、「固定金利型（満期5年）」の3種類があり、0.05％（年率）の最低金利が保証されています。

※北海道労働金庫　登録金融機関　北海道財務局長（登金）第38号
※当金庫は金融商品取引業協会に加入していません。

融資商品等のご案内 (2021年6月末現在)

≫融資商品

■主な個人向けローン(無担保ローン)

轟(とどろき)ローン

新車・中古車の購入から車庫・車検・免許取得費用、他の金融機関でお借入中のマイカーローンの借換資金などクルマに関わるあらゆるお使いみちにご利用いただけます。ご利用金額は最高1,000万円まで。期間は10年以内と長く、計画的な返済プランがたてられます。轟ローンは《北海道ろうきん》の自信作です。

若年層や女性向け、エコカー等をご購入の場合は、轟ローンより低金利でご利用いただける自動車ローンもご用意しています。

轟ヤング	満29歳以下の方専用のマイカーローンです。
轟レディ	女性専用のマイカーローンです。
轟エコ	低公害車(燃料電池自動車・電気自動車・ハイブリッド自動車・クリーンディーゼル車・プラグインハイブリッド車・その他環境性能、燃費性能に優れた車種等)や福祉車両の購入の場合にご利用ください。 ※クリーンディーゼル車は、平成21年排出ガス規制(ポスト新長期規制)をクリアする車種に限ります。

ローン種類		ご利用期間	融資限度額	お使いみちと特徴
無担保ローン	轟(とどろき)ローン	10年以内 (固定金利・変動金利)	1,000万円まで	新車・中古車・車庫・車検・免許取得からバイク・ボートまで、様々なカーライフに関する費用にご利用いただけます。インターネットにてお申込が完結する「WEB完結型轟ローン・轟ヤング・轟レディ・轟エコ」もご用意しています。
	教育ローン	20年以内 (固定金利・変動金利)	1,000万円まで	高校・大学・専門学校などの入学費用から、受験料や下宿代、予備校・塾の費用、奨学金の借換などもOK。教育に関わるあらゆるお使いみちに。インターネットにてお申込が完結する「WEB完結型教育ローン」もご用意しています。
	教育ローン(カード型)	貸越利用期間(元金据置返済)を含め20年以内	1,000万円まで	教育に関わるあらゆるお使いみちに。在学中(最長7年)は、ご契約の限度額内であれば、必要な時に何度でもお借入いただけます。
	福祉型教育ローン(特別教育ローン)	10年以内(固定金利)	150万円まで (1対象子弟につき)	入学または進学に必要な一切の費用に。 (一社)北海道労働者福祉基金協会が利子補給します。
	無担保住宅ローン	25年以内 (固定金利・変動金利)	2,000万円まで	マイホームの新築・購入資金や増改築、修繕・模様替え等のリフォーム全般に関わるあらゆるお使いみちに。
	無担保借換住宅ローン	25年以内(固定金利) (変動・固定金利特約型)	2,000万円まで	担保不要で、他金融機関や住宅金融支援機構などでお借入中の住宅ローン借換資金などにご利用いただけます。「ろうきん団体信用生命保険」にご加入いただけます。
	フリーローン	10年以内(固定金利)	1,000万円まで	生活に関わるあらゆるお使いみちに。レジャー・旅行・冠婚葬祭費用などにご利用いただけます。インターネットにてお申込が完結する「WEB完結型フリーローン」もご用意しています。
	メンバーズローン(会員提携融資)	10年以内(固定金利)	500万円まで	お使いみち自由で、手続き簡単な多目的ローン。かんたんローンよりも有利な金利でご利用いただけます。【会員の方限定】
	かんたんローン(お助けくん)	10年以内(固定金利)	最高300万円まで (当金庫所定の条件審査により融資額を決定させていただきます。)	お使いみち自由。レジャー・旅行・冠婚葬祭費用等、お客様のライフプランをバックアップします。
	おまとめローン(無担保借換ローン)	10年以内(固定金利)	1,000万円まで (信販キャッシング・消費者金融の借換は400万円まで)	他金融機関でお借入中のローンの借換資金に。 【会員の方限定】
	福祉ローン	10年以内(固定金利)	1,000万円まで (育児・介護休業取得中の生活費については200万円まで)	育児・介護休業取得中の生活資金や育児費用、介護用品の購入・設置資金、医療費用、自然災害・火災等の被害からの復旧に必要な費用に低金利で安心してご利用いただけます。お使いみちが育児・介護費用の対象の方は(一社)北海道労働者福祉基金協会が利子補給します。(条件に合致する場合)
	マイプラン	契約期間 1年または2年(自動更新)	30万円から300万円までの10コース	お使いみち自由。カード融資枠の範囲内で何度でもご利用いただけます。借入限度額・借入残高によって毎月のご返済額が異なります。インターネットからのお申込が可能です。

※「会員」とは、北海道労働金庫に出資加入いただいている団体の組合員の方を指します。
※その他、「預金担保ローン」「年金ローン」「勤労者福祉資金融資」「退職金・共済つなぎローン」など、各種ローンをご用意しています。

■主な個人向けローン（不動産担保ローン）

住宅ローン

マイホームの新築・購入・増改築・土地の購入資金のほか、他の金融機関でお借入中の住宅ローンの借換資金としてもご利用いただけます。ご利用金額は最高1億円、期間も最長40年と長く、また、お客様のニーズに合わせて変動金利型、上限金利特約型、固定金利特約型、全期間固定金利型の4つのタイプを取り揃え、いろいろなバリエーションの中からお選びいただくことができます。

生命保険は、ろうきん負担で「ろうきん団体信用生命保険」にご加入いただけます。なお、火災保険についてはお客様のご負担により、任意の火災保険、火災共済にご加入いただきます。

ローン種類		ご利用期間	融資限度額	お使いみちと特徴
不動産担保ローン	住宅ローン	40年以内 ■変動金利型 ■上限金利特約型 ■固定金利特約型 ■全期間固定金利型	1億円まで	住宅の新築・中古住宅・土地の購入や他の金融機関でお借入中の住宅ローンの借換資金、住宅の増改築・修繕資金などにご利用いただけます。また、生活資金も合わせてお借入できる商品もございます。金利は変動金利型・上限金利特約型・固定金利特約型・全期間固定金利型の中から、返済計画に合わせてお選びいただけます。
	有担保フリーローン			お使いみちは住宅資金や教育費用・マイカー購入・医療費などの生活資金にご利用いただけます。
	●住宅資金使途	40年以内 ■変動金利型 ■上限金利特約型 ■固定金利特約型	5,000万円まで	
	●多目的使途	40年以内（変動金利）	2,000万円まで	
	ろうきんフラット35（住宅金融支援機構提携ローン）	35年以内（固定金利）	100万円以上8,000万円以内で、建設費または購入価格以内	住宅金融支援機構の証券化支援事業（買取型）を活用した全期間固定金利の住宅ローンです。 ※住宅金融支援機構を抵当権者として1番抵当権を設定していただきます。

※原則として、融資対象となる土地・建物に〈保証機関〉もしくは〈ろうきん〉が第1順位の抵当権を設定していただきます。

【個人向けローンご利用の留意事項】

ローンのお申込に際しては、当金庫および保証機関所定の審査があり、審査の結果ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

上記商品の詳細につきましては、最寄りの北海道ろうきん本支店までお問い合わせください。

保証機関　ろうきんのローンをご利用いただく場合は、主として全国のろうきんが協同で設立した「（一社）日本労働者信用基金協会」（日本労信協）への保証料をお支払いいただき、保証人にかわって日本労信協が保証を行います。また、その他にも「（一財）北海道勤労者信用基金協会」（北海道労信協）や、信販会社による保証もお取扱いしています。

≫火災保険・火災共済

■損保窓販業務

当金庫では、損害保険ジャパン株式会社の代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険（THEすまいの保険）」の代理店業務を行っています。当金庫住宅ローンをご利用の方へ、充実した補償で暮らしを守る火災保険をご用意しています。

■共済代理業務

当金庫では、全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済coop）の代理店として、「ろうきんローン専用住まいる共済」および「住まいる共済（火災共済・自然災害共済）」の代理募集業務を行っています。当金庫住宅ローンをご利用の方へ、きめ細かく大きな保障で暮らしをバックアップする共済をご用意しています。

※北海道ろうきんホームページでは、「保険募集指針」・「共済募集指針」を掲示しています。（https://www.rokin-hokkaido.or.jp）

≫公的融資

当金庫では、窓口にて住宅金融支援機構などの住宅資金融資や、日本政策金融公庫の国の教育ローンなどもお取扱いしています。

各種サービス・業務のご案内（2021年6月末現在）

ATM利用手数料 フルキャッシュバックサービス

ろうきんキャッシュカード・ローンカードのお引出し手数料は、いつでも・どこでも実質0円です。

ろうきんATMはもちろん、セブン銀行やローソン銀行、イオン銀行、コンビニ（セイコーマート、ファミリーマート等）に設置のATM、ゆうちょ銀行や、提携金融機関などの他行ATM・CDのお引出し手数料は、休日や祝日でも、ご利用口座へ（お取引の成立と同時に即時）キャッシュバックいたします。

※お引出し手数料がかかる場合がありますが、フルキャッシュバックサービスの対象となります。

オンラインキャッシュサービス

ろうきんのカードは、全国のろうきんをはじめMICS加盟の金融機関（都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・JAなど）やゆうちょ銀行、セブン銀行、ローソン銀行、イオン銀行ならびにコンビニのATM・CDでご利用いただけます。

全国のろうきん	「引出」・「入金」・「残高照会」・「振込」(注1)
MICS加盟金融機関	「引出」・「入金」(注2)・「残高照会」・「振込」(注1)
ゆうちょ銀行	「引出」・「入金」・「残高照会」
セブン銀行	「引出」・「入金」・「残高照会」
イオン銀行	「引出」・「入金」・「残高照会」
ローソン銀行・ファミリーマート	「引出」・「入金」(注3)・「残高照会」
セイコーマート(注4)	「引出」・「残高照会」
ビューアルッテ(注5)	「引出」・「残高照会」

（注1）平日8:30以前は当日の予約、平日15:00以降および土日祝は翌営業日の予約となります。一部ご利用いただけないMICS加盟金融機関もございます。
（注2）MICS加盟金融機関のうち、入金ネットに加盟している金融機関（第二地銀協加盟行・信金・信組）の一部自動機では「入金」も可能です。
（注3）運営会社がイーネットとLANsのみが対象となります。
（注4）運営会社がバンクタイムのお取引内容を記載しています。運営会社がバンクタイム以外のATMが設置されている店舗につきましては、お取引内容が異なる場合があります。
（注5）ローンカードはご利用いただけません。
※ATM設置場所については、各機関のホームページにてご確認下さい。
※ご利用時間・お取引内容は、ATM・CDによって異なります。

デビットカードサービス

お申込手続きは一切不要です。現在お持ちの“ろうきんキャッシュカード”を[J-Debit]マークのあるお店（加盟店）で、そのままお買い物や飲食代、税公金のお支払い、キャッシュアウト(注)にご利用いただけます。ご利用金額はご利用口座から即時に自動引落しされます。

（注）キャッシュアウトとは、キャッシュアウトに対応する加盟店（キャッシュアウト加盟店）のレジ等で現金を引き出すことができるサービスです。キャッシュアウトのご利用にあたって、一部キャッシュアウト加盟店では、キャッシュアウト手数料がかかる場合があります。
※デビットカードサービスを希望されない方は、ろうきん窓口までお申し出ください。
※ご利用いただけるのは、当金庫が利用を認めた加盟店に限ります。

Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス

ろうきんキャッシュカードを使用して、口座振替依頼書のご記入・お届印なしで口座振替のお申込みが行えるサービスです。

Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービスのマークと労働金庫の表示がある収納機関の窓口等でお申出ください。手数料はかかりません。

※本サービスを希望されない方は、ろうきん窓口までお申し出ください。
※ご利用いただける収納機関は、当金庫ホームページからご確認いただけます。（https://www.rokin-hokkaido.or.jp）

ネット口座振替受付サービス

口座振替のお申し込みが、口座振替依頼書のご記入・お届印なしで、インターネットから行える便利なサービスです。

※本サービスを希望されない方は、ろうきん窓口までお申し出ください。
※ご利用いただける収納機関は、当金庫ホームページからご確認いただけます。（https://www.rokin-hokkaido.or.jp）

ろうきんアプリ

ろうきんアプリにご利用口座を登録することで、登録した口座の残高照会や入出金明細照会、税公金支払い等、便利な機能をご利用いただけるサービスです。

ご利用内容

■残高・明細照会　■ろうきんダイレクトへのログイン
■QRコード決済　■税公金支払い　■Webお知らせ
■住所変更　■相談・予約　■「かんたん通帳」機能
■「新着・おすすめ」・「お役立ち情報」のご案内
■店舗・ATMの検索　■当金庫ホームページの閲覧
■ろうきんからのお知らせ（プッシュ通知）

※「ろうきんアプリ」のご利用対象者は、ろうきんの普通預金口座と、そのキャッシュカードを発行済みの個人のお客様となります。
※ご利用口座の登録はメイン口座1口座、サブ口座4口座の合計5口座の登録が可能です。なおメイン口座は「普通預金」を、サブ口座は「普通預金」「貯蓄預金」「カードローン」が登録可能です。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
※「かんたん通帳」サービスのご利用には、別途、株式会社マネーフォワードが提供する「かんたん通帳」アプリのダウンロードが必要です。
※「かんたん通帳」は株式会社マネーフォワードの登録商標です。
※ご利用内容の詳細については最寄りの窓口にご相談ください。

ろうきんダイレクト（インターネット・モバイルバンキング+テレフォンバンキング）

ご自宅のパソコン・スマートフォン・タブレット・携帯電話・固定電話などから、資金の振替・振込・残高照会・入出金明細照会に加え、住所変更および公共料金自動引落申込等のお取引がご利用いただけます。

また、振込の場合、振込手数料は窓口やATMよりお安くなっています。

ご利用内容
■振込　■振替　■一般財形支払
■投資信託の購入・解約、定時定額買付契約の新規・変更・解約★1★2
■残高照会・入出金明細照会
■新規口座開設・入金・支払（定期預金・エース預金）
■カードローンの借入・返済取引
■繰上返済および試算照会★1（証書貸付）　■住所変更★2
■公共料金の自動引落申込★2
■税金・各種料金の払込「Pay-easy（ペイジー）」★1

※ご利用にあたってはお申込み手続きが必要となります。お申込みには、キャッシュカードが発行されている総合口座（普通預金）が必要です。
※メンテナンスなどにより一部ご利用いただけない日・時間帯がございますので、ご了承ください。
※お勤め先企業との契約により、一般財形お支払いに関するサービスをご利用いただけない場合がございます。
※繰上返済および試算照会はお取扱いできないローンがございます。最寄りの窓口にご相談ください。（日本学生支援機構奨学金融資等）
※モバイルバンキングは2021年11月15日（月）をもちましてサービスを終了させていただきます。
★1　テレフォンバンキングではご利用できません。
★2　モバイルバンキングではご利用できません。

Webお知らせサービス

現在当金庫から書面でお届けしている「残高のお知らせ」などのお客様宛通知を、インターネットや携帯電話によりご確認いただくサービスです。

※最新の残高はご確認いただけません。
※個人のお客様が対象です。
※ろうきんダイレクト・ろうきんアプリに付随するサービスのため、お申込みにあたっては、ろうきんダイレクトのご契約またはろうきんアプリのインストールが必要です。

インターネットバンキング（団体向け）

ろうきんに普通預金または当座預金口座を保有する団体のお客様向けのバンキングシステムです。インターネットに接続されているパソコンから、振込や預金口座の残高照会などをご利用いただくことが可能で、ご希望により、団体のお客さまからの依頼に基づき、ろうきんが総合振込や給与振込など大量データの一括振込を行う機能を付加することも可能です。お客様のパソコンへ専用ソフトをインストールする必要はありません。

※インターネットバンキング（団体向け）のご利用にあたっては、書面でのお申込手続が必要です。
※インターネットバンキング（団体向け）のご利用手数料は無料です。
※一括口座確認サービスの利用を別途ご希望される場合は、所定の手数料が必要となります。
※メンテナンスなどにより一部ご利用いただけない日・時間帯がありますのでご了承ください。

自動支払サービス

5大公共料金（電気・水道・ガス・電話・NHK）をはじめ、クレジットカードのご利用代金や各種保険料などの口座自動支払サービスを取扱っています。また、国・地方公共団体の収納業務もお取扱いしています。

※収納機関によりお取扱いできない場合があります。

自動送金サービス

ろうきんのお客様口座から、ご指定の金融機関のお客様口座へ自動的に一定額を送金するサービスです。最初の一度の手続きで、その後は自動的に送金が可能です。

※ご利用手数料がかかります。

内国為替業務

当金庫では、給与振込などの国内のお客様の間での資金の送金（送金為替）、公共料金引落しなどの取立ての仲介（代金取立）業務を行っています。

有価証券投資業務

業務上の余裕資金の一部について、確実性、流動性、収益性に留意して有価証券投資を行っています。詳しくは58ページに掲載しています。

その他

当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務は行っていません。

日曜ローン相談会

ローンの相談をしたいけれど平日に時間がないという方のために、当金庫では定例的に日曜ローン相談会を開催しています（一部の店舗を除く）。住宅ローン・自動車ローン・教育ローンなど、ローンのご相談なら何でも承りますので、お気軽にお越しください。開催日程は変更・中止となる場合もございますので、最新情報は当金庫ホームページにてご確認ください。

（2021年9月～2022年3月）

開催日程（2021年度）

開催日時

2021年　9月　5日（日）
　　11月　7日（日）　12月　5日（日）
2022年　2月　6日（日）　3月　6日（日）

ローンプラザ・札幌西支店・札幌麻生支店・札幌平岡支店では毎週日曜日*開催!!

＊年末年始を除きます。
＊［札幌西支店・札幌麻生支店・札幌平岡支店］
2021年9月19日、9月26日、10月3日、12月26日、
2022年1月9日、2月13日、3月13日、3月20日、3月27日を除きます。

10:00～15:00
＊ローンプラザは、10:00～16:00となります。

実施店

●ローンプラザ*　●釧路支店
●札幌西支店　●室蘭東支店
●札幌麻生支店　●函館支店
●札幌平岡支店　●北見支店
●千歳支店　●苫小牧支店
●旭川支店　●帯広支店

＊ローンプラザは本店営業部内にございます。

※ホームページよりご相談時間の予約ができます。相談会のご来店に予約は不要ですが、予約いただきますと優先的にご相談を承ります。事前に予約がないお客さまは、お待ちいただくか、改めて相談時間の調整をさせていただくことがございますのでご了承ください。

営業のご案内

主な手数料一覧（2021年6月末現在）

振込手数料（1件につき）

	ろうきん本支店宛（他労金を含む）			他金融機関宛			
	1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上		1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上
窓口利用	110円	220円	440円	文書扱い	330円	440円	660円
				電信扱い	440円	550円	770円
ATM利用・視覚障がい者窓口利用	110円	110円	330円		330円	440円	660円
インターネットバンキング（個人向け）利用	110円	110円	110円		220円	220円	275円
インターネットバンキング（法人向け）利用	110円	110円	220円		220円	330円	550円
テレフォンバンキング（個人のみ）利用	110円	110円	330円		330円	440円	660円

※同一本支店へのお振込は無料です。　※ろうきん本支店宛のお振込のうち、団体会員が振込依頼人となる場合は無料となります。
※視覚障がい者窓口扱い振込については、目が不自由なことを確認できる書類（身体障害者手帳等）が必要です。なお、本人名義のお振込に限り、一日あたりの振込額は50万円以内となります。

その他の為替手数料

	ろうきん本支店宛	他金融機関宛	
送金手数料	440円		660円
代金取立手数料	440円	普通扱い	660円
		至急扱い	880円
送金・振込の組戻料	無料 （他労金宛は660円）		660円
取立手形の組戻料	660円		660円
取立手形店頭呈示料	660円		660円
不渡手形返却料	660円		660円

※上記の手数料金額は1件または1通あたりとなります。

自動送金サービス

	同一店舗内	ろうきん本支店宛			他金融機関宛		
		1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上	1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上
自動送金手数料	55円	165円	165円	385円	385円	495円	550円

※上記の自動送金手数料は取扱手数料と振込手数料の合計を記載しています。

ろうきん自動機利用手数料

	平日			土曜日			日曜・祝日	
	8:00～8:45	8:45～18:00	18:00～21:00	9:00～14:00	14:00～17:00	17:00～21:00	9:00～17:00	17:00～21:00
ろうきんのカードによる「入金・引出」	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
ゆうちょ銀行のカードによる「入金・引出」	220円	110円	220円	110円	220円	220円	220円	220円
入金ネット加盟金融機関のカードによる「入金」	220円	110円	220円	220円	220円	220円	220円	220円
提携金融機関のカードによる「引出」	220円	110円	220円	220円	220円	220円	220円	220円
提携クレジットカードご利用による「引出」	カード会社所定の手数料							

※自動機のご利用時間帯・営業日は、店舗・自動機コーナーによって異なる場合があります。
※12月31日は、日曜・祝日と同一の手数料となります。
※提携金融機関およびゆうちょ銀行については、上記とは異なる手数料となる場合やお取引のできない場合があります。
詳しくは、カード発行金融機関へお問い合わせください。
※提携クレジットカードのご利用可否および利用手数料については、カード発行会社へお問い合わせください。
※新千歳空港ターミナルビル出張所自動機では、平日・土曜・日曜・祝日とも午前7時より、ろうきんカードがご利用いただけます。（他行カードによるご利用は午前8時からとなります。）

ゆうちょ銀行自動機でのろうきんカード利用手数料

	平日					土曜日				日曜・祝日		
	0:05～7:00	7:00～8:45	8:45～18:00	18:00～21:00	21:00～23:55	0:05～9:00	9:00～14:00	14:00～17:00	17:00～23:55	0:05～9:00	9:00～17:00	17:00～21:00
「入金」	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
「引出」	220円	220円	110円	220円	220円	220円	110円	220円	220円	220円	220円	220円

※「引出」の利用手数料につきましては、「自動機利用手数料フルキャッシュバックサービス」の対象となります。

セブン銀行、イオン銀行、ローソン銀行、ファミリーマート、ビューアルッテ自動機でのろうきんカード利用手数料

		平日				土曜日、日曜・祝日			
		23:00～7:00	7:00～8:00	8:00～19:00	19:00～23:00	7:00～8:00	8:00～19:00	19:00～21:00	21:00～7:00
セブン銀行	「入金」	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
	「引出」	110円	無料	無料	110円	無料	無料	110円	110円
イオン銀行	「入金」「引出」	－	－	無料	無料	－	無料	無料	－
ローソン銀行・ファミリーマート	「入金」「引出」	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
ビューアルッテ	「引出」	（JRの始発～終電）無料				（JRの始発～終電）無料			

※「引出」の利用手数料につきましては、「自動機利用手数料フルキャッシュバックサービス」の対象となります。
※「－」の記載のある時間帯はご利用できません。
※セブン銀行、ローソン銀行、ファミリーマート、ビューアルッテは、毎月第1、第3月曜日の2:00～6:00はご利用できません。また、ハッピーマンデー前日の21:00～翌朝6:00はシステムメンテナンスのためご利用できません。
※ビューアルッテ自動機ではローンカードは使用できません。
※イオン銀行は、月曜日8:00～23:00、火曜日～金曜日1:00～23:00の時間帯にご利用できます。手数料は無料となります。

セイコーマート（バンクタイム）自動機でのろうきんカード利用手数料

		平日					土曜日、日曜・祝日		
		0:00～8:00	8:00～8:45	8:45～18:00	18:00～21:00	21:00～0:00	0:00～8:00	8:00～21:00	21:00～0:00
セイコーマート	「引出」	－	220円	110円	220円	－	－	220円	－

※セイコーマートは運営会社がバンクタイムの場合のお取引時間、およびご利用手数料を記載しています。運営会社がバンクタイム以外のATMが設置されている店舗につきましては、お取引内容が異なる場合があります。

◆手数料には10%（消費税および地方消費税）が含まれています。

» その他の手数料（預金・融資関連）

	項目			手数料
預金関連	小切手帳発行手数料（用紙代）			1冊（50枚綴り） 550円
	手形帳発行手数料（用紙代）			1冊（50枚綴り） 550円
	自己宛小切手発行手数料			1枚につき 550円
	出資証券再発行手数料			1枚につき 550円
	通帳・証書再発行手数料			1冊（1枚）につき 1,100円
	各種証明書発行手数料	当金庫所定書式での発行		1通につき 550円
		当金庫所定書式以外での発行		1通につき 1,100円
	ICキャッシュカード発行手数料			1,100円
	ICローンカード発行手数料			無料
	磁気ストライプ（キャッシュ・ローン）カード再発行手数料			1枚につき（注1） 1,100円
	IC（キャッシュ・ローン）カード再発行手数料			1枚につき（注1） 1,100円
	ろうきんダイレクト契約者カード再発行手数料	書面によるお手続き		1枚につき 550円
		インターネットからのお手続き		無料
	ワンタイムパスワード生成機再発行・追加発行手数料			1個につき 1,650円
	夜間金庫手数料			年額 26,400円
	ファームバンキング（FB）	契約手数料		16,500円
		利用手数料（月額）		3,300円
	インターネットバンキング（団体）利用手数料（月額）	フルタイプ		無料
		ライトタイプ		無料
	団体IB　口座確認手数料			月額 1,100円
	窓口両替手数料（1件あたり）（注2） 以下の両替は無料 ①同一金種の新券への両替 ②汚損した現金の交換 ③記念硬貨への交換	両替枚数（紙幣＋硬貨）	1枚～20枚	無料
			21枚～100枚	110円
			101枚～500枚	330円
			501枚～1,000枚	550円
			1,001枚～2,000枚	660円
			2,001枚以上	1,000枚毎に330円を加算
	両替機利用手数料（1回あたり） 〈※本店営業部のみ設置〉	両替後の枚数（紙幣＋硬貨）	1枚～20枚	無料
			21枚～100枚	100円
			101枚～500枚	200円
			501枚～1,000枚	300円
			1,001枚以上	400円
融資関連	融資取扱手数料（カードローン取扱手数料）			無料
	信販保証を除く有担保	2000年7月2日以前の全ての融資実行口座	一部繰上償還	無料
			全額繰上償還	無料
		2000年7月3日以降の全ての融資実行口座	一部繰上償還	無料
			全額繰上償還	33,000円
			他行・他社借換	55,000円
	信販保証の有担保	全ての融資口座	一部繰上償還	無料
			全額繰上償還	無料（注3）
	返済方法等（有担保）変更手数料			無料
	再特約手数料（再特約自動更新を含む）	2001年7月2日以降の融資実行口座		5,500円
	不動産担保融資取扱手数料（注4）			49,500円
	住宅つなぎローン取扱手数料			11,000円
	分割融資取扱手数料			11,000円
	融資残高証明書発行手数料（住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書を除く）	当金庫所定書式での発行		1通につき 550円
		当金庫所定書式以外での発行		1通につき 1,100円

（注1）
カード喪失状態でカード種類の切替（ダブルカード⇔シングルカード／磁気ストライプカード⇔ICカード）を行う場合は、新カード種類の発行枚数分の再発行手数料が必要となります。

（注2）
※窓口両替手数料は、お客さまがお受取りになる枚数、またはお客さまがご持参される枚数のいずれか多い方で算定させていただきます。
※「21枚以上の硬貨による預金口座へのご入金」、「21枚以上の硬貨金種指定による預金口座からのご出金」、「21枚以上の硬貨によるお振込（義援金を除く）」の場合におきましても、硬貨のお取扱い枚数に応じて、左記窓口両替手数料を申受けます。
※同時に複数回に分けてお取扱いされる場合は、合計した枚数で手数料金額を算定させていただきます。

（注3）
信販提携不動産ローンを全額繰上償還した場合は、返済年数等により信販所定の全額繰上償還手数料が返戻保証料から差し引かれます。

（注4）
「ろうきん住宅ローン～すまいる上手～」の場合、「ご融資額×2.20%」で算出される手数料額（消費税および地方消費税含む）となります。

» その他の手数料

項目			手数料
個人情報開示手数料	基本手数料	氏名・住所・生年月日・電話番号・個人番号・労働組合等（団体会員）	依頼書1通につき 1,100円
	加算手数料	預金残高・借入残高	1口座1基準毎 550円
		取引明細	1口座1ヵ月毎（注5） 550円
		その他	1項目毎 1,100円

（注5）
期間は暦月ベースで計算します。
例）2021年1月20日～2021年2月6日は2カ月分として計算します。

プロフィール

北海道ろうきんの組織

組織機構図 (2021年6月末現在)

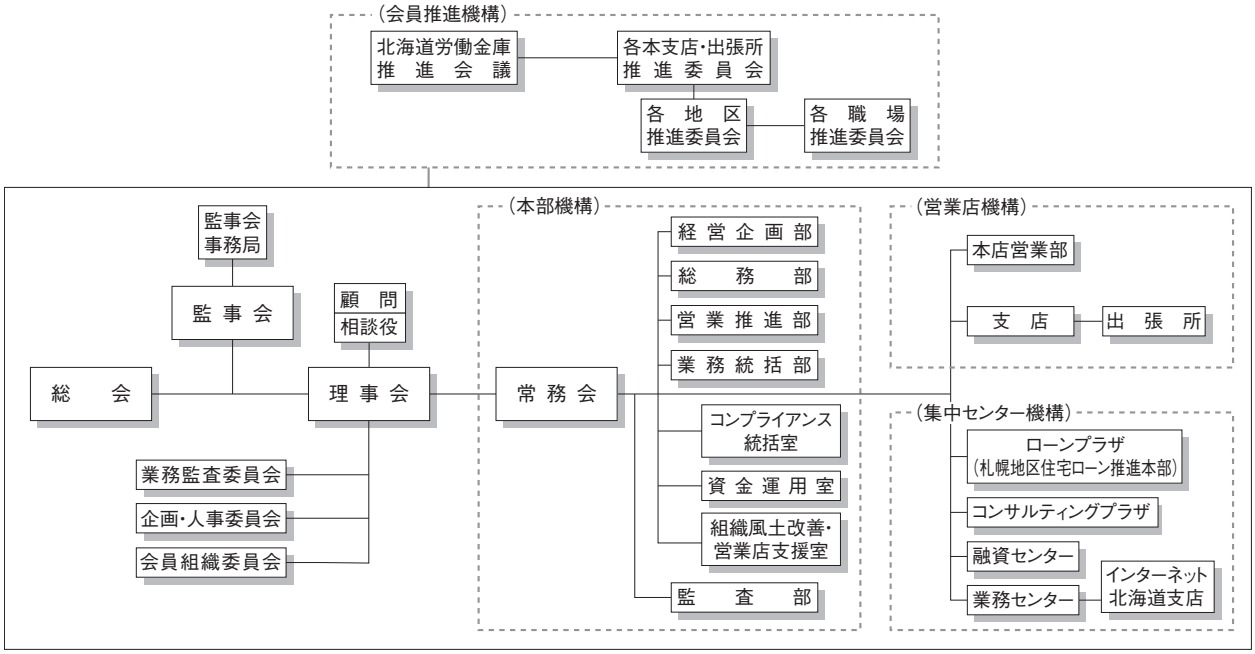

役員一覧 (2021年6月末現在)

理事長 出村 良平 (北海道労働者福祉協議会)
副理事長 信岡 聡 (北海道教職員組合)
専務理事 高橋 徹 (員外)
常務理事 石川 真澄 (員外)

理事	荒川 孝志	日本製鉄室蘭労働組合
理事	遠藤 唯充	北海道電力労働組合本部
理事	北澤 雅樹	紙パ連合北海道地方本部
理事	児玉 成治	北海道中央バス労働組合
理事	古屋 敏彦	員外
理事	齊藤 勉	日本労働組合総連合会北海道連合会
理事	佐藤 昌一	UAゼンセン北海道支部
理事	須間 等	日本郵政グループ労働組合北海道地方本部
理事	平 照治	北海道生活協同組合連合会
理事	高倉 司	全開発労働組合
理事	千葉 利裕	自治労北海道本部
理事	中川 憲一	北海道旅客鉄道労働組合
理事	西塚 光男	私鉄総連北海道地方労働組合
理事	萩原 光典	NTT労働組合北海道総支部
理事	森下 和彦	全日本運輸産業労働組合北海道地方連合会
常勤監事	池野 直哉	員外
監事	浅水 正	員外(※)
監事	貝沼 奨吾	札幌トヨタ自動車労働組合
監事	片桐 秀人	電機連合北海道地協
監事	竹村 一巳	札幌市労働組合連合会

(注)(※)は、労働金庫法第32条第4項に規定する員外監事です。

常勤役員等の兼職 (2021年6月末現在)

労働金庫法第35条(兼職又は兼業の制限)の第1項ただし書きの「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職又は兼業を行っている常勤役員等はおりません。

顧問・相談役一覧 (2021年6月末現在)

顧問	杉山 元	日本労働組合総連合会北海道連合会
相談役	工藤 和男	前理事長
相談役	藤盛 敏弘	日本労働組合総連合会北海道連合会

会計監査人の名称 (2021年6月末現在)

EY新日本有限責任監査法人

役員報酬の状況

(2020年度)

	支給人員	支給額
理事	19人	80,845千円
監事	5人	19,209千円
合計	24人	100,054千円

(注) 上記以外に支払った退任慰労金は理事34,595千円、監事0円であり、役員賞与金はありません。

職員の状況

項目	2019年度末	2020年度末
職員数	711人	722人
平均年齢	40歳 5月	40歳 6月
平均勤続年数	12年 2月	12年 6月
平均給与月額	348千円	348千円

(注)1. 職員数は、パートナー職員等(パートナー職員、シニア嘱託職員、パートナー嘱託職員)を含んで表示しています。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しています。
3. 平均給与月額は、3月中の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与を除くものです。

あゆみ

沿革

戦後を未だ引きずる貧しい時代に、勤労者の赤字補てんという切実な要求に応えるため、はたらく仲間の連帯と団結によって、《北海道ろうきん》は1951年（昭和26年）に誕生しました。

創設以来、営利を目的とせず、生活者本位であることを基本に、「はたらく人たちのお金を」「はたらく人たち自身の手で」「はたらく人たちのために」運用する金融機関として皆様とともに歩みつづけ、今年で創立70周年を迎えました。

これもひとえに、これまでに数多くの勤労者の皆様から寄せられたご支援や事業推進のための絶大なるご協力によるものと、あらためて感謝を申し上げる次第です。

《北海道ろうきん》は、これからも、これまでの歴史・経験を活かしながら、更なる事業の発展と地域社会への貢献に努めていきたいと考えています。

北海道勤労信用組合
（道立札幌労働会館2F）

1951 北海道勤労信用組合創立総会
（団体会員数389、出資金300万円）
1952 炭労ストに伴う生活資金融資
（第5回理事会1億9,860万円）
1965 本店営業部に預金会計機 1台
業務用乗用車1台購入
1970 創立20周年記念預金運動を設定
1972 財形貯蓄「虹の預金」取扱開始
電子計算センターオープン
1976 本店営業部現在の場所に移転
（札幌市中央区北1条西5丁目）
1977 預金量1,000億円突破
1978 第1次「サラ金」対策キャンペーン
貸出金量1,000億円突破
1981 創立30周年
内国為替認可
1983 第2次「サラ金」対策キャンペーン
1984 為替オンライン開始
1985 全国オンラインキャッシュサービス開始
1987 住宅ローンに変動金利制導入
1990 轟ローン登場、大ヒット商品となる
1991 ユニティシステム（全国オンラインシステム）稼動
MICS（全国キャッシュサービス）サンデーバンキング実施
学援ローン（教育ローン）取扱開始
1992 轟ローン特別キャンペーン展開
1993 変動金利定期預金・中長期定期預金の取扱開始
1994 「金利上限付住宅ローン（キャップローン）」発売
国債窓販業務取扱開始
1995 「固定金利期間特約型住宅ローン」発売
1996 ろうきんビジョン「LEVEL2005」の策定
1997 預貸率80%突破
1998 「他行CD・ATM利用顧客手数料還元サービス」取扱開始
1999 郵便局とのオンライン提携開始
2000 デビットカードサービス開始
投資信託窓口販売開始
2001 創立50周年
社会貢献制度取扱開始
「インターネット・モバイルバンキング」取扱開始
2002 新情報系システム稼動
「NPO事業サポートローン」取扱開始
2003 融資サポートシステム稼働
「お客様相談室」（札幌）設立
2004 法令遵守態勢強化に係る「改善計画書」提出
アイワイバンク（現セブン銀行）との提携開始
かんたんローン「お助けくん」発売
2005 個人向け国債取扱開始
「普通預金無利息型（決済用預金）」取扱開始
2006 第二地銀・信金・信組業態とのATM相互入金提携業務の開始
「無担保借換住宅ローン」取扱開始
保険窓販業務「ろうきん住宅総合保険」取扱開始
ICカードの取扱開始
2007 ユニティオンラインシステムの全国統一
「災害救援ローン」取扱開始
インターネット北海道支店を開設
2008 イオン銀行とのATM業務提携開始
全労済「ろうきん住宅ローン専用火災共済」取扱開始
「就職安定資金融資制度」取扱開始
2010 「自動機利用手数料フルキャッシュバックサービス」取扱開始
全労済「風水害等給付金付火災共済（付帯自然災害共済）」取扱開始
2011 創立60周年
「技能者育成資金融資制度」・「求職者支援資金融資制度」取扱開始
「震災遺児支援定期」発売
2012 ろうきんATMとセブン銀行ATMの利用件数に応じた「あしなが育英会　東日本大地震・津波遺児募金」への寄付取組実施
セディナ保証「再審査制度」取扱開始
「ろうきんNews」電子メール配信開始
2013 「アール・ワンシステム」稼動開始
北海道生活協同組合連合会との「緊急災害対策等の相互連携に係る基本協定」締結
2014 「ろうきん住宅ローン ～すまいる上手～」取扱開始
「教育訓練受講者支援資金融資制度」取扱開始
「北海道労福協創立50周年記念キャンペーン」（定期預金『スクラム50』発売）
「ぽかぽかローン（家庭用燃料の購入等に係る特別融資制度）」取扱開始
2015 「オールマイティ保障型団信」取扱開始
「マイプラン（来店不要型）」取扱開始
イーネット、ローソン・エイティエム・ネットワークサービス、ビューカードとのATM提携開始
2016 「コープさっぽろ絵本がトドック『絵本+1冊プレゼント』」の取組
改正個人型確定拠出年金（iDeCo）法施行に伴う商品拡充
2017 「住（す）きっと！500」取扱開始
「奨学金借換ローン」取扱開始
スマートフォンによる普通預金口座開設アプリの取扱開始
日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、協調融資商品「TSUNAGU」取扱開始
2018 「平成30年北海道胆振東部地震」の被災者に対する災害救援ローン等の取扱開始
「マイプラン（WEB完結型）」取扱開始
「北海道ろうきんホームページ」全面リニューアル
貸出金量7,000億円突破
2019 「轟ローン（WEB完結型）」取扱開始
「北海道働き方改革推進企業　勤労者応援ローン（愛称：働くひと応援ローン）」取扱開始
預金量1兆円突破
「ろうきんアプリ」・「かんたん通帳アプリ」取扱開始
電子マネーチャージの対応開始
「エコリフォームローン」取扱開始
2020 「教育ローン（WEB完結型）」「フリーローン（WEB完結型）」取扱開始
新型コロナウイルス関連特別融資の取扱開始
協同組合ネット北海道の設立への参画

ネットワーク

北海道ろうきん店舗一覧 ＜道内37店舗（2021年6月末現在）＞

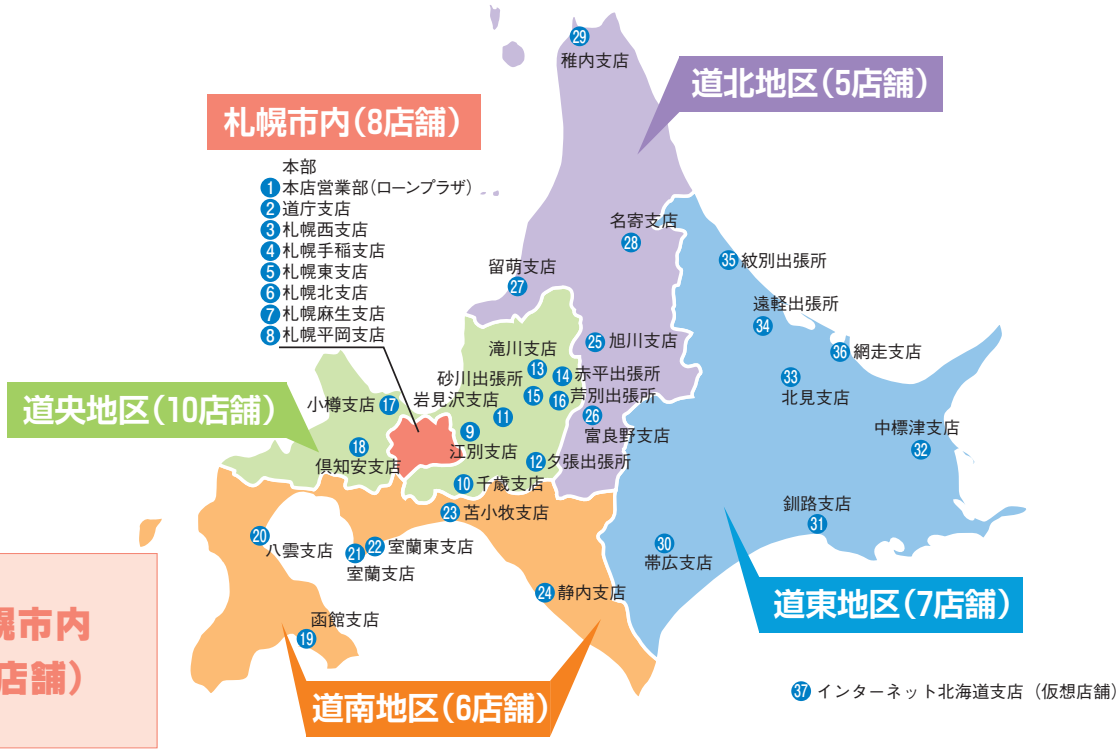

札幌市内（8店舗）

1 本店営業部（ローンプラザ）

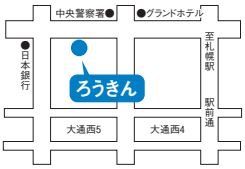

札幌市中央区北1条西5丁目
TEL（011）271-2001 ATM

2 道庁支店

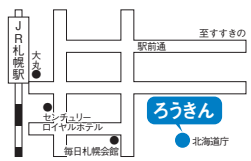

札幌市中央区北3条西6丁目北海道庁内1F
TEL（011）251-3316 ATM

3 札幌西支店

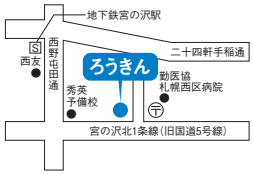

札幌市西区西町北20丁目1-1
TEL（011）661-5121 ATM

4 札幌手稲支店

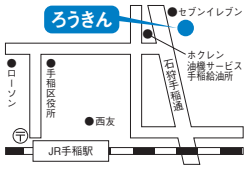

札幌市手稲区前田2条10丁目1-20
TEL（011）691-0615 ATM

5 札幌東支店

札幌市白石区東札幌3条5丁目3-43
TEL（011）822-8181 ATM

6 札幌北支店

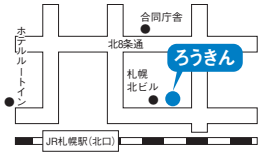

札幌市北区北7条西2丁目6-37 山京ビル内
TEL（011）717-1212 ATM

7 札幌麻生支店

札幌市北区麻生町2丁目12-7
TEL（011）717-2121 ATM

8 札幌平岡支店

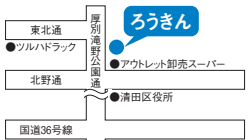

札幌市清田区平岡9条1丁目8-14
TEL（011）885-1311 ATM

道央地区（10店舗）

9 江別支店

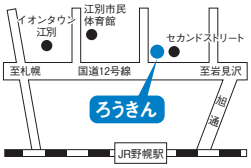

江別市野幌町8-8
TEL（011）391-6011 ATM

10 千歳支店

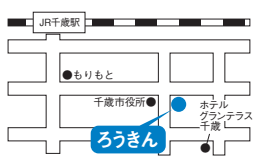

千歳市東雲町2丁目25-3
TEL（0123）27-6666 ATM

11 岩見沢支店

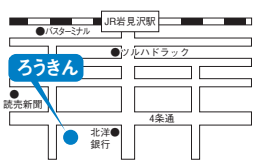

岩見沢市4条西6丁目8-2
TEL（0126）22-1035 ATM

12 夕張出張所

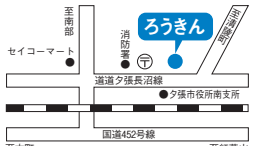

夕張市清水沢宮前町16-1
TEL（0123）59-7021 ATM

13 滝川支店※

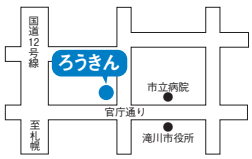

滝川市大町2丁目1-27
TEL（0125）23-2121 ATM

14 赤平出張所

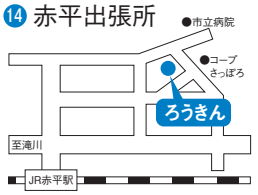

赤平市大町2丁目1-5
TEL（0125）32-3261 ATM

15 砂川出張所

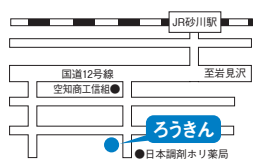

砂川市西3条北3丁目1-1
TEL（0125）54-3144 ATM

◆当金庫の労働金庫代理業を行う営業所・事務所はありません。
◆全店にAEDを設置しています。
※滝川支店は店舗の移転を予定しています。
電話番号は変更ございません。（2021年8月23日【月】より新店舗で営業開始）［新店舗］滝川市新町1丁目10-2

⑯ 芦別出張所

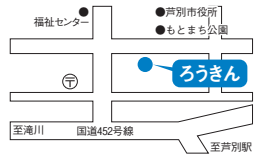

芦別市北1条東1丁目5-22
TEL（0124）22-2403　ATM

⑰ 小樽支店

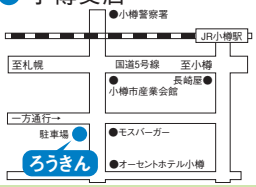

小樽市稲穂1丁目6-5　エスズ小樽ビル内
TEL（0134）23-3238　ATM

⑱ 倶知安支店

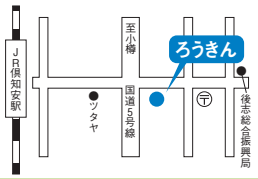

虻田郡倶知安町南1条東1丁目14-2
TEL（0136）22-0459　ATM

道南地区（6店舗）

⑲ 函館支店

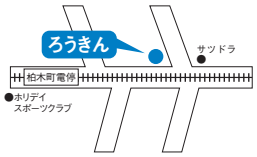

函館市柏木町6-41
TEL（0138）54-1131　ATM

⑳ 八雲支店

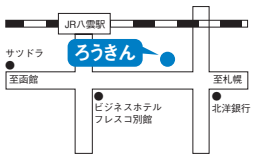

二海郡八雲町本町90
TEL（0137）63-3311　ATM

㉑ 室蘭支店

室蘭市幸町3-3
TEL（0143）22-1975　ATM

㉒ 室蘭東支店

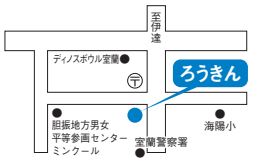

室蘭市東町4丁目29-2
TEL（0143）45-3611　ATM

㉓ 苫小牧支店

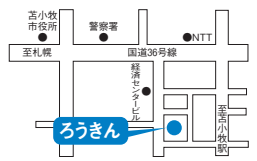

苫小牧市表町1丁目4-24
TEL（0144）36-1212　ATM

㉔ 静内支店

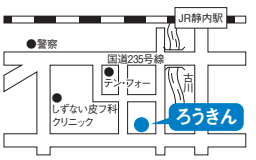

日高郡新ひだか町静内青柳町1丁目2-8
TEL（0146）43-3111　ATM

道北地区（5店舗）

㉕ 旭川支店

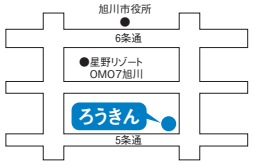

旭川市5条通9丁目644
TEL（0166）26-4231　ATM

㉖ 富良野支店

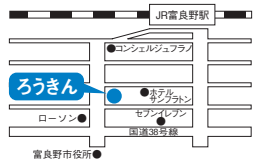

富良野市若松町2-28
TEL（0167）23-6000　ATM

㉗ 留萌支店

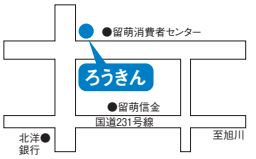

留萌市明元町6丁目22-7
TEL（0164）43-5770　ATM

㉘ 名寄支店

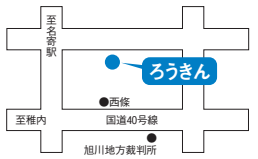

名寄市西4条南8丁目4-13
TEL（01654）2-2270　ATM

㉙ 稚内支店

稚内市中央3丁目14-17
TEL（0162）73-1151　ATM

道東地区（7店舗）

㉚ 帯広支店

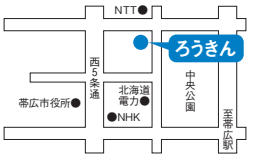

帯広市西4条南6丁目1-3
TEL（0155）24-3767　ATM

㉛ 釧路支店

釧路市末広町9丁目2-5日本生命ビル内
TEL（0154）23-0511　ATM

㉜ 中標津支店

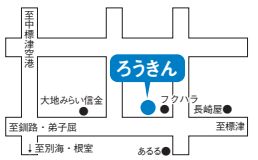

標津郡中標津町東4条北1丁目2-7
TEL（0153）72-0300　ATM

㉝ 北見支店

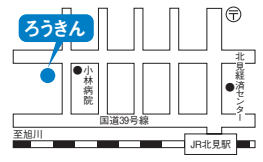

北見市北4条西5丁目1-1
TEL（0157）23-7431　ATM

㉞ 遠軽出張所

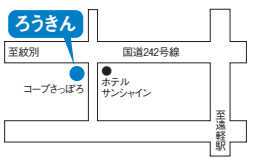

紋別郡遠軽町大通北2丁目1
TEL（0158）42-3388　ATM

㉟ 紋別出張所

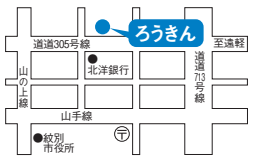

紋別市本町3丁目2-18
TEL（0158）23-6161　ATM

㊱ 網走支店

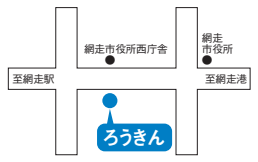

網走市南6条東3丁目6-1
TEL（0152）43-1213　ATM

北海道労働金庫　本部　札幌市中央区北1条西5丁目　TEL（011）271-2101
北海道労働金庫　ローンプラザ　札幌市中央区北1条西5丁目　TEL（011）271-2081

ネットワーク

北海道ろうきん自動機一覧 <道内65カ所85台(2021年6月末現在)>

ATM…お取扱い内容:「お引出し」「残高照会」「お預入れ」「通帳記入」「お振込み」「暗証番号変更」「支払限度額減額」

CD…お取扱い内容:「お引出し」「残高照会」

»店舗コーナー

札幌市内(8カ店14台)			平日	土曜日・日曜日・祝日
本店営業部	ATM	2台	8:45–19:00	9:00–17:00
道庁支店	ATM	1台	8:45–18:00	
札幌西支店	ATM	2台	8:45–19:00	9:00–17:00
札幌手稲支店	ATM	1台	8:45–19:00	9:00–17:00
札幌東支店	ATM	2台	8:45–19:00	9:00–17:00
札幌北支店	ATM	2台	8:00–19:00	9:00–17:00
札幌麻生支店	ATM	2台	8:00–19:00	9:00–17:00
札幌平岡支店	ATM	2台	8:45–19:00	9:00–17:00

道央地区(10カ店14台)			平日	土曜日・日曜日・祝日
江別支店	ATM	2台	8:45–19:00	9:00–17:00
千歳支店	ATM	1台	8:45–19:00	9:00–17:00
岩見沢支店	ATM	2台	8:45–19:00	9:00–17:00
夕張出張所	ATM	1台	8:45–18:00	9:00–17:00
滝川支店	ATM	2台	8:45–19:00	9:00–17:00
赤平出張所	ATM	1台	8:45–18:00	9:00–17:00
砂川出張所	ATM	1台	8:45–18:00	9:00–17:00
芦別出張所	ATM	1台	8:45–18:00	9:00–17:00
小樽支店	ATM	2台	8:45–19:00	9:00–17:00
倶知安支店	ATM	1台	8:45–18:00	9:00–17:00

道南地区(6カ店9台)			平日	土曜日・日曜日・祝日
函館支店	ATM	2台	8:45–19:00	9:00–17:00
八雲支店	ATM	1台	8:45–18:00	9:00–17:00
室蘭東支店	ATM	2台	8:45–19:00	9:00–17:00
室蘭支店	ATM	1台	8:45–19:00	9:00–17:00
苫小牧支店	ATM	2台	8:45–19:00	9:00–17:00
静内支店	ATM	1台	8:45–18:00	9:00–17:00

道北地区(5カ店7台)			平日	土曜日・日曜日・祝日
旭川支店	ATM	2台	8:45–19:00	9:00–17:00
富良野支店	ATM	1台	8:45–18:00	9:00–17:00
留萌支店	ATM	1台	8:45–18:00	9:00–17:00
名寄支店	ATM	1台	8:45–18:00	9:00–17:00
稚内支店	ATM	2台	8:45–18:00	9:00–17:00

道東地区(7カ店11台)			平日	土曜日・日曜日・祝日
帯広支店	ATM	2台	8:45–19:00	9:00–17:00
釧路支店	ATM	2台	8:45–19:00	9:00–17:00
中標津支店	ATM	1台	8:45–18:00	9:00–17:00
北見支店	ATM	2台	8:45–19:00	9:00–17:00
遠軽出張所	ATM	1台	8:45–18:00	9:00–17:00
紋別出張所	ATM	1台	8:45–18:00	9:00–17:00
網走支店	ATM	2台	8:45–18:00	9:00–17:00

- お振込みは、ろうきんキャッシュカードおよび、都銀・地銀・第二地銀・信金・信組のカードでもご利用いただけます。
  ※平日8:30以前は、当日の予約、平日15:00以降および、土日祝は翌営業日の予約となります。
  ※現金によるお振込みは、お取扱いしていません。
- 通帳でのご入金・通帳記帳は、ろうきん通帳のみご利用いただけます。
- 1月1日～3日および、5月3日～5日は、一部を除く自動機を休業させていただきます。
  （ただし、5月3日～5日の間に日曜日が重なった場合はお取扱いできます。）

MICS（全国キャッシュサービス）マークのある全国の金融機関またはゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン銀行・イオン銀行・コンビニエンスストア設置のATM・CDでも一部サービスがご利用いただけます。

店舗外コーナー

札幌市内（17カ所）		平日	土曜日・日曜日・祝日	所在地
JRタワーステラプレイス地下1F	ATM	8:00–21:00	9:00–21:00	（札幌市中央区北5条西2丁目5番地）
札幌医大病院2F	ATM	9:00–18:00		（札幌市中央区南1条西16丁目）
札幌市役所地下1F	ATM	9:00–17:00		（札幌市中央区北1条西2丁目）
道庁本庁舎地下1F	ATM	9:00–17:00		（札幌市中央区北3条西6丁目）
地下鉄大通駅	ATM	8:00–21:00	9:00–21:00	（札幌市中央区大通西4丁目）
地下街丸井今井前	ATM	8:00–21:00	9:00–21:00	（札幌市中央区大通西2丁目）
地下鉄琴似駅	ATM	8:00–21:00	9:00–19:00	（札幌市西区琴似1条5丁目）
地下鉄新さっぽろ駅	ATM	8:00–21:00	9:00–19:00	（札幌市厚別区厚別中央2条5丁目）
地下鉄福住駅	ATM	8:00–21:00	9:00–19:00	（札幌市豊平区月寒東1条13丁目）
JR桑園駅イーストプラザ	ATM	8:00–21:00	9:00–19:00	（札幌市中央区北10条西14丁目）
スーパーアークス星置店	ATM	9:00–21:00	9:00–21:00	（札幌市手稲区手稲山口478–1）
スーパーアークス苗穂店	ATM	9:00–21:00	9:00–21:00	（札幌市東区北7条東18丁目2–10）
コープさっぽろルーシー店	ATM	9:00–21:00	9:00–21:00	（札幌市白石区栄通18丁目5–35）
コープさっぽろソシア店	ATM	9:00–21:00	9:00–21:00	（札幌市南区川沿5条2丁目3）
ラッキー新琴似四番通店	ATM	開店時–21:00	開店時–21:00	（札幌市北区新琴似8条10丁目1–22）
東光ストアあいの里店	ATM	9:00–21:00	9:00–21:00	（札幌市北区あいの里1条5丁目2–3）
西友手稲店	ATM	9:00–21:00	9:00–21:00	（札幌市手稲区前田1条11丁目1–1）

道央地区（5カ所）		平日	土曜日・日曜日・祝日	所在地
恵庭市役所	ATM	8:30–17:30		（恵庭市京町1番地）
新千歳空港ターミナルビル2F	ATM	7:00–21:00	7:00–21:00	（千歳市美々）
小樽市役所	ATM	9:00–17:30		（小樽市花園2丁目12–1）
イオン小樽店	ATM	9:00–21:00	9:00–21:00	（小樽市築港11番地）
東光ストア北広島店	ATM	9:00–21:00	9:00–19:00	（北広島市栄町1丁目2）

道南地区（2カ所）		平日	土曜日・日曜日・祝日	所在地
函館市役所（2台）	CD	9:00–17:00		（函館市東雲町4–13）
苫小牧市役所	ATM	9:00–18:00		（苫小牧市旭町4丁目5–6）

道北地区（1カ所）		平日	土曜日・日曜日・祝日	所在地
スーパーアークスパルプタウン	ATM	9:00–19:00	9:00–17:00	（旭川市パルプ町1条2丁目505–2）

道東地区（4カ所）		平日	土曜日・日曜日・祝日	所在地
十勝合同庁舎	ATM	9:00–17:00		（帯広市東3条南3丁目1番地）
帯広市役所	ATM	9:00–17:00		（帯広市西5条南7丁目1番地）
まちきた大通ビル（パラボ）	ATM	10:00–18:00	10:00–17:00	（北見市大通西2丁目1番地）
コープさっぽろ桜ヶ岡店	ATM	9:30–19:00	9:30–17:00	（釧路市桜ヶ岡4丁目2–22）

※店舗外コーナーの函館市役所には2台設置、他はすべて1台の設置です。
※スーパー等の店舗内に設置している自動機につきましては、店舗営業時間の変更や休業などにより上記の時間帯が変更となる場合があります。施設の営業開始前は、ご利用いただけません。
※設置しているATMは、全て視覚障がい者対応ATM（数字キー付ハンドセット）となります。
※新千歳空港ターミナルビル2FのATMについては、他行カードによるご利用は午前8時からとなります。

財務データ

財務諸表

貸借対照表

（資産の部）　（単位：百万円）

科目	2019年度末	2020年度末
現金	**5,078**	**5,503**
預け金	**227,892**	**245,755**
買入手形	**－**	**－**
コールローン	**－**	**－**
買現先勘定	**－**	**－**
債券貸借取引支払保証金	**－**	**－**
買入金銭債権	**56**	**－**
金銭の信託	**500**	**200**
商品有価証券	**－**	**－**
商品国債	－	－
商品地方債	－	－
商品政府保証債	－	－
その他の商品有価証券	－	－
有価証券	**85,331**	**103,019**
国債	6,219	18,675
地方債	7,456	11,480
短期社債	－	－
社債	48,932	54,756
貸付信託	－	－
投資信託	2,503	2,130
株式	76	77
外国証券	20,142	15,900
その他の証券	－	－
貸出金	**743,669**	**759,648**
割引手形	－	－
手形貸付	1,022	579
証書貸付	728,458	745,451
当座貸越	14,188	13,617
外国為替	**－**	**－**
外国他店預け	－	－
外国他店貸	－	－
買入外国為替	－	－
取立外国為替	－	－
その他資産	**9,493**	**8,263**
未決済為替貸	16	16
労働金庫連合会出資金	6,300	6,300
前払費用	158	115
未収収益	1,444	1,339
先物取引差入証拠金	－	－
先物取引差金勘定	－	－
保管有価証券等	－	－
金融派生商品	－	－
金融商品等差入担保金	－	－
リース投資資産	－	－
その他の資産	1,574	491
有形固定資産	**7,221**	**6,992**
建物	2,171	2,002
土地	4,536	4,506
リース資産	－	－
建設仮勘定	－	0
その他の有形固定資産	513	484
無形固定資産	**119**	**87**
ソフトウェア	119	87
のれん	－	－
リース資産	－	－
その他の無形固定資産	0	0
前払年金費用	**79**	**48**
繰延税金資産	**1,119**	**1,011**
再評価に係る繰延税金資産	**－**	**－**
債務保証見返	**29**	**23**
貸倒引当金	**△130**	**△148**
（うち個別貸倒引当金）	（△130）	（△148）
資産の部合計	**1,080,461**	**1,130,405**

（負債及び純資産の部）　（単位：百万円）

（科目	2019年度末	2020年度末
預金積金	**987,621**	**1,034,937**
当座預金	165	155
普通預金	319,016	363,229
貯蓄預金	2,006	2,054
通知預金	－	－
別段預金	213	177
納税準備預金	－	－
定期預金	666,219	669,320
定期積金	－	－
その他の預金	－	－
譲渡性預金	**18,362**	**19,794**
借用金	**17,503**	**17,476**
借入金	17,400	17,400
当座借越	103	76
再割引手形	－	－
売渡手形	**－**	**－**
コールマネー	**－**	**－**
売現先勘定	**－**	**－**
債券貸借取引受入担保金	**－**	**－**
コマーシャル・ペーパー	**－**	**－**
外国為替	**－**	**－**
外国他店預り	－	－
外国他店借	－	－
売渡外国為替	－	－
未払外国為替	－	－
その他負債	**2,718**	**2,493**
未決済為替借	4	8
未払費用	981	758
給付補塡備金	－	－
未払法人税等	376	474
前受収益	166	122
払戻未済金	4	2
払戻未済持分	2	1
先物取引受入証拠金	－	－
先物取引差金勘定	－	－
借入商品債券	－	－
借入有価証券	－	－
売付商品債券	－	－
売付債券	－	－
金融派生商品	31	23
金融商品等受入担保金	－	－
リース債務	－	－
資産除去債務	151	138
その他の負債	999	962
代理業務勘定	**－**	**－**
賞与引当金	**285**	**288**
役員賞与引当金	**－**	**－**
退職給付引当金	**2,582**	**2,682**
役員退職慰労引当金	**84**	**72**
睡眠預金払戻損失引当金	**120**	**122**
債務保証損失引当金	**－**	**－**
特別法上の引当金	**－**	**－**
金融商品取引責任準備金	－	－
繰延税金負債	**－**	**－**
再評価に係る繰延税金負債	**520**	**511**
債務保証	**29**	**23**
負債の部合計	**1,029,829**	**1,078,401**
出資金	**3,257**	**3,257**
普通出資金	3,257	3,257
優先出資金	－	－
優先出資申込証拠金	**－**	**－**
資本剰余金	**－**	**－**
資本準備金	－	－
その他資本剰余金	－	－
利益剰余金	**46,323**	**47,410**
利益準備金	3,334	3,334
その他利益剰余金	42,988	44,076
特別積立金	40,822	42,032
（特別積立金）	（1,450）	（1,450）
（機械化積立金）	（13,570）	（13,970）
（金利変動等準備積立金）	（15,478）	（15,878）
（配当準備積立金）	（760）	（760）
（経営基盤強化積立金）	（7,834）	（8,234）
（為替変動準備積立金）	（500）	（500）
（不動産更新準備積立金）	（1,000）	（1,000）
（社会貢献事業積立金）	（200）	（200）
（金庫創立70周年記念事業積立金）	（30）	（40）
当期未処分剰余金	2,166	2,044
処分未済持分（△）	**－**	**－**
自己優先出資（△）	**－**	**－**
自己優先出資申込証拠金	**－**	**－**
会員勘定合計	**49,580**	**50,668**
その他有価証券評価差額金	**△277**	**23**
繰延ヘッジ損益	**△23**	**△16**
土地再評価差額金	**1,351**	**1,328**
評価・換算差額等合計	**1,050**	**1,335**
純資産の部合計	**50,631**	**52,003**
負債及び純資産の部合計	**1,080,461**	**1,130,405**

注記は48ページをご覧ください。

損益計算書

（単位：百万円）

科目	2019年度	2020年度
経常収益	**14,451**	**14,194**
資金運用収益	**12,939**	**12,850**
貸出金利息	11,322	11,313
預け金利息	834	745
買入手形利息	－	－
コールローン利息	－	－
買現先利息	－	－
債券貸借取引受入利息	－	－
有価証券利息配当金	384	411
金利スワップ受入利息	－	－
その他の受入利息	398	379
役務取引等収益	**826**	**734**
受入為替手数料	170	164
その他の役務収益	655	570
その他業務収益	**576**	**571**
外国為替売買益	－	－
商品有価証券売買益	－	－
国債等債券売却益	51	66
国債等債券償還益	－	－
金融派生商品収益	－	23
その他の業務収益	524	481
その他経常収益	**109**	**38**
貸倒引当金戻入益	20	－
償却債権取立益	－	－
株式等売却益	5	31
金銭の信託運用益	0	3
その他の経常収益	83	3
経常費用	**12,706**	**12,405**
資金調達費用	**430**	**360**
預金利息	420	349
給付補塡備金繰入額	－	－
譲渡性預金利息	3	3
借用金利息	0	0
売渡手形利息	－	－
コールマネー利息	－	－
売現先利息	－	－
債券貸借取引支払利息	－	－
コマーシャル・ペーパー利息	－	－
金利スワップ支払利息	6	7
その他の支払利息	－	－
役務取引等費用	**2,683**	**2,708**
支払為替手数料	740	678
その他の役務費用	1,943	2,029
その他業務費用	**69**	**91**
外国為替売買損	－	－
商品有価証券売買損	－	－
国債等債券売却損	48	26
国債等債券償還損	－	61
国債等債券償却	－	－
金融派生商品費用	－	－
その他の業務費用	20	4
経費	**9,512**	**9,184**
人件費	5,371	5,308
物件費	4,069	3,808
税金	71	66
その他経常費用	**10**	**60**
貸倒引当金繰入額	－	17
貸出金償却	－	－
株式等売却損	－	19
株式等償却	－	－
金銭の信託運用損	－	－
その他資産償却	－	－
退職手当金	10	8
その他の経常費用	0	14
経常利益	**1,745**	**1,789**
特別利益	**203**	**49**
固定資産処分益	0	35
負ののれん発生益	－	－
金融商品取引責任準備金取崩額	－	－
その他の特別利益	202	14
特別損失	**35**	**72**
固定資産処分損	6	10
減損損失	29	62
金融商品取引責任準備金繰入額	－	－
その他の特別損失	－	－

損益計算書（つづき）

（単位：百万円）

科目	2019年度	2020年度
税引前当期純利益	**1,912**	**1,766**
法人税、住民税及び事業税	**376**	**589**
法人税等調整額	**94**	**△18**
法人税等合計	**470**	**571**
当期純利益	**1,442**	**1,194**
繰越金（当期首残高）	**724**	**826**
土地再評価差額金取崩額	**－**	**23**
当期末処分剰余金	**2,166**	**2,044**

注1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。
2．子会社との取引による収益総額　8,077千円
　子会社との取引による費用総額　194,320千円
3．出資1口当たりの当期純利益金額　366円80銭
4．固定資産の重要な減損損失
　当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しています。

場所	用途	種類
夕張出張所	営業用店舗	建物・動産
滝川支店	営業用店舗	土地・建物・動産・その他の有形固定資産
赤平出張所	営業用店舗	建物・動産

　資産をグループ化した方法は、管理会計の最小単位である営業店単位を基本とし、キャッシュフローが相互補完的である連合店舗は連合店舗単位、エリア営業店舗はエリア単位としています。
　遊休資産については、各資産を最小単位としています。本部、事務センター等については、独立したキャッシュフローを生み出さないことから共用資産としています。
　営業キャッシュフローの減少および使用方法の変更等により投下資産の回収可能額が著しく低下した資産について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額62,078千円を「減損損失」として計上しています。その内訳は、建物42,851千円、土地9,323千円、動産9,081千円、その他の有形固定資産772千円、建設仮勘定49千円です。
　当該資産グループの回収可能価額は、路線価等市場価格を適切に反映している指標に基づいた正味売却価格により算定しています。
以　上

剰余金処分計算書

（単位：百万円）

科目	2019年度（総代会承認日 2020年6月24日）	2020年度（総会承認日 2021年6月22日）
当期末処分剰余金	**2,166**	**2,044**
（うち当期純利益）	1,442	1,194
（うち前期繰越金）	724	826
（うち土地再評価差額金取崩額）	－	23
剰余金処分額	**1,340**	**1,200**
利益準備金	－	－
普通出資に対する配当金	（年4%）130	（年4%）130
優先出資に対する配当金	（年－%）－	（年－%）－
特別積立金	1,210	1,070
（金利変動等準備積立金）	（400）	（350）
（経営基盤強化積立金）	（400）	（350）
（機械化積立金）	（400）	（350）
（金庫創立70周年記念事業積立金）	（10）	（10）
（固定資産圧縮記帳積立金）	－	（10）
繰越金（当期末残高）	**826**	**843**

　以上の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書については、2021年5月25日に監事の監査を受けています。また、同年6月22日の総会において上記の貸借対照表及び損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ています。
　なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を、2021年5月21日に受けています。

2020年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しています。

2021年6月23日
北海道労働金庫　　理事長　出　村　良　平

財務諸表

2020年度貸借対照表（46ページ）の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の評価は移動平均法による原価法、その他有価証券の評価は原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法による原価法により行っており、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。なお、売買目的有価証券は保有していません。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

5. 有形固定資産の減価償却の方法
有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建　物　　8年～50年
その他　　4年～25年

6. 資産除去債務の計上基準
当金庫は、一部の営業用店舗等に関して不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しています。この様な有形固定資産の除去に際する契約並びに法令上の義務に関して資産除去債務を計上しています。
資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は対象となる有形固定資産の法定耐用年数、割引率については資産除去の実施が予想される年限に対応する見積時点の税引前リスク・フリーレートを採用しています。
なお、個々の除去費用が少額な場合などにおいては、当金庫の規定に基づき金額の重要性を勘案し資産除去債務の会計処理の対象外としています。
当会計年度における資産除去債務の残高の推移は以下の通りです。

期首残高	151,015　千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－
時の経過による調整額	2,198
資産除去債務の履行による減少額	14,630
当会計年度末残高	138,584

7. 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

9. 貸倒引当金の計上基準
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号　令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しています。

10. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しています。

11. 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しています。
また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりです。
(1) 過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理
(2) 数理計算上の差異
各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理
なお、パートナー職員への退職慰労金、シニア嘱託職員への退職功労金の支払に備えるため、パートナー職員はパートナー職員退職慰労金制度規程に基づき、シニア嘱託職員はシニア嘱託職員給与規程に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

12. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

13. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しています。

14. ヘッジ会計の方法
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによって行っています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

16. 有形固定資産の減価償却累計額　6,521,329千円

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　89,717千円

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額　－千円

19. 子会社等の株式（及び出資）総額　22,559千円

20. 子会社等に対する金銭債権総額　63,000千円

21. 子会社等に対する金銭債務総額　247,536千円

22. リース取引
業務用車輌等の一部を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。なお、当金庫における所有権移転外ファイナンス・リース取引は、金額の重要性が乏しいと認められるため、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしています。

23. 破綻先債権額及び延滞債権額
貸出金のうち、破綻先債権額は297,161千円、延滞債権額は3,824,064千円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

24. 3カ月以上延滞債権額
貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は51,791千円です。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上遅延している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

25. 貸出条件緩和債権額
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。

26. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額
破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,173,017千円です。
なお、23. から26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

27. 担保に供している資産
当座借越契約及び内国為替決済保証金の担保として、定期預け金52,525,600千円を差し入れています。
また、その他の資産には、保証金284,239千円が含まれています。

28. 土地の再評価の方法と差額
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布、法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	△228,149千円

29. 出資1口当たりの純資産額　15,962円55銭

30. 目的積立金
目的積立金は特別積立金に含めて記載しています。

31. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、貸出及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っており、これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案しながら、預金積金及び譲渡性預金により資金調達を行っています。
このように、当金庫では金利変動を伴う金融資産及び金融負債を

有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っています。その一環として、デリバティブ取引も行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫は、事業地区内の個人を中心とした取引先に対する貸出金、及び金融機関への預け金の他、債券、投資信託及び株式などの有価証券を主たる金融資産として保有しており、これらはそれぞれ市場リスク、信用リスクに晒されています。

また、事業地区内の個人を中心とした取引先から受け入れている、預金積金及び譲渡性預金が主たる金融負債であり、これらは流動性リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫では、これを貸出金に関わる金利の変動リスクに対するヘッジ手段として用いており、ヘッジ会計を適用しています。

このヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象としている貸出金をグループ化して管理し、ヘッジ手段がヘッジ対象を上回っていないことを検証するなど、ヘッジの有効性を定期的に評価しています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスクの管理

当金庫では、与信信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、「融資事務取扱要領」を制定するとともに、階層別の業務研修を行っており、さらには牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件審査を行う体制としています。さらには、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、「資産査定規程」に基づき定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、リスク管理部門と審査及び与信管理部門が貸出金等の全ての資産に対する査定を実施し、さらに全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施しています。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部門が、定期的に格付や時価を把握することで管理しています。

信用リスクの管理状況については、常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会及び理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

②　市場リスクの管理

イ．金利リスク及び価格変動リスクの管理

当金庫は、「リスク管理方針」「リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等を規定しており、統計的手法であるバリュー・アット・リスク(VaR)を用いて金利リスク及び価格変動リスクを計測し、理事会で決定したリスク限度額の範囲内となるよう管理を行うとともに、バック・テストを定例実施し、計測手法の有効性を検証しています。

月次で実施している計測の結果については、常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会及び理事会において協議・決定することとしており、金利リスク管理及び価格変動リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っています。

ロ．デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、「リスク管理方針」「リスク管理規程」「ヘッジ取引要領」に基づき実施しています。

デリバティブの取引状況については、定期的に経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、デリバティブ取引に関するリスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

ハ．市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融資産及び金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間:「預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引」は120日、「有価証券」は20日、信頼区間:99%（価格リスクは信頼区間99.9%)、観測期間:金利リスクは5年間、価格リスクは3年間)により算出しており、令和3年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で5,999,892千円です。流動性預金のVaRについては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。定期性預金・住宅ローンのVaRについては、過去の実績に基づくプリペイメント(期限前返済)モデルを用いて算出しています。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③　資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して適時に資金管理を行う他、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

流動性リスクの管理状況については、定期的に経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、流動性リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

32．金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表に含めていません((注2)参照)。

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)預け金	245,755,051	247,147,286	1,392,234
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	418,220	434,112	15,892
その他有価証券	102,573,020	102,573,020	－
(3)貸出金	759,648,742		－
貸倒引当金(＊1)	△139,795		－
	759,508,947	767,078,535	7,569,588
金融資産　計	1,108,255,239	1,117,232,954	8,977,715
(1)預金積金	1,034,937,055	1,035,103,000	165,944
(2)譲渡性預金	19,794,876	19,801,239	6,362
(3)借用金	17,476,133	17,461,762	△14,370
金融負債　計	1,072,208,065	1,072,366,002	157,936
デリバティブ取引(＊2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの(＊3)	(23,347)	(23,347)	－
デリバティブ取引　計	(23,347)	(23,347)	－

(＊1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(＊2)その他の資産、その他の負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については(　)で表示しています。

(＊3)ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号　令和2年9月29日)を適用しています。

(注1)　金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。また、満期がある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しています。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格、投資信託は公表されている基準価格または取引先金融機関から提示された価格によっています。

(3)貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出実行後において貸出先の信用状態に大きな変動がない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しています。なお、約定期間が短期(1年以内)のもの、及び貸出を担保資産の範囲内に限るなど、その特性から返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等より時価が帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価としています。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保及び保証による回収見込額等に基づき個別に貸倒引当金を見積もっているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から個別貸倒引当金計上額を控除した額に近似していると想定されることから、当該価額を時価としています。

金融負債

(1)預金積金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分した上で、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(3)借用金

借用金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

財務データ

財務諸表

区　分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式(＊1)	6,100
子会社株式(＊1)	22,559
労働金庫連合会出資金(＊2)	6,300,000
合　計	6,328,659

(＊1)　非上場株式及び子会社株式については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。
(＊2)　労働金庫連合会出資金については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。

(注3)　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	117,864,951	114,090,100	13,800,000	－
有価証券				
満期保有目的の債券	－	418,220	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	3,565,000	23,132,533	72,030,792	2,393,040
貸出金(＊1)	60,934,729	167,033,522	159,545,115	372,135,375
合　計	182,364,681	304,674,375	245,375,907	374,528,416

(＊1)　貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでいます。

(注4)借用金及びその他の有利子負債の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(＊1)	640,389,853	392,310,621	2,236,580	－
譲渡性預金	17,391,876	1,403,000	1,000,000	－
借用金	600	17,407,533	30,000	38,000
合　計	657,782,330	411,121,155	3,266,580	38,000

(＊1)　預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。

33. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「外国証券」「投資信託」「株式」が含まれています(以下、37. まで同様)。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表に含めていません(32. (注2)参照)。

(1)　売買目的有価証券

当事業年度の損益に含まれた評価差額　－千円

(2)　満期保有目的の債券

	種　類	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社　債	418,220	434,112	15,892
	外国証券	－	－	－
	その他	－	－	－
	小　計	418,220	434,112	15,892
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社　債	－	－	－
	外国証券	－	－	－
	その他	－	－	－
	小　計	－	－	－
合　計		418,220	434,112	15,892

(3)　その他有価証券

	種　類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	－	－	－
	債　券	34,234,350	34,003,859	230,491
	国　債	724,169	715,169	8,999
	地方債	2,509,250	2,499,371	9,878
	短期社債	－	－	－
	社　債	31,000,931	30,789,318	211,612
	外国証券	－	－	－
	投資信託	1,403,093	1,178,919	224,173
	その他	－	－	－
	小　計	35,637,443	35,182,779	454,664
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	48,560	50,460	△1,899
	債　券	66,159,956	66,506,721	△346,765
	国　債	17,951,580	17,997,423	△45,843
	地方債	8,971,450	9,000,000	△28,550
	短期社債	－	－	－
	社　債	23,336,914	23,503,934	△167,020
	外国証券	15,900,011	16,005,363	△105,351
	投資信託	727,060	800,000	△72,940
	その他	－	－	－
	小　計	66,935,576	67,357,181	△421,605
合　計		102,573,020	102,539,960	33,059

34. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当はありません。

35. 当事業年度中に売却したその他有価証券

種　類	売却額(千円)	売却益の合計(千円)	売却損の合計(千円)
株　式	－	－	－
債　券	9,317,178	66,548	26,429
国　債	2,001,010	6,110	11,290
地方債	1,812,084	17,084	－
短期社債	－	－	－
社　債	5,504,083	43,353	15,139
外国証券	－	－	－
投資信託	427,922	31,497	19,957
その他	－	－	－
合　計	9,745,101	98,045	46,386

36. 保有目的を変更した有価証券

該当はありません。

37. 減損処理を行った有価証券

該当はありません。

38. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1)運用目的の金銭の信託

該当はありません。

(2)満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	200,000	200,000	－	－	－

(3)その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当はありません。

39. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は123,843,904千円です。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものは31,267,175千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において、必要に応じ不動産等の担保を徴求するほか、予め定めている庫内手続きに基づき、契約後も必要に応じて契約の見直しをするなど、債権保全上の措置等を講じています。

なお、総合口座は定期預金を担保として債権保全上の措置を行う契約であり、未実行残高は上記の金額のうち92,576,728千円です。

40. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産		
退職給付引当金	781,873	千円
減価償却限度超過額	128,113	
その他	546,652	
繰延税金資産小計	1,456,639	
評価性引当額	△287,955	
繰延税金資産合計	1,168,684	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額	125,487	
前払年金費用	13,449	
有形固定資産(除去資産減価償却超過額)	14,629	
固定資産圧縮記帳積立金	4,083	
繰延税金負債合計	157,650	
繰延税金資産の純額	1,011,033	千円

41. 重要な会計上の見積り
(1)固定資産の減損
① 当事業年度に係る財務諸表に計上した額
有形固定資産　6,992,586　千円
② 翌年度の財務諸表に与える影響
有形固定資産については、営業店単位でグルーピングを行い、資産グループ毎に将来収支を見積もって減損の要否を判定しています。
また、グルーピングされた資産グループのうち減損の兆候があると判定したものについては、資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、前者が後者を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として認識しています。将来キャッシュ・フローは収支シミュレーションに基づいて算出しています。
将来の経済情勢や収支環境等の変化により、資産グループの将来収支が見積りよりも下方修正された場合、新たな減損損失が発生し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。
(2)繰延税金資産
① 当事業年度に係る財務諸表に計上した額
繰延税金資産　1,011,033　千円
繰延税金資産の認識は、収支シミュレーションに基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っています。
当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
42. 表示方法の変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度から適用し、重要な会計上の見積りの注記を記載しています。

以　上

資産内容の開示

資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労金法施行規則に基づくリス

<table>
<tr><th colspan="2">資産査定の債務者区分</th><th colspan="3">ろうきんの償却・引当基準</th></tr>
<tr><td>区分単位</td><td>債務者単位</td><td>区分単位</td><td colspan="2">債務者単位</td></tr>
<tr><td>対象債権</td><td>債権</td><td>対象債権</td><td colspan="2">債権</td></tr>
<tr><td>定義
債務者区分</td><td>労働金庫の資産査定規程</td><td>定義
債務者区分</td><td>処理基準
分類</td><td>労働金庫の資産査定規程</td></tr>
<tr><td>破綻先</td><td>法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
297</td><td rowspan="3">破綻先</td><td>Ⅳ分類</td><td>全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。
1</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅲ分類</td><td>全額を個別貸倒引当金に繰入れる。
－</td></tr>
<tr><td></td><td>非・Ⅱ分類</td><td>295</td></tr>
<tr><td>実質破綻先</td><td>法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
959</td><td rowspan="3">実質破綻先</td><td>Ⅳ分類</td><td>全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。
0</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅲ分類</td><td>全額を個別貸倒引当金に繰入れる。
－</td></tr>
<tr><td></td><td>非・Ⅱ分類</td><td>959</td></tr>
<tr><td>破綻懸念先</td><td>現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
2,864</td><td rowspan="2">破綻懸念先</td><td>Ⅲ分類</td><td>必要額（予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。）を個別貸倒引当金に繰入れる。
138</td></tr>
<tr><td></td><td>非・Ⅱ分類</td><td>2,726</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要注意先</td><td rowspan="3">金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
2,749</td><td rowspan="3">要注意先</td><td>要管理先
要管理債権</td><td>非・Ⅱ分類</td><td rowspan="2">過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等及び個別の状況を勘案し算出した引当額を一般貸倒引当金に繰入れる。
53</td></tr>
<tr><td>要管理先
要管理債権以外（注1）</td><td>非・Ⅱ分類</td></tr>
<tr><td>要管理先以外の要注意先</td><td>非・Ⅱ分類</td><td>過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失率等に基づいた引当額を一般貸倒引当金に繰入れる。
2,695</td></tr>
<tr><td>正常先</td><td>業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
744,841</td><td>正常先</td><td>非分類</td><td>予想損失率により今後1年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。
744,841</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>国及び地方公共団体に対する債権及び被管理金融機関に対する債権
8,372</td><td>その他</td><td>—</td><td>引当は行わない。
8,372</td></tr>
</table>

ク管理債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

（単位：百万円）

債権の区分（金融再生法に基づく報告・公表）			リスク管理債権の区分（労金法に基づく開示）	
区分単位		債務者単位	区分単位	債権単位
対象債権		総与信	対象債権	貸出金
定義／債権区分		労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第2条	定義／債権区分	労働金庫法施行規則第114条
（注2）				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	（注4）	
			破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立を行ったこと、及び銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金 297
（注2）				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		1,257	（注4）	
			延滞債権	元金又は利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
危険債権		債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権 2,865	（注4）	
			延滞債権	3,824
要管理債権（債権単位）	3カ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金 52	3カ月以上延滞債権	元金又は利息支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く） 51
	貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金 －	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権を除く） －
正常債権（注3）		債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権 755,912		

※表中の金額は、各種基準との関連を明らかにするため、すべて単位未満を切り捨てして表示しています。
（注1）要管理債権を有する債務者の、3カ月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。
（注2）償却・引当基準と金融再生法の差は、直接償却額分です。
（注3）総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。
（注4）金融再生法とリスク管理債権の差は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行うので、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位二区分の合計額（貸出金分）にも一致することとなります。

資産内容の開示

資産査定について

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定」に基づく、2021年3月31日現在の資産査定状況は以下のとおりです。

金融再生法開示債権および同債権に対する保全状況

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末	2020年度末
金融再生法上の不良債権（A）	4,164	4,173
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,096	1,257
危険債権	2,893	2,865
要管理債権	175	52
保全額（B）	4,164	4,173
担保・保証等による回収見込み額	4,042	4,033
貸倒引当金	122	140
保全率（B）／（A）（%）	100.00	100.00
正常債権（C）	739,968	755,912
合計（D）＝（A）＋（C）	744,133	760,086
金融再生法上の不良債権比率（A）／（D）（%）	0.56	0.55

＊単位未満は四捨五入、償却後残高。
＊比率は表上の数値で算出し、保全率は100%を上限に記載しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは
総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは
総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは
貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「担保・保証等による回収見込み額」とは
「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは
将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。
「個別貸倒引当金」とは「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。
「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。
なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

「正常債権」とは
総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態および経営成績に特に問題がない債権のことです。

リスク管理債権の状況

2020年度末のリスク管理債権の合計は4,173百万円で、総貸出金残高759,648百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.54%となっています。
リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が297百万円、「延滞債権」が3,824百万円、「3カ月以上延滞債権」が51百万円、「貸出条件緩和債権」が0百万円となっています。
リスク管理債権の合計4,173百万円のうち、4,033百万円は担保や優良保証機関等の保証で債権を保全しており、さらに「貸倒引当金」を139百万円引き当てています。その結果、保全額は4,173百万円となり、リスク管理債権合計の100%をカバーしています。

リスク管理債権（破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額）及びこれらに対する保全状況

（単位：百万円、%）

区　分	2019年度末	2020年度末
リスク管理債権　合計（A）	4,163	4,173
破綻先債権	415	297
延滞債権	3,573	3,824
3カ月以上延滞債権	175	51
貸出条件緩和債権	0	0
保全額（B）	4,163	4,173
担保・保証等による回収見込み額	4,041	4,033
貸倒引当金（C）	122	139
保全率（B）／（A）（%）	100.00	100.00
貸出金残高（D）	743,669	759,648
リスク管理債権比率（A）／（D）（%）	0.55	0.54

＊単位未満は切捨、償却後残高。
＊比率は表上の数値で算出し、保全率は100%を上限に記載しています。

「リスク管理債権」とは
何らかの理由により、当初の契約どおり返済されていない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」があります。

「破綻先債権」とは
借り手の倒産（個人の場合には、自己破産も）などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

「延滞債権」とは
今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金のことです。
「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということになります。

「3カ月以上延滞債権」とは
借り手に収入が入って来なくなる（会社の業績不振等）などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3か月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは
借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです。（ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。）
貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

「担保・保証等による回収見込み額」とは
リスク管理債権のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは
将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。なお表中の（C）は「リスク管理債権」の債権額について引き当てた貸倒引当金の残高で、貸借対照表上の金額とは相違しています。
「個別貸倒引当金」とは「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。
「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。
なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

経営指標

主要な事業の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	15,082	14,683	14,693	14,451	14,194
経常利益	2,100	1,891	1,615	1,745	1,789
当期純利益	1,483	1,051	1,007	1,442	1,194
純資産額	47,845	48,844	49,920	50,631	52,003
総資産額	1,015,753	1,039,284	1,057,469	1,080,461	1,130,405
預金積金残高	943,668	961,924	972,497	987,621	1,034,937
貸出金残高	655,807	673,171	711,667	743,669	759,648
有価証券残高	34,709	56,170	69,551	85,331	103,019
出資総額	3,260	3,259	3,258	3,257	3,257
出資総口数（口）	3,260,208	3,259,168	3,258,276	3,257,850	3,257,868
出資に対する配当金	130	130	130	130	130
職員数（人）	789	762	730	711	722
単体自己資本比率（%）	9.48	9.20	8.84	8.68	8.69

（注）1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
なお、預金積金残高には譲渡性預金を含んでいません。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しています。

主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円、%）

項　目	2019年度	2020年度
業務粗利益	11,158	10,996
業務粗利益率	1.04	0.99
業務純益	1,742	1,895
実質業務純益	1,742	1,895
コア業務純益	1,739	1,916
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	1,739	1,916
資金運用収支	12,508	12,490
役務取引等収支	△1,857	△1,973
その他業務収支	506	479
資金運用勘定平均残高	1,067,835	1,107,386
資金運用収益（受取利息）	12,939	12,850
資金運用収益増減（△）額	△228	△89
資金運用利回り	1.21	1.16
資金調達勘定平均残高	1,026,038	1,065,128
資金調達費用（支払利息）	430	360
資金調達費用増減（△）額	△99	△69
資金調達利回り	0.04	0.03
資金調達原価率	0.95	0.88
総資金利鞘	0.26	0.28
総資産経常利益率	0.16	0.15
総資産当期純利益率	0.13	0.10
総資産業務純益率	0.16	0.16
純資産経常利益率	3.45	3.44
純資産当期純利益率	2.85	2.30
純資産業務純益率	3.44	3.65

（注）1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$業務粗利益率＝\frac{業務粗利益}{資金運用勘定平均残高}\times100$$

2. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額（または取崩額）を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。
3. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。
4. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。
5. 「コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。
6. 利益率・純益率

$$総資産（純）利益率（又は純益率）＝\frac{（純）利益（又は純益）}{総資産（除く債務保証見返）平均残高}\times100$$

$$純資産（純）利益率（又は純益率）＝\frac{（純）利益（又は純益）}{純資産（外部流出を除く）期末残高}\times100$$

純資産の内訳

（単位：百万円）

項　目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
純資産	47,845	48,844	49,920	50,631	52,003
出資金	3,260	3,259	3,258	3,257	3,257
資本剰余金	—	—	—	—	—
利益剰余金	43,183	44,122	45,010	46,323	47,410
利益準備金	3,334	3,334	3,334	3,334	3,334
その他利益剰余金	39,849	40,788	41,676	42,988	44,076
特別積立金	37,742	39,052	40,012	40,822	42,032
（特別積立金）	(1,450)	(1,450)	(1,450)	(1,450)	(1,450)
（金利変動等準備積立金）	(13,778)	(14,578)	(15,078)	(15,478)	(15,878)
（機械化積立金）	(13,570)	(13,570)	(13,570)	(13,570)	(13,970)
（配当準備積立金）	(760)	(760)	(760)	(760)	(760)
（経営基盤強化積立金）	(6,484)	(6,984)	(7,434)	(7,834)	(8,234)
（為替変動準備積立金）	(500)	(500)	(500)	(500)	(500)
（不動産更新準備積立金）	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)	(1,000)
（社会貢献事業積立金）	(200)	(200)	(200)	(200)	(200)
（金庫創立70周年記念事業）	(－)	(10)	(20)	(30)	(40)
当期未処分剰余金	2,107	1,736	1,664	2,166	2,044
その他有価証券評価差額金	40	115	326	△277	23
繰延ヘッジ損益	△15	△16	△26	△23	△16
土地再評価差額金	1,377	1,362	1,351	1,351	1,328

預金に関する指標

預金科目別残高（期末残高）

（単位：百万円）

項　目	2019年度末				2020年度末			
	個人	法人			個人	法人		
		公金預金	金融機関預金	その他預金		公金預金	金融機関預金	その他預金
当座預金	－	－	－	165	－	－	－	155
普通預金	294,879	1,371	13	22,751	335,544	1,334	12	26,337
貯蓄預金	2,006	－	－	－	2,054	－	－	－
通知預金	－	－	－	－	－	－	－	－
別段預金	－	65	71	77	8	26	12	128
納税準備預金	－	－	－	－	－	－	－	－
定期預金	636,944	2,697	1,772	24,804	642,486	2,385	2,316	22,132
定期積金	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計	933,831	4,133	1,857	47,799	980,094	3,746	2,342	48,753

預金者別内訳（期末残高）

（単位：百万円、％）

項　目	2019年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
団体会員	815,641	82.58	853,267	82.44
民間労働組合	160,737	16.27	170,597	16.48
民間以外の労働組合及び公務員団体	530,029	53.66	554,328	53.56
消費生活協同組合・同連合会	5,498	0.55	6,494	0.62
その他の団体	119,376	12.08	121,846	11.77
（うち間接構成員）	(778,838)	(78.86)	(815,954)	(78.84)
個人会員	9,576	0.97	11,786	1.13
国・地方公共団体・非営利法人	5,930	0.60	5,495	0.53
一般員外(a)	156,472	15.84	164,388	15.88
合　計	987,621	100.00	1,034,937	100.00

(注)当金庫は、下表のとおり譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4及び同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、労働金庫法第32条第4項に基づく「会員等以外の者からの監事の選任」を行うとともに、同法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けています。

（単位：百万円）

項　目	2019年度末	2020年度末
一般員外譲渡性預金(b)	1,050	750
一般員外預金計(c)：(上表の(a)＋(b))	157,522	165,138
譲渡性預金を含む総預金残高(d)	1,005,983	1,054,731
一般員外預金比率(c)／(d)×100	15.65%	15.65%

預金種類別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項　目	2019年度	2020年度
流動性預金	318,562	353,788
定期性預金	672,054	673,251
譲渡性預金	19,034	22,083
その他の預金	－	－
合　計	1,009,652	1,049,123

財形貯蓄残高（期末残高）

（単位：百万円、％）

項　目	2019年度末		2020年度末	
	金額	預金に占める割合	金額	預金に占める割合
一般財形	120,375	11.96	124,019	11.75
財形年金	52,078	5.17	49,984	4.73
財形住宅	7,212	0.71	6,680	0.63
合　計	179,666	17.85	180,683	17.13

定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項　目	2019年度末	2020年度末
固定金利定期預金	666,069	669,163
変動金利定期預金	149	157
合　計	669,219	669,320

貸出金等に関する指標

貸出金科目別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項　目	2019年度	2020年度
手形貸付	342	235
証書貸付	714,021	738,296
当座貸越	13,512	13,485
割引手形	－	－
合　計	727,876	752,017

貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項　目	2019年度末	2020年度末
固定金利貸出金	195,873	187,121
変動金利貸出金	547,796	572,527
合　計	743,669	759,648

（注）手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

貸出金担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項　目	2019年度末	2020年度末
当金庫預金積金	2,104	1,848
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	180,304	159,499
その他	－	－
小　計	182,409	161,347
保証	551,371	589,719
信用	9,888	8,581
合　計	743,669	759,648

債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）

（単位：百万円）

項　目	2019年度末	2020年度末
当金庫預金積金	－	－
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	－	－
その他	－	－
小　計	－	－
保証	29	23
信用	0	0
合　計	29	23

預貸率

（単位：%）

項　目	2019年度	2020年度
預貸率（期末値）	73.92	72.02
預貸率（期中平均値）	72.09	71.68

貸出金使途別内訳（期末残高）

（単位：百万円、%）

項　目		2019年度末		2020年度末	
		金額	構成比	金額	構成比
賃金手当対策資金		－	－	－	－
生活資金		81,241	10.92	80,678	10.62
	カードローン	9,972	1.34	9,629	1.26
	教育ローン	12,133	1.63	12,348	1.62
	その他	59,136	7.95	58,700	7.72
福利共済資金	運営資金	9,994	1.34	8,693	1.14
	設備資金	164	0.02	128	0.01
生協資金	運営資金	－	－	18	(0.00)
	設備資金	206	0.02	164	0.02
住宅資金	一般住宅資金	651,989	87.67	669,915	88.18
	住宅事業資金	71	0.00	50	0.00
合　計		743,669	100.00	759,648	100.00

貸出金貸出先別・業種別内訳（期末残高）

（単位：百万円、%）

項　目		2019年度末		2020年度末	
		金額	構成比	金額	構成比
民間労働組合		211,691	28.46	216,314	28.47
民間以外の労働組合及び公務員団体		177,576	23.87	174,497	22.97
消費生活協同組合及び同連合会		108,334	14.56	131,506	17.31
その他の団体		224,086	30.13	215,651	28.38
《うち間接構成員》		《720,990》	《96.95》	《737,359》	《97.06》
上記に所属しない個人会員		207	0.02	252	0.03
会員等計		721,897	97.07	738,221	97.17
預金積金担保貸出		292	0.03	253	0.03
その他		21,480	2.88	21,172	2.78
業種別内訳	製造業		－		－
	農業、林業		－		－
	漁業		－		－
	鉱業、採石業、砂利採取業		－		－
	建設業		－		－
	電気・ガス・熱供給・水道業		－		－
	情報通信業		－		－
	運輸業、郵便業		－		－
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業		－		－
	金融業、保険業		－		－
	不動産業、物品賃貸業		－		－
	医療、福祉	97	(0.01)	73	(0.00)
	サービス業	34	(0.00)		－
	国・地方公共団体	9,629	(1.29)	8,372	(1.10)
	個人	11,741	(1.57)	12,727	(1.67)
	その他		－		－
会員外計		21,772	2.92	21,426	2.82
合計		743,669	100.00	759,648	100.00

財務データ

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

当金庫では、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位:百万円)

		計	期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	2019年度末	6,219	−	4,377	608	1,233	−
	2020年度末	18,675	−	256	376	18,042	−
地方債	2019年度末	7,456	−	150	−	7,002	303
	2020年度末	11,480	−	−	−	11,480	−
短期社債	2019年度末	−	−	−	−	−	−
	2020年度末	−	−	−	−	−	−
社債	2019年度末	48,932	−	735	8,647	37,859	1,689
	2020年度末	54,756	−	218	10,363	41,780	2,393
貸付信託	2019年度末	−	−	−	−	−	−
	2020年度末	−	−	−	−	−	−
投資信託	2019年度末	2,503	1,381	−	363	758	−
	2020年度末	2,130	1,403	−	−	727	−
株式	2019年度末	76	76	−	−	−	−
	2020年度末	77	77	−	−	−	−
外国証券	2019年度末	20,142	−	4,602	15,448	91	−
	2020年度末	15,900	−	3,089	12,810	−	−
その他の証券	2019年度末	−	−	−	−	−	−
	2020年度末	−	−	−	−	−	−
合計	2019年度末	85,331	1,457	9,865	25,069	46,945	1,993
	2020年度末	103,019	1,480	3,565	23,550	72,030	2,393

有価証券の種類別の平均残高

(単位:百万円、%)

項　目	2019年度		2020年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	5,186	6.85	11,537	12.20
地方債	4,345	5.73	9,374	9.91
短期社債	−	−	−	−
社債	44,075	58.21	51,316	54.26
貸付信託	−	−	−	−
投資信託	1,954	2.58	2,542	2.68
株式	79	0.10	79	0.08
外国証券	20,069	26.50	19,718	20.85
その他の証券	−	−	−	−
合計	75,711	100.00	94,568	100.00

(注)社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債等が含まれます。

預証率

(単位:%)

項　目	2019度	2020年度
預証率(期末値)	8.48	9.76
預証率(期中平均値)	7.49	9.01

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金の形でお預りした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどにふり向け、勤労者の借入ニーズに応えていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。これらの有価証券については、毎決算期にその価格を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。このため当金庫は、保有する金融商品について時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表注記をご覧ください。なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2021年3月末現在の状況であり、今後、変動していきます。確定(実現)した損益でないものが含まれていることをご理解ください。

1. 売買目的有価証券

(単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	−	−	−	−

2. 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	項　目	2019年度末			2020年度末		
		貸借対照表計上額	時　価	差　額	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,700	2,707	7	−	−	−
	地方債	−	−	−	−	−	−
	短期社債	−	−	−	−	−	−
	社債	479	500	20	418	434	15
	外国証券	500	500	−	−	−	−
	その他	−	−	−	−	−	−
	小計	3,679	3,708	28	418	434	15
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	−	−	−	−	−	−
	地方債	−	−	−	−	−	−
	短期社債	−	−	−	−	−	−
	社債	−	−	−	−	−	−
	外国証券	810	808	△1	−	−	−
	その他	−	−	−	−	−	−
	小計	810	808	△1	−	−	−
合　計		4,489	4,517	27	418	434	15

(注)1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債等が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

3. 子会社・子会社等株式及び関連法人等株式

(単位:百万円)

	2019年度末			2020年度末		
	貸借対照表計上額	時　価	差　額	貸借対照表計上額	時　価	差　額
子会社・子法人等株式	−	−	−	−	−	−
関連法人等株式	−	−	−	−	−	−
合　計	−	−	−	−	−	−

(注)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記5. に記載しております。

4. その他有価証券

(単位:百万円)

	項　目	2019年度末			2020年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差　額	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	6	5	1	−	−	−
	債券						
	国債	3,518	3,482	36	724	715	8
	地方債	2,978	2,949	29	2,509	2,499	9
	短期社債	−	−	−	−	−	−
	社債	25,695	25,451	243	31,000	30,789	211
	外国証券	−	−	−	−	−	−
	その他	674	634	39	1,403	1,178	224
	小計	32,874	32,524	350	35,637	35,182	454
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	41	45	△3	48	50	△1
	債券						
	国債	−	−	−	17,951	17,997	△45
	地方債	4,477	4,500	△22	8,971	9,000	△28
	短期社債	−	−	−	−	−	−
	社債	22,756	23,068	△311	23,336	23,503	△167
	外国証券	18,832	19,025	△192	15,900	16,005	△105
	その他	1,829	2,033	△203	727	800	△72
	小計	47,938	48,672	△734	66,935	67,357	△421
合　計		80,812	81,196	△383	102,573	102,539	33

(注)1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債、新株予約権付社債等が含まれます。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めていません。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位:百万円)

項　目	2019年度末	2020年度末
子会社・子法人等株式	22	22
関連法人等株式	−	−
非上場株式	6	6
合　計	28	28

その他業務

金銭の信託の時価情報

（単位：百万円）

	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
満期保有目的の金銭の信託	500	－	200	－

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得原価としています（「金融商品会計に関する実務指針」第64項）。
2.「運用目的の金銭の信託」及び「その他の金銭の信託」はありません。

金融先物取引等・先物外国為替取引等

金融先物取引・先物外国為替取引等はありません。

デリバティブ取引情報

「当金庫のデリバティブへの取組み姿勢等」について

●「デリバティブ取引」とは
「デリバティブ」（金融派生商品）取引とは、金利や為替・有価証券などの本来の金融商品から派生した取引で、金融機関や一般企業で広く利用されています。

●デリバティブ取引の目的
当金庫では、主に保有している金融資産や負債についての将来の金利変動などによる損失を回避するため、一定の範囲でデリバティブ取引を活用しています。

●デリバティブ取引の取組みの情報
当金庫では、固定金利型住宅ローン等の低利な融資のご提供にあたって、将来の金利変動リスクを軽減するため、金利スワップ取引を実施しています。

●デリバティブ取引のリスク管理体制
当金庫では、「リスク管理方針」「資金運用規程」等によって、デリバティブ取引に関する運用方針や取引種類ごとの取扱基準を定め、それらに基づいた運用を行っています。運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しています。
今後とも相互牽制機能が働く運用体制と厳格なリスク管理体制の強化に向け、一層の体制整備に努めてまいります。

●デリバティブ取引の時価等
デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されていない取引は下表の通りです。

1. 金利関連取引

（単位：百万円）

項目	2019年度末	2020年度末
金利関連取引	該当ありません。	該当ありません。

（注）日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、上記記載の対象から除いています。

2. 通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引
該当する取引の取扱いはありません。

●スワップ
あらかじめ定めた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。当金庫では、固定金利型住宅ローン等の取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるためにスワップを利用しています。

●オプション
あらかじめ定めた一定条件のもとで、債券、株式、通貨などの特定の商品を購入または売却する「権利」を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価（プレミアム）を支払ってオプションを行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

●クレジット・デリバティブ
対象となる債券取引等の相手方の信用（倒産等による不履行＝デフォルト）リスクを回避するために行われるオプション取引の一種で、当該相手方のデフォルト時に補償を受ける権利を買う「プロテクション購入」と、デフォルト時に補償する権利を売る「プロテクション売却」があります。

公共債窓口販売実績

（単位：千円）

項　目	2019年度	2020年度
国債	4,200,250	2,722,840

投資信託窓口販売実績

（単位：千円）

項　目	2019年度	2020年度
投資信託	2,079,337	1,731,510

内国為替取扱実績

（単位：件）

項　目	区　分	2019年度	2020年度
送金・振込	各地へ向けた分	812,820	789,458
	各地より受けた分	2,285,057	2,262,739
代金・取立	各地へ向けた分	19	16
	各地より受けた分	27	17
合　計	各地へ向けた分	812,839	789,474
	各地より受けた分	2,285,084	2,262,756

出資金・常勤役職員一人当たり一店舗当たり預金・貸出金

大口出資会員

（単位：千円、％）

順位	会員名	出資金額	出資金総額に対する割合
1	(一社)北海道労働者福祉基金協会	189,915	5.82
2	生活協同組合コープさっぽろ	158,354	4.86
3	(公財)コープさっぽろ社会福祉基金	120,000	3.68
4	函館市役所職員労働組合	66,630	2.04
5	日本製鉄室蘭労働組合	57,006	1.75
6	全開発労働組合	50,496	1.55
7	北海道中央バス労働組合	49,534	1.52
8	自治労稚内市労働組合連合会	45,261	1.38
9	私鉄総連十勝バス支部	44,480	1.36
10	札幌市教職員組合	44,434	1.36

（2020年度末実績）

会員数内訳

（単位：会員、千円、％）

項　目	2019年度末			2020年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	2,697	3,116,908	95.67	2,665	3,122,963	95.85
民間労働組合	1,536	1,412,125	43.34	1,514	1,416,294	43.47
民間以外の労働組合及び公務員団体	781	1,027,798	31.54	774	1,026,848	31.51
消費生活協同組合・同連合会	29	221,949	6.81	29	221,949	6.81
その他の団体	351	455,036	13.96	348	457,872	14.05
個人会員	6,494	140,942	4.32	6,219	134,905	4.14
その他	－	－	－	－	－	－
合　計	9,191	3,257,850	100.00	8,884	3,257,868	100.00

出資配当等

（単位：千円、％）

項　目	2019年度 （承認日2020年6月24日）	2020年度 （承認日2021年6月22日）
出資配当	130,162	130,201
（配当率）	（年4%の割合）	（年4%の割合）
利用配当	－	－
配当負担率	6.00	6.36

（注）配当負担率 ＝ $\frac{\text{出資配当＋利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}}$ ×100

常勤役職員一人当たり及び一店舗当たり預金・貸出金平均残高

項　目	2019年度	2020年度
常勤役職員数（人）	759	750
一人当たり預金額（百万円）	1,330	1,398
一人当たり貸出金額（百万円）	958	1,002
営業店舗数（店）	37	37
一店舗当たり預金額（百万円）	27,287	28,354
一店舗当たり貸出金額（百万円）	19,672	20,324

（注）1. 役職員数は期中平均人員を使用しています。
2. 店舗数は期末の店舗数を使用しています。

連結情報

金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成（2021年3月末現在）

事業系統図

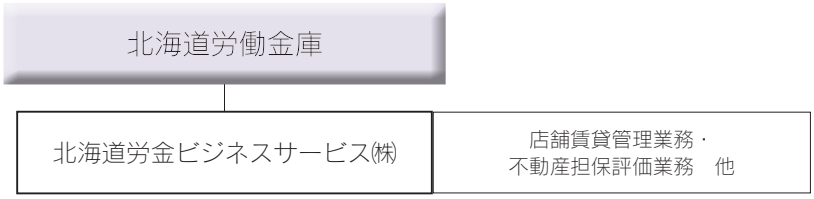

北海道労金ビジネスサービス㈱
当金庫で使用する各種帳表等の作成管理事務を受託する目的で、1983年9月に営業を開始し、2020年度の年間売上高は、1億94百万円となりました。

金庫の子会社等に関する事項

名称	北海道労金ビジネスサービス㈱
主たる営業所又は事務所の所在地	札幌市中央区北4条東2丁目7番6号
資本金又は出資金	10百万円
事業の内容	店舗賃貸管理業務・不動産担保評価業務　他
設立年月日	1983年9月28日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	100%
金庫の－の子会社等以外の子会社等が保有する当該－の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	－ %

金庫及びその子会社等の事業の概況

純資産
当金庫と北海道労金ビジネスサービス㈱を連結した結果、利益剰余金は480億11百万円となりました。
また、出資金は、当金庫の上記連結対象子会社等への出資に連結に伴う調整・消去を加えた結果、32億57百万円となりました。その結果、純資産は526億4百万円となりました。

預　金
2020年度は、上記連結子会社等からの預金に連結に伴う調整・消去を加えた結果、譲渡性を含む期末残高は1兆544億円となりました。

貸出金
2020年度は、上記連結対象子会社等への貸出金に連結に伴う調整・消去を加えた結果、期末残高は7,596億円となりました。

損　益
2020年度の経常収益は141億85百万円、経常費用は123億70百万円となりました。
その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は12億11百万円となりました。

金庫及びその子会社等の主要な事業の状況を示す指標

（単位：百万円、%）

項　目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	15,075	14,677	14,686	14,428	14,185
経常利益	2,124	1,916	1,646	1,780	1,815
親会社株主に帰属する当期純利益	1,498	1,067	1,027	1,465	1,211
純資産額	48,370	49,384	50,481	51,215	52,604
総資産額	1,016,143	1,039,668	1,057,846	1,080,829	1,130,765
連結自己資本比率	9.58	9.30	8.94	8.78	8.79

（注）1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。
2. 連結自己資本比率は、金融庁・厚生労働省告示に定められた算式に基づいて算出したものです。
55ページの「主要な事業の状況を示す指標」の（注）2をご参照ください。

財務データ

連結情報

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	2019年度末	2020年度末	科　目	2019年度末	2020年度末
（資産の部）			（負債の部）		
現金及び預け金	232,971	251,258	預金積金	987,396	1,034,689
コールローン及び買入手形	－	－	譲渡性預金	18,362	19,794
買現先勘定	－	－	借用金	17,503	17,476
債券貸借取引支払保証金	－	－	コールマネー及び売渡手形	－	－
買入金銭債権	56	－	売現先勘定	－	－
金銭の信託	500	200	債券貸借取引受入担保金	－	－
商品有価証券	－	－	コマーシャル・ペーパー	－	－
有価証券	85,308	102,997	外国為替	－	－
貸出金	743,669	759,648	その他負債	2,728	2,499
外国為替	－	－	代理業務勘定	－	－
その他資産	9,431	8,200	賞与引当金	285	288
有形固定資産	7,674	7,438	役員賞与引当金	－	－
建物	2,314	2,136	退職給付に係る負債	2,582	2,682
土地	4,848	4,818	役員退職慰労引当金	84	72
リース資産	－	－	睡眠預金払戻損失引当金	120	122
建設仮勘定	－	0	債務保証損失引当金	－	－
その他の有形固定資産	512	482	特別法上の引当金	－	－
無形固定資産	119	87	繰延税金負債	－	－
ソフトウェア	119	87	再評価に係る繰延税金負債	520	511
のれん	－	－	債務保証	29	23
リース資産	－	－	負債の部合計	1,029,613	1,078,160
その他の無形固定資産	0	0	（純資産の部）		
退職給付に係る資産	79	48	出資金	3,257	3,257
繰延税金資産	1,119	1,010	優先出資申込証拠金	－	－
再評価に係る繰延税金資産	－	－	資本剰余金	－	－
債務保証見返	29	23	利益剰余金	46,907	48,011
貸倒引当金	△130	△148	処分未済持分（△）	－	－
			自己優先出資（△）	－	－
			自己優先出資申込証拠金	－	－
			会員勘定合計	50,165	51,269
			その他有価証券評価差額金	△277	23
			繰延ヘッジ損益	△23	△16
			土地再評価差額金	1,351	1,328
			為替換算調整勘定	－	－
			評価・換算差額等合計	1,050	1,335
			新株予約権	－	－
			非支配株主持分	－	－
			純資産の部合計	51,215	52,604
資産の部合計	1,080,829	1,130,765	負債及び純資産の部合計	1,080,829	1,130,765

注記は63ページをご覧ください。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科　目	2019年度	2020年度
経常収益	**14,428**	**14,185**
資金運用収益	**12,938**	**12,849**
貸出金利息	11,322	11,313
預け金利息	834	745
コールローン利息及び買入手形利息	－	－
買現先利息	－	－
債券貸借取引受入利息	－	－
有価証券利息配当金	383	410
その他の受入利息	398	379
役務取引等収益	**806**	**726**
その他業務収益	**573**	**571**
その他経常収益	**109**	**38**
貸倒引当金戻入益	20	－
償却債権取立益	－	－
その他の経常収益	88	38
経常費用	**12,647**	**12,370**
資金調達費用	**430**	**360**
預金利息	420	349
給付補塡備金繰入額	－	－
譲渡性預金利息	3	3
借用金利息	0	0
コールマネー利息及び売渡手形利息	－	－
売現先利息	－	－
債券貸借取引支払利息	－	－
コマーシャル・ペーパー利息	－	－
その他の支払利息	6	7
役務取引等費用	**2,683**	**2,708**
その他業務費用	**67**	**93**
経費	**9,455**	**9,147**
その他経常費用	**10**	**60**
貸倒引当金繰入額	－	17
その他の経常費用	10	43
経常利益	**1,780**	**1,815**
特別利益	**203**	**49**
固定資産処分益	0	35
負ののれん発生益	－	－
その他の特別利益	202	14
特別損失	**35**	**72**
固定資産処分損	6	10
減損損失	29	62
その他の特別損失	－	－
税金等調整前当期純利益	**1,948**	**1,791**
法人税、住民税及び事業税	**388**	**598**
法人税等調整額	**94**	**△17**
法人税等合計	**482**	**580**
当期純利益	**1,465**	**1,211**
非支配株主に帰属する当期純利益	**－**	**－**
親会社株主に帰属する当期純利益	**1,465**	**1,211**

注　1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額
371円93銭

以　上

連結剰余金計算書

（単位：百万円）

科　目	2019年度	2020年度
（資本剰余金の部）		
資本剰余金期首残高	－	－
資本剰余金増加高	－	－
資本剰余金減少高	－	－
資本剰余金期末残高	－	－
（利益剰余金の部）		
利益剰余金期首残高	45,571	46,907
利益剰余金増加高	1,465	1,234
親会社株主に帰属する当期純利益	1,465	1,211
土地再評価差額金取崩額	－	23
利益剰余金減少高	130	130
配当金	130	130
利益剰余金期末残高	46,907	48,011

2020年度連結貸借対照表(62ページ)の注記

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券の評価は、移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式の評価は、移動平均法による原価法、その他有価証券の評価については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価については移動平均法による原価法により行っており、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
なお、売買目的有価証券は保有していません。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

4. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

5. 有形固定資産の減価償却の方法
当金庫の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しています。また、主な耐用年数は次の通りです。

建　物	8年～50年
その他	4年～25年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しています。

6. 資産除去債務の計上基準
当金庫は、一部の営業用店舗等に関して不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しています。この様な有形固定資産の除去に際する契約並びに法令上の義務に関して資産除去債務を計上しています。
資産除去債務の見積もりにあたり、使用見込期間は対象となる有形固定資産の法定耐用年数、割引率については資産除去の実施が予想される年限に対応する見積時点の税引前リスク・フリーレートを採用しています。
なお、個々の除去費用が少額な場合などにおいては、当金庫の規定に基づき金額の重要性を勘案し資産除去債務の会計処理の対象外としています。
当会計年度における資産除去債務の残高の推移は以下の通りです。

期首残高	151,015千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－
時の経過による調整額	2,198
資産除去債務の履行による減少額	14,630
当会計年度末残高	138,584

7. 無形固定資産の減価償却の方法
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

8. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。
なお、連結される子会社及び子法人等においては、外貨建資産・負債は該当ありません。

9. 貸倒引当金の計上基準
当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次の通り計上しています。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号　令和2年10月8日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しています。
なお、連結される子会社及び子法人等においては、貸倒引当金を計上していません。

10. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

11. 退職給付に係る会計処理の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっています。また、「退職給付に係る資産」及び「退職給付に係る負債」については、労働金庫施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に過去勤務費用及び未認識数理計算上の最の未処理額を加減した額と年金試算の額の差額を計上しています。
なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次の通りです。
(1)　過去勤務費用
その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理
(2)　数理計算上の差異
各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
なお、当金庫では、パートナー職員への退職慰労金、シニア嘱託職員への退職功労金の支払に備えるため、パートナー職員はパートナー職員退職慰労金制度規程に基づき、シニア嘱託職員はシニア嘱託職員給与規程に基づき、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

12. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しています。

13. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しています。

14. ヘッジ会計の方法
当金庫の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによって行っています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理
当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっています。

16. 有形固定資産の減価償却累計額　6,758,703千円

17. リース取引
業務用車輌等の一部を所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。なお、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等における所有権移転外ファイナンス・リース取引は、金額の重要性が乏しいと認められるため、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理をしています。

18. 破綻先債権額及び延滞債権額
貸出金のうち、破綻先債権額は297,161千円、延滞債権額は3,824,064千円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

19. 3カ月以上延滞債権額
貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は51,791千円です。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

20. 貸出条件緩和債権額
貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額
破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,173,017千円です。
なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

22. 担保に供している資産
担保に供している資産はありません。
なお、当座借越の担保及び内国為替決済保証金の担保として、定期預け金52,525,600千円を差し入れています。
また、その他の資産には、保証金284,239千円が含まれています。

23. 土地の再評価の方法と差額
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価を行った年月日	平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	△228,149千円

24. 出資1口当たりの純資産額　16,147円2銭

25. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額　89,717千円

26. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する

財務データ

連結情報

金銭債務総額　－千円

27. 子会社等の株式又は出資金の総額（連結子会社の株式（又は出資金）を除く）　－千円

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループでは、当金庫のみが貸出及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っており、これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを勘案しながら、預金積金及び譲渡性預金により資金調達を行っています。

このように、金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないよう、当金庫において資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っています。その一環としてデリバティブ取引も行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループは、事業地区内の個人を中心とした取引先に対する貸出金、及び金融機関への預け金の他、債券、投資信託及び株式などの有価証券を主たる金融資産として保有しており、これらはそれぞれ市場リスク、信用リスクに晒されています。

また、当金庫が事業地区内の個人を中心とした取引先から受け入れている、預金積金及び譲渡性預金が主たる金融負債であり、これらは流動性リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当金庫グループでは、これを貸出金に関わる金利の変動リスクに対するヘッジ手段として用いており、ヘッジ会計を適用しています。

このヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引については、当金庫がヘッジ対象としている貸出金をグループ化して管理し、ヘッジ手段がヘッジ対象を上回っていないことを検証するなど、ヘッジの有効性を定期的に評価しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫グループでは、貸出事業を行う当金庫において与信信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、「融資事務取扱要領」を制定するとともに、階層別の業務研修を行っており、さらには牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件審査を行う体制としています。さらには、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、「資産査定規程」に基づき定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、リスク管理部門と審査及び与信管理部門が貸出金等の全ての資産に対する査定を実施し、さらに全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施しています。

また、有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理部門が定期的に格付や時価を把握することで管理しています。

信用リスクの管理状況については、当金庫の常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、当金庫の常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、当金庫の常務会及び理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

② 市場リスクの管理

イ．金利リスク及び価格変動リスクの管理

当金庫グループは、当金庫の「リスク管理方針」「リスク管理規程」において、リスク管理方法や手続等を規定しており、統計的手法であるバリュー・アット・リスク（VaR）を用いて金利リスク及び価格変動リスクを計測し、当金庫の理事会で決定したリスク限度額の範囲内となるよう管理を行うとともに、バック・テストを定例実施し、計測手法の有効性を検証しています。

月次で実施している計測の結果については、当金庫の常勤役員を中心として構成される経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会及び理事会に報告しています。さらに重要な事項については、当金庫の常務会及び理事会において協議・決定することとしており、金利リスク管理及び価格変動リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っています。

ロ．デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、当金庫の「リスク管理方針」「リスク管理規程」「ヘッジ取引要領」に基づき実施しています。

デリバティブの取引状況については、定期的に当金庫の経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、デリバティブ取引に関するリスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

ハ．市場リスクに係る定量的情報

当金庫の連結子会社の市場リスク量は僅少であるため、連結での市場リスク量の算出は行っていません。

当金庫単体では、金融資産及び金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当金庫のVaRは、分散共分散法（保有期間：「預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引」は120日、「有価証券」は20日、信頼区間：99%（価格リスクは信頼区間99.9%）、観測期間：金利リスクは5年間、価格リスクは3年間）により算出しており、令和3年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で5,999,892千円です。流動性預金のVaRについては、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いて算出しています。定期性預金・住宅ローンのVaRについては、過去の実績に基づくプリペイメント（期限前返済）モデルを用いて算出しています。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバック・テストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、当金庫のALMを通して適時に資金管理を行う他、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短のバランスの調整などによって、流動性リスクを管理しています。

流動性リスクの管理状況については、定期的に当金庫の経営管理委員会で報告及び協議の上、常務会及び理事会に報告しており、流動性リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する体制としています。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表に含めていません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預け金	251,258,547	252,650,782	1,392,234
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	418,220	434,112	15,892
その他有価証券	102,573,020	102,573,020	－
(3) 貸出金	759,648,742		
貸倒引当金（＊1）	△139,795		
	759,508,947	767,078,535	7,569,588
金融資産　計	1,113,758,735	1,122,736,451	8,977,715
(1) 預金積金	1,034,689,587	1,034,855,532	165,944
(2) 譲渡性預金	19,794,876	19,801,239	6,362
(3) 借用金	17,476,133	17,461,762	△14,370
金融負債　計	1,071,960,597	1,072,118,534	157,936

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(23,347)	(23,347)	－
デリバティブ取引　計	(23,347)	(23,347)	－

（＊1）　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（＊2）　その他資産、その他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権、債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で表示しています。

（＊3）　ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号　令和2年9月29日）を適用しています。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 現金及び預け金

満期のない預け金については、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。また、満期がある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しています。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、投資信託は公表されている基準価額又は取引先金融機関から提示された価格によっています。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出実行後において貸出先の信用状態に大きな変動がない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いて時価を算定しています。なお、約定期間が短期（1年以内）のもの、及び貸出を担保資産の範囲内に限るなど、その特性から返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等より時価が帳簿価額と近似していると想定されることから、当該帳簿価額を時価としています。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等について

は、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づき個別に貸倒引当金を見積もっているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から個別貸倒引当金計上額を控除した額に近似していると想定されることから、当該価額を時価としています。

金融負債

(1)預金積金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としています。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分した上で、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しており、その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いています。

(3)借用金

借用金については、残存期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しています。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)であり、取引所の価格、割引現在価値等により算出した価額によっています。

(注2)　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(＊1)	6,100
労働金庫連合会出資金(＊2)	6,300,000
合計	6,306,100

(＊1)　非上場株式については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。

(＊2)　労働金庫連合会出資金については、市場価格が無く、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	117,865,053	114,090,100	13,800,000	－
有価証券				
満期保有目的の債券	－	418,220	－	－
その他有価証券のうち満期があるもの	3,565,000	23,132,533	72,030,792	2,393,040
貸出金(＊1)	60,934,729	167,033,522	159,545,115	372,135,375
合計	182,364,783	304,674,375	245,375,907	374,528,416

(＊1)　貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでいます。

(注4)借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(＊1)	640,142,385	392,310,621	2,236,580	－
譲渡性預金	17,391,876	1,403,000	1,000,000	－
借用金	600	17,407,533	30,000	38,000
合計	657,534,862	411,121,155	3,266,580	38,000

(＊1)　預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めています。

30. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は次表に含めていません(29.(注2)参照)。

(1)　売買目的有価証券

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額　－千円

(2)　満期保有目的の債券　(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	418,220	434,112	15,892
	外国証券	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	418,220	434,112	15,892
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	外国証券	－	－	－
	その他	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		418,220	434,112	15,892

(3)その他有価証券　(単位:千円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	－	－	－
	債券	34,234,350	34,003,859	230,491
	国債	724,169	715,169	8,999
	地方債	2,509,250	2,499,371	9,878
	短期社債	－	－	－
	社債	31,000,931	30,789,318	211,612
	外国証券	－	－	－
	投資信託	1,403,093	1,178,919	224,173
	その他	－	－	－
	小計	35,637,443	35,182,779	454,664
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	48,560	50,460	△1,899
	債券	66,159,956	66,506,721	△346,765
	国債	17,951,580	17,997,423	△45,843
	地方債	8,971,450	9,000,000	△28,550
	短期社債	－	－	－
	社債	23,336,914	23,503,934	△167,020
	外国証券	15,900,011	16,005,363	△105,351
	投資信託	727,060	800,000	△72,940
	その他	－	－	－
	小計	66,935,576	67,357,181	△421,605
合計		102,573,020	102,539,960	33,059

31. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当はありません。

32. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券　(単位:千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	－	－	－
債券	9,317,178	66,548	26,429
国債	2,001,010	6,110	11,290
地方債	1,812,084	17,084	－
短期社債	－	－	－
社債	5,504,083	43,353	15,139
外国証券	－	－	－
投資信託	427,922	31,497	19,957
その他	－	－	－
合計	9,745,101	98,045	46,386

33. 保有目的を変更した有価証券

該当はありません。

34. 減損処理を行った有価証券

該当はありません。

35. 金銭の信託の保有目的別内訳

(1)　運用目的の金銭の信託

該当はありません。

(2)　満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	200,000	200,000	－	－	－

(3)　その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当はありません。

36. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は123,843,904千円です。このうち任意の時期に無条件で取消可能なものは31,267,175千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、予め定めている庫内手続きに基づき、契約後も必要に応じて契約の見直しをするなど、債権保全上の措置等を講じています。

なお、総合口座は定期預金を担保として債権保全上の措置を行う契約であり、未実行残高は上記の金額のうち90,800,848千円です。

37. 退職給付債務等

当連結会計年度末の退職給付債務等は次の通りです。

退職給付債務	△6,950,509千円
年金資産(時価)	4,203,599
未積立退職給付債務	△2,746,910
未認識数理計算上の差異	67,373
未認識過去勤務費用(債務の減額)	△51,774
連結貸借対照表計上額の純額	△2,731,311
退職給付に係る資産	48,731
退職給付に係る負債	△2,682,580

38. 重要な会計上の見積り

(1)　固定資産の減損

①　当事業年度に係る財務諸表に計上した額

有形固定資産　7,438,241千円

連結情報

② 翌年度の財務諸表に与える影響

有形固定資産については、営業店単位でグルーピングを行い、資産グループ毎に将来収支を見積もって減損の要否を判定しています。

また、グルーピングされた資産グループのうち減損の兆候があると判定したものについては、資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、前者が後者を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として認識しています。将来キャッシュ・フローは収支シミュレーションに基づいて算出しています。

将来の経済情勢や収支環境等の変化により、資産グループの将来収支が見積りよりも下方修正された場合、新たな減損損失が発生し、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(2)繰延税金資産

① 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

繰延税金資産　1,010,458　千円

繰延税金資産の認識は、収支シミュレーションに基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っています。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

39. 表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)を当事業年度から適用し、重要な会計上の見積りの注記を記載しています。

以　上

リスク管理債権の状況

破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額およびこれらに対する保全状況(連結)

連結対象子会社となる北海道労金ビジネスサービス㈱は、貸出業務を行っていませんので、連結の場合においても、破綻先債権・延滞債権・3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権の金額は金庫単体で算出したものと同一になっています。

金額、用語とも単体のもの(54ページ)をご覧ください。

以　上

連結セグメント情報

連結の対象となる北海道労金ビジネスサービス(株)は、店舗賃貸管理業務・不動産担保評価業務等を営んでいますが、それらの事業の種類ごとの区分に属する経常収益、経常利益又は経常損失の額及び資産の額(以下「経常収益等」といいます。)の、経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載していません。

自己資本の充実の状況

《定性的な開示事項》

1. 連結の範囲に関する事項

連結の範囲について、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）（以下、自己資本比率告示といいます。）第3条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（連結グループ）に属する会社」と「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条に基づき連結の範囲に含まれる会社」に相違はありません。

当金庫の連結子会社（連結自己資本比率を算出する対象となる子会社）は1社であり、連結子会社の名称および主要な業務の内容は以下のとおりです。

連結子会社の名称	業務の内容
北海道労金ビジネスサービス㈱	店舗賃貸管理業務 当金庫の債権担保の目的となる不動産評価業務　他

（注）1. 自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものはありません。
2. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものはありません。
3. 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等は設けていません。

2. 自己資本調達手段の概要

2020年度末の自己資本は出資金および利益剰余金により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：北海道労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：3,257百万円
普通株式	①発行主体：北海道労金ビジネスサービス㈱
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：－百万円

3. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、自己資本の充実を図るため、自己資本比率の目標設定と管理、および当金庫が業務を行う上で被る可能性がある各種のリスクを把握・管理することで、自己資本充実度の評価を行っています。

自己資本充実度を評価する方法としては、自己資本比率の当金庫としての目標水準および年度計画に対する達成状況、ならびに前年対比での改善状況、自己資本額の前年対比増減および「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」などの管理対象リスクに対し、自己資本を配賦することにより設定したリスク限度額に、それらのリスク量が収まっていることなどを定期的にモニタリングすることにより、自己資本の質と量の両面からその十分性について検討を行っています。

この他、有価証券に関し一定の金利ショックや株価指数の変動が起こった場合の影響額を試算するストレス・テスト等も実施しています。

連結グループとしての自己資本の充実度の評価は、連結自己資本比率の管理をすることで行っています。なお、当金庫子会社の業務運営は当金庫の管理下にあり、また連結グループの総資産に占める子会社の資産規模はごく僅かであることから、子会社固有のリスクが連結グループに及ぼす影響は軽微なものであると判断しています。

4. 信用リスクに関する事項

(1)　信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定めています。その実効性を確保するため、貸出業務に係る内部規程を制定するとともに、階層別の業務研修や営業店巡回指導を行うとともに、牽制機能を適切に発揮するため、営業推進部門から独立した審査部門が個別案件の審査を行う体制としています。

また、資産内容の実態を適切に評価し、それに適合した償却・引当を実施するため、内部規程を制定して定期的に資産査定を実施しています。資産査定は、リスク管理部門と審査および管理部門が、貸出金等の全ての資産について査定を実施した上で、さらに全ての部門から独立した内部監査部門が監査を実施することとしています。

信用リスクの管理状況については、常勤役員を中心として構成される、経営管理委員会に定期的に報告され、必要な対応等について協議の上、常務会および理事会に報告しています。さらに重要な事項については、常務会および理事会において協議・決定することとしており、信用リスク管理に経営陣が直接関与することで、より実効性を確保する管理態勢としています。

なお、連結グループにおいては、当金庫本体のみが与信業務を行っています。子会社の取引先は当金庫を主としているため、子会社の売掛金、未収金などに潜在する信用リスクは管理対象としていません。

貸倒引当金の計上は、「資産査定規程」に基づき以下のとおりとしています。

・正常先債権および要注意先債権
一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績を勘案した予想損失率を基に算出した予想損失額を引当てています。
・破綻懸念先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。
・破綻先債権および実質破綻先債権
債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

(2)　リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

・株式会社格付投資情報センター（R&I）
・株式会社日本格付研究所（JCR）
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
・S&Pグローバル・レーティング（S&P）
・フィッチ・レーティングス・リミテッド（Fitch）

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫は、当金庫のクレジット・ポリシーにおいて定義する「安全性の原則」に基づき、貸出取引をするにあたっては、回収の確実性を確保するため、担保や保証などの保全措置を講ずることを必須としています。但し、担保・保証はあくまで安全性の補完措置であると位置付け、担保・保証に依拠しない貸出判断および手続を行うことを規定しています。

当金庫が扱う担保は、自金庫預金、不動産等、保証は機関保証を原則とした上で、国および地方公共団体保証、労働組合などの団体保証、人的保証などがありますが、当金庫の内部規程により適切な担保取得、付保手続と顧客への説明、評価および管理を行っています。なお、与信取引先に期限の利益喪失事由が発生した場合には、当該与信取引の範囲内において、当金庫の内部規程に基づく手続により、当金庫との債権と債務の相殺を行なう場合があります。また、クレジット・デリバティブにより信用リスクを削減する取引はありません。

自己資本比率の算定に当たっては、自己資本比率告示で定める簡便手法により、「適格金融資産担保」と「保証」を信用リスク削減手法として用いています。「適格金融資産担保」については、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金、「保証」については、自己資本比率告示で定められた条件を確実に満たしている国または地方公共団体による保証について信用リスク削減効果を勘案しています。なお、信用リスク削減手法の適用対象を限定していることからも、これによる集中リスクの発生を認識していません。

6. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫連結グループにおいては、当金庫のみが派生商品取引を利用しています。

・金利スワップ取引：固定金利型住宅ローン等の取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるために利用しています。

派生商品取引の与信先の信用リスクについては「リスク管理規程」に基づき、月次で適格格付機関の格付等を点検しています。エクスポージャーが過大とならないよう与信先の分散に努めています。

引当金の算定については、「資産査定規程」等に基づき算定しています。

万一、当金庫が取引相手に担保を提供する必要が生じたとしても、担保として提供できる十分な資産を保有しているため、影響は限定的です。

なお、長期決済期間取引の取扱いはありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1)　証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫連結グループにおいては、当金庫本体のみが投資家として証券化エクスポージャーを取得しています。

当金庫は経営体力との対比で過大なリスクテイクを行わないことを目的に、「資金運用方針」においてリスクの所在が明らかでないものについては運用の対象としていません。

投資家として証券化エクスポージャーを取得する場合には、スキームの特性や償還見通しを個別に検討・評価し、取得後においては月次または必要に応じ随時時価の把握と適格格付機関の格付を確認するとともに、半期毎の資産査定、さらにはストレステストを実施し、リスクの把握を行っています。

また、これらの運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告および協議の上、常務会および理事会に報告することとしています。

(2)　証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により信用リスク・アセットの額を算出しています。

自己資本の充実の状況

(3)　証券化取引に関する会計方針

当金庫の「決算経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切な会計処理を行うこととしています。

(4)　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイト判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

・株式会社格付投資情報センター(R&I)
・株式会社日本格付研究所(JCR)
・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
・S&Pグローバル・レーティング(S&P)
・フィッチ・レーティングス・リミテッド(Fitch)

8. 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等エクスポージャーは、上場株式、非上場株式、子会社株式、労働金庫連合会への出資金が該当し、当金庫グループでは当金庫本体のみが保有しています。

当金庫は経営体力との対比で過大なリスクテイクを行わないことを目的に、「資金運用方針」において運用スタンスを定め、保有する個別銘柄については、月次または必要に応じ随時時価の把握と適格格付機関の格付を確認するとともに、半期毎の資産査定、さらにストレステストを実施し、リスクの把握を行っています。なお、子会社株式のエクスポージャー額は少額であり、リスクが限定されています。

これら運用状況については、定期的に経営管理委員会で報告および協議の上、常務会および理事会に報告しており、また、会計処理については、当金庫の「決算経理規程」「決算経理細則」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

9. 金利リスクに関する事項

(1)　金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員および間接構成員向け貸出、債券を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク)および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的に経営管理委員会および常務会で協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)について経済的価値の変動額である⊿EVEおよび金利収益の変動額である⊿NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用しており、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは⊿EVEを月次ベース・⊿NIIを四半期で計測しています。

なお、当金庫グループにおける金利リスクについては、当金庫(単体)が大部分を占めることから、連結ベースと単体ベースの金利リスク量は等しいとみなしています。

(2)　金利リスクの算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVEおよび⊿NIIならびに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

a．流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2021年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は5.02年です。

b．流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としています。

c．流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提
流動性預金への満期の割り当て方法はコア預金モデルを使って計測しています。
※コア預金とは、流動性預金残高のうち、将来的にも安定的と考えられる残高のことです。当金庫では、過去10年間の残高推移から、内部モデルによる統計手法によって推計される残高をコア預金と定義しています。

d．貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は、実績データから計算される値を採用しています。

e．複数通貨の集計方法およびその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した⊿EVEおよび⊿NIIが正となる通貨のみを対象としています。

f．スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮していません。

g．内部モデルの使用等、⊿EVEおよび⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前償還、定期預金の期限前解約については、過去データ等を用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合に⊿EVEおよび⊿NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

h．前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の⊿EVEは、保有する有価証券の長期化等を要因として、前期末比3,781百万円増加し、14,846百万円となりました。また、当期末の⊿NIIは、下方パラレルシフト時における貸出金利回り低下幅の減少等を要因として、前期末比94百万円減少し、231百万円となりました。

i．計測値の解釈や重要性に関する説明
⊿EVEの計測値は、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のないものと判断しています。

②当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVEおよび⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

a．金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR(バリュー・アット・リスク)をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。

b．金利リスク計測の前提及びその意味
VaRは、預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引は保有期間120日、有価証券の保有期間は20日、信頼水準99%、観測期間5年の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

10. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1)　オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク等をオペレーショナル・リスクの管理対象としています。

オペレーショナル・リスクの管理状況および今後の対応については、「リスク管理方針」「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」に基づき、定期的にオペレーショナルリスク管理委員会、コンプライアンス委員会で報告および協議し、常務会および理事会に報告しています。

(事務リスク)

事務手続規程およびマニュアル等を整備し、手続を遵守した事務処理の励行と人材の育成を通じてリスクの極小化を図っています。また、内部監査、自店検査および営業店業務指導の実施により、事務処理状況のチェックと指導を行うことで、事故防止を図っています。また、お客様から寄せられた苦情・トラブル、発生した事故等について各部店からの報告体制を整え、オペレーショナルリスク管理委員会において発生原因の分析と対応策の協議を行い、理事会・監事会に対する報告事項を定めたうえで、定期的または随時報告を行っています。

(システムリスク)

災害およびシステム障害等に対して十分な予防措置を講じるとともに、発生に備えてコンティンジェンシープランを策定するなど、業務への影響の極小化と発生した際の早期復旧態勢を構築しています。また、設計・開発・運用に関する規程を整備し、これを遵守することによりシステムの安全性を確保しています。情報資産の管理については、セキュリティポリシーおよび関連規程を整備しこれを遵守することと合わせて、情報漏洩防止の観点から、システムによるセキュリティ対策を講じるなどして情報資産の適切な管理と保護を行っています。なお、定期的にシステムリスクの発生状況をオペレーショナルリスク管理委員会に報告し対応策を協議していますが、お客様との取引および業務遂行に重大な影響がある事案については理事会に報告しています。

(法務リスク)

法務リスクに係わる規程の整備と合わせて、文書指示や研修等の実施による役職員への徹底と業務における実践・検証を通じて適正なリスク管理を行っています。また、当金庫の業務と運営に係わる事項の検証基準を定め、法令等への抵触、コンプライアンス違反等がないかのチェックを行っています。コンプライアンス委員会では、適宜検証結果の評価を行ったうえで、必要に応じ検証項目を見直すなどの対応をするとともに、理事会において審議を行っています。

(風評リスク)

当金庫では、役職員が風評情報を把握した場合の報告体制を整備しています。また、万一発生した場合は、風評被害の縮減に向けて役職員が適切な対応を取れるよう、風評リスク対応マニュアルを定めています。

(2)　オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫単体および連結グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

《定量的な開示事項》

Ⅰ．単体情報

1．自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円、％）

項　　目	2019年度末	2020年度末
コア資本に係る基礎項目　(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	49,450	50,538
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,257	3,257
うち、利益剰余金の額	46,323	47,410
うち、外部流出予定額（△）	130	130
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	0	－
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	0	－
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	336	248
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	49,787	50,786
コア資本に係る調整項目　(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	86	63
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	86	63
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	57	35
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10％基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15％基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	143	98
自己資本		
自己資本の額　（（イ）－（ロ））　（ハ）	49,643	50,688
リスク・アセット等　(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	549,074	560,537
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	1,871	1,839
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	1,871	1,839
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	22,689	22,343
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	571,763	582,880
自己資本比率		
自己資本比率　（（ハ）／（ニ））	8.68	8.69

（注）当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算定しています。
また、当金庫は国内基準を採用しています。

自己資本の充実の状況

2. 自己資本の充実度に関する事項
信用リスク等に対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

	2019年度末		2020年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	549,074	21,962	560,537	22,421
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	543,639	21,745	555,523	22,220
ソブリン向け	1,714	68	2,014	80
金融機関向け	45,999	1,839	49,455	1,978
事業法人等向け	22,320	892	21,112	844
中小企業等・個人向け	358,825	14,353	369,654	14,786
抵当権付住宅ローン	88,513	3,540	89,645	3,585
不動産取得等事業向け	500	20	500	20
延滞債権	559	22	396	15
その他	25,204	1,008	22,742	909
証券化エクスポージャー	1,248	49	1,451	58
（うち再証券化）	（－）	（－）	（－）	（－）
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,282	91	1,698	67
ルック・スルー方式	2,282	91	1,698	67
マンデート方式	－	－	－	－
蓋然性方式（250%）	－	－	－	－
蓋然性方式（400%）	－	－	－	－
フォールバック方式（1250%）	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,871	74	1,839	73
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットに算入されなかったものの額	－	－	－	－
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	32	1	25	1
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
オペレーショナル・リスク (B)	22,689	907	22,343	893
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)＋(B)	571,763	22,870	582,880	23,315

（注）1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。

2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、および債務保証見返等のオフバランス取引等です。

7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8. ～11. の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

9. 「マンデート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンデート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンデート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

11. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンデート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。
この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことです。

13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関関連（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

14. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことです。当金庫では、基礎的手法によりリスク量を算定しています。
（基礎的手法算定方法）

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益（直近3年間のうち粗利益が正の値）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

(1)　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

(単位:百万円)

		合　計		貸出金等取引		債　券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等		延滞エクスポージャー	
		2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
地域別	国内	1,114,264	1,164,660	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,487	266,026	422	290
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合　計	1,114,264	1,164,660	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,487	266,026	422	290
業種別	製造業	19,388	19,566	—	—	19,388	19,566	—	—	—	—	—	—	—	—
	農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	1,900	1,100	—	—	1,900	1,100	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	7,000	5,400	—	—	7,000	5,400	—	—	—	—	—	—	—	—
	情報通信業	1,800	1,700	—	—	1,800	1,700	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸業、郵便業	4,283	4,783	—	—	4,283	4,783	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	4,100	3,950	40	—	4,060	3,950	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融業、保険業	232,783	249,932	—	—	4,800	4,100	91	77	—	—	227,892	245,755	—	—
	不動産業、物品賃貸業	1,500	1,400	0	—	1,500	1,400	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療、福祉	453	445	453	445	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サービス業	242	186	242	186	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国・地方公共団体	23,261	38,584	9,629	8,372	13,632	30,211	—	—	—	—	—	—	—	—
	政府関係機関	17,107	20,139	—	—	17,107	20,139	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	778,211	796,592	778,211	796,592	—	—	—	—	—	—	—	—	422	290
	その他	22,231	20,879	101	73	—	—	—	—	534	534	21,595	20,271	—	—
	合　計	1,114,264	1,164,660	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,487	266,026	422	290
残存期間別	期間の定めのないもの	81,236	80,586	47,203	47,868	—	—	—	—	534	534	33,499	32,184		
	1年以下	160,276	168,674	60,140	59,367	9,719	3,355	—	—	—	—	90,415	105,952		
	1年超3年以下	156,405	156,193	87,598	85,408	9,938	10,408	43	49	—	—	58,824	60,327		
	3年超5年以下	128,942	143,266	78,074	81,610	10,381	7,865	38	27	—	—	40,448	53,763		
	5年超7年以下	92,906	91,297	68,105	68,908	5,392	8,589	8	—	—	—	19,400	13,800		
	7年超10年以下	132,772	150,370	87,789	90,612	38,083	59,758	—	—	—	—	6,900	—		
	10年超	361,723	374,271	359,766	371,895	1,956	2,375	—	—	—	—	—	—		
	合　計	1,114,264	1,164,660	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,487	266,026		

(注)1. 期末残高は、個別貸倒引当金控除前のエクスポージャーの額を表示しています。
2. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
3. エクスポージャー区分の「その他の資産等」の主なものは、労働金庫連合会等への金融機関預け金、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産等です。
4. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
5. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
6. 「地域別」において、「ファンド」については個々の資産を地域区分別に管理していないことから、全て国内に集約して記載しています。
7. 「業種別」において、「ファンド」および金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「その他」に集約して記載しています。
8. 「残存期間別」において、金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「期間の定めのないもの」に集約して記載しています。

(2)　一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	2	0	—	2	0
	2020年度	0	—	—	0	—
個別貸倒引当金	2019年度	148	130	—	148	130
	2020年度	130	148	—	130	148
合　計	2019年度	151	130	—	151	130
	2020年度	130	148	—	130	148

(3)　個別貸倒引当金および貸出金償却の業種別残高等

(単位:百万円)

業種区分		個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
				目的使用	その他		
製造業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
農業、林業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
漁業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
建設業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
情報通信業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2019年度	137	120	—	137	120	—
	2020年度	120	138	—	120	138	—
サービス業	2019年度	7	7	—	7	7	—
	2020年度	7	7	—	7	7	—
国・地方公共団体	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
政府関係機関	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
個人	2019年度	3	2	—	3	2	—
	2020年度	2	2	—	2	2	—
その他	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
合　計	2019年度	148	130	—	148	130	—
	2020年度	130	148	—	130	148	—

(注)個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内エクスポージャーに対するものです。

(4)　リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2019年度末			2020年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	30,465	30,465	—	45,944	45,944
10%	—	17,146	17,146	—	20,146	20,146
20%	—	237,694	237,694	—	254,063	254,063
35%	—	252,896	252,896	—	256,130	256,130
50%	—	27,959	27,959	—	26,051	26,051
75%	—	523,835	523,835	—	539,161	539,161
100%	—	18,694	18,694	—	18,447	18,447
150%	—	287	287	—	220	220
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	5,575	5,575	—	4,636	4,636
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合　計	—	1,114,555	1,114,555	—	1,164,802	1,164,802

(注)1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. リスク・ウェイト区分は、信用リスク削減手法適用を勘案した区分としています。また、個別貸倒引当金が設定されているエクスポージャーについては、個別貸倒引当金相当額を当該エクスポージャーより控除した額で記載しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

自己資本の充実の状況

4. 信用リスク削減手法に関する事項
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク策削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,106	1,849	−	−	−	−
ソブリン向けエクスポージャー	−	−	−	−	−	−
金融機関向けエクスポージャー	−	−	−	−	−	−
法人等向けエクスポージャー	−	−	−	−	−	−
中小企業等・個人向けエクスポージャー	2,101	1,846	−	−	−	−
延滞エクスポージャー	4	2	−	−	−	−

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
与信相当額等

(単位:百万円)

	派生商品取引	
	2019年度末	2020年度末
グロス再構築コストの額 (A)	−	−
グロスのアドオンの額 (B)	91	77
グロスの与信相当額 (A)+(B) (C)	91	77
ネッティングによる与信相当額の削減額 (D)	−	−
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C)−(D) (E)	91	77
外国為替関連取引	−	−
金利関連取引	91	77
金関連取引	−	−
株式関連取引	−	−
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	−	−
その他コモディティ関連取引	−	−
クレジット・デリバティブ取引	−	−
担保の額 (F)	−	−
現金・自金庫預金	−	−
国債・地方債等	−	−
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E)−(F)	91	77

(注)1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2. 長期決済期間取引の取扱いはありません。
3. クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項
(1) オリジネーターの場合
該当はありません。

(2) 投資家の場合
① 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	7,054	−	8,078	−
カードローン	356	−	517	−
住宅ローン	4,661	−	4,656	−
自動車ローン	590	−	1,453	−
その他	1,445	−	1,451	−

(注)再証券化エクスポージャーは保有していません。

② 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスクウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2019年度末		2020年度末		2019年度末		2020年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%〜15%未満	1,000	−	908	−	4	−	3	−
15%〜50%未満	6,054	−	7,170	−	45	−	54	−
50%〜100%未満	−	−	−	−	−	−	−	−
100%〜250%未満	−	−	−	−	−	−	−	−
250%〜400%未満	−	−	−	−	−	−	−	−
400%〜1250%未満	−	−	−	−	−	−	−	−
1250%	−	−	−	−	−	−	−	−
カードローン	−	−	−	−	−	−	−	−
住宅ローン	−	−	−	−	−	−	−	−
自動車ローン	−	−	−	−	−	−	−	−

(注)1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。
3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項
(1) 貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	47	47	48	48
非上場株式等	28	−	28	−
その他	6,834	−	6,834	−
合　計	6,911	47	6,911	48

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 非上場株式等には、子会社等株式を計上しています。
3. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、投資信託の資産に含まれる出資等エクスポージャーについて、当金庫の保有割合で算定した額を計上しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
売却益	5	31
売却損	−	19
償　却	−	−

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度末	2020年度末
評価損益	△2	△1

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額
該当はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

計算方式	2019年度末	2020年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,616	1,942
マンデート方式を適用するエクスポージャー	−	−
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	−	−
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	−	−
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	−	−

9. 金利リスクに関する事項
(1) 金利リスク量

(単位:百万円)

経済価値の増減額	2019年度末	2020年度末
金利リスク量計	4,725	5,666

計測条件

○金利ショック:VaR(分散共分散法)
○信頼区間:片側99%
○保有期間:預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引120日、有価証券20日
○観測期間:5年

(2) IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

項番	IRRBB1:金利リスク				
		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	14,846	11,065	43	0
2	下方パラレルシフト	0	0	231	325
3	スティープ化	11,918	8,905		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	14,846	11,065	231	325
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	50,688		49,644	

(注)1. 「⊿EVE」とは金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の増減額として計測されるものです。
2. 「⊿NII」とは金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。

《定量的な開示事項》

Ⅰ．連結情報

1．自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円、％）

項　　目		2019年度末	2020年度末
コア資本に係る基礎項目　(1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		50,035	51,139
うち、出資金及び資本剰余金の額		3,257	3,257
うち、利益剰余金の額		46,907	48,011
うち、外部流出予定額（△）		130	130
うち、上記以外に該当するものの額		－	－
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等		－	－
うち、為替換算調整勘定		－	－
うち、退職給付に係るものの額		－	－
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		0	－
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		0	－
うち、適格引当金コア資本算入額		－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		336	248
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		9	6
コア資本に係る基礎項目の額	（イ）	50,381	51,394
コア資本に係る調整項目　(2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		86	63
うち、のれんに係るものの額		－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		86	63
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		－	－
適格引当金不足額		－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		－	－
退職給付に係る資産の額		57	35
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		－	－
労働金庫連合会の対象普通出資等の額		－	－
特定項目に係る10％基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
特定項目に係る15％基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
コア資本に係る調整項目の額	（ロ）	143	98
自己資本			
自己資本の額　　（（イ）－（ロ））	（ハ）	50,237	51,296
リスク・アセット等　(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額		549,442	560,806
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		1,871	1,839
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		－	－
うち、上記以外に該当するものの額		1,871	1,839
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額		22,665	22,317
信用リスク・アセット調整額		－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額		－	－
リスク・アセット等の額の合計額	（ニ）	572,107	583,124
連結自己資本比率			
連結自己資本比率　　（（ハ）／（ニ））		8.78	8.79

（注）1．当金庫連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、連結自己資本比率を算定しています。
また、当金庫は国内基準を採用しています。
2．連結子会社の資本調達は株式の発行により行っていますが、出資者が当金庫のみのため、本表においては連結調整により消去されています。

自己資本の充実の状況

2. 自己資本の充実度に関する事項
信用リスク等に対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

	2019年度末		2020年度末	
	リスク・アセット	所要自己資本	リスク・アセット	所要自己資本
信用リスク (A)	549,442	21,977	560,806	22,432
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	544,007	21,760	555,792	22,231
ソブリン向け	1,714	68	2,014	80
金融機関向け	45,999	1,839	49,455	1,978
事業法人等向け	22,321	892	21,112	844
中小企業等・個人向け	358,825	14,353	369,654	14,786
抵当権付住宅ローン	88,513	3,540	89,645	3,585
不動産取得等事業向け	500	20	500	20
延滞債権	559	22	396	15
その他	25,571	1,022	23,011	920
証券化エクスポージャー	1,248	49	1,451	58
（うち再証券化）	（－）	（－）	（－）	（－）
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,282	91	1,698	67
ルック・スルー方式	2,282	91	1,698	67
マンデート方式	－	－	－	－
蓋然性方式（250%）	－	－	－	－
蓋然性方式（400%）	－	－	－	－
フォールバック方式（1250%）	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	1,871	74	1,839	73
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットに算入されなかったものの額	－	－	－	－
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	32	1	25	1
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
オペレーショナル・リスク (B)	22,665	906	22,317	892
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)＋(B)	572,107	22,884	583,124	23,324

（注）1. リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使用しリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。

2. 所要自己資本＝リスク・アセット×4%

3. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」に該当する主なものは、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産、および債務保証見返等のオフバランス取引等です。

7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8. ～11. の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

9. 「マンデート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

$$\text{マンデート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$

10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンデート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

11. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンデート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。
この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことです。

13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関関連（CCP）に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

14. オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失が発生しうるリスクのことです。当金庫では、基礎的手法によりリスク量を算定しています。
（基礎的手法算定方法）

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益（直近3年間のうち粗利益が正の値）×15\%}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

3. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

(1)　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

(単位:百万円)

		合　計		貸出金等取引		債　券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産(ファンド等)		その他の資産等		延滞エクスポージャー	
		2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
地域別	国内	1,114,632	1,165,021	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,856	266,387	422	290
	国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合　計	1,114,632	1,165,021	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,856	266,387	422	290
業種別	製造業	19,388	19,566	—	—	19,388	19,566	—	—	—	—	—	—	—	—
	農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業、砕石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	1,900	1,100	—	—	1,900	1,100	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	7,000	5,400	—	—	7,000	5,400	—	—	—	—	—	—	—	—
	情報通信業	1,800	1,700	—	—	1,800	1,700	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸業、郵便業	4,283	4,783	—	—	4,283	4,783	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	4,100	3,950	40	—	4,060	3,950	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融業、保険業	232,783	249,932	—	—	4,800	4,100	91	77	—	—	227,892	245,755	—	—
	不動産業、物品賃貸業	1,500	1,400	0	—	1,500	1,400	—	—	—	—	—	—	—	—
	医療、福祉	453	445	453	445	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	サービス業	242	186	242	186	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	国・地方公共団体	23,261	38,584	9,629	8,372	13,632	30,211	—	—	—	—	—	—	—	—
	政府関係機関	17,107	20,139	—	—	17,107	20,139	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	778,211	796,592	778,211	796,592	—	—	—	—	—	—	—	—	422	290
	その他	22,599	21,239	101	73	—	—	—	—	534	534	21,964	20,631	—	—
	合　計	1,114,632	1,165,021	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,856	266,387	422	290
残存期間別	期間の定めのないもの	81,605	80,947	47,203	47,868	—	—	—	—	534	534	33,867	32,544		
	1年以下	160,276	168,674	60,140	59,367	9,719	3,355	—	—	—	—	90,415	105,952		
	1年超3年以下	156,405	156,193	87,598	85,408	9,938	10,408	43	49	—	—	58,824	60,327		
	3年超5年以下	128,942	143,266	78,074	81,610	10,381	7,865	38	27	—	—	40,448	53,763		
	5年超7年以下	92,906	91,297	68,105	68,908	5,392	8,589	8	—	—	—	19,400	13,800		
	7年超10年以下	132,772	150,370	87,789	90,612	38,083	59,758	—	—	—	—	6,900	—		
	10年超	361,723	374,271	359,766	371,895	1,956	2,375	—	—	—	—	—	—		
	合　計	1,114,632	1,165,021	788,679	805,671	75,471	92,351	91	77	534	534	249,856	266,387		

(注)1. 期末残高は、個別貸倒引当金控除前のエクスポージャーの額を表示しています。
2. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
3. エクスポージャー区分の「その他の資産等」の主なものは、労働金庫連合会等への金融機関預け金、労働金庫連合会への出資、未収収益、固定資産等です。
4. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
5. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。
6. 「地域別」において、「ファンド」については個々の資産を地域区分別に管理していないことから、全て国内に集約して記載しています。
7. 「業種別」において、「ファンド」および金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「その他」に集約して記載しています。
8. 「残存期間別」において、金融機関預け金を除く「その他資産等」については、「期間の定めのないもの」に集約して記載しています。

(2)　一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2019年度	2	0	—	2	0
	2020年度	0	—	—	0	—
個別貸倒引当金	2019年度	148	130	—	148	130
	2020年度	130	148	—	130	148
合　計	2019年度	151	130	—	151	130
	2020年度	130	148	—	130	148

(3)　個別貸倒引当金および貸出金償却の業種別残高等

(単位:百万円)

業種区分		個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
				目的使用	その他		
製造業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
農業、林業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
漁業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
鉱業、砕石業、砂利採取業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
建設業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
情報通信業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2019年度	137	120	—	137	120	—
	2020年度	120	138	—	120	138	—
サービス業	2019年度	7	7	—	7	7	—
	2020年度	7	7	—	7	7	—
国・地方公共団体	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
政府関係機関	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
個人	2019年度	3	2	—	3	2	—
	2020年度	2	2	—	2	2	—
その他	2019年度	—	—	—	—	—	—
	2020年度	—	—	—	—	—	—
合　計	2019年度	148	130	—	148	130	—
	2020年度	130	148	—	130	148	—

(注)個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内エクスポージャーに対するものです。

(4)　リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2019年度末			2020年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	30,465	30,465	—	45,944	45,944
10%	—	17,146	17,146	—	20,146	20,146
20%	—	237,694	237,694	—	254,064	254,064
35%	—	252,896	252,896	—	256,130	256,130
50%	—	27,959	27,959	—	26,051	26,051
75%	—	523,835	523,835	—	539,161	539,161
100%	—	19,062	19,062	—	18,867	18,867
150%	—	287	287	—	220	220
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	5,575	5,575	—	4,575	4,575
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合　計	—	1,114,924	1,114,924	—	1,165,163	1,165,163

(注)1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. リスク・ウェイト区分は、信用リスク削減手法適用を勘案した区分としています。また、個別貸倒引当金が設定されているエクスポージャーについては、個別貸倒引当金相当額を当該エクスポージャーより控除した額で記載しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

財務データ

自己資本の充実の状況

4. 信用リスク削減手法に関する事項
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク策削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末	2019年度末	2020年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,106	1,849	−	−	−	−
ソブリン向けエクスポージャー	−	−	−	−	−	−
金融機関向けエクスポージャー	−	−	−	−	−	−
法人等向けエクスポージャー	−	−	−	−	−	−
中小企業等・個人向けエクスポージャー	2,101	1,846	−	−	−	−
延滞エクスポージャー	4	2	−	−	−	−

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
与信相当額等

(単位:百万円)

	派生商品取引	
	2019年度末	2020年度末
グロス再構築コストの額 (A)	−	−
グロスのアドオンの額 (B)	91	77
グロスの与信相当額 (A)+(B) (C)	91	77
ネッティングによる与信相当額の削減額 (D)	−	−
担保による信用リスク削減手法の効果勘案前の与信相当額 (C)−(D) (E)	91	77
外国為替関連取引	−	−
金利関連取引	91	77
金関連取引	−	−
株式関連取引	−	−
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	−	−
その他コモディティ関連取引	−	−
クレジット・デリバティブ取引	−	−
担保の額 (F)	−	−
現金・自金庫預金	−	−
国債・地方債等	−	−
担保による信用リスク削減手法の効果勘案後の与信相当額 (E)−(F)	91	77

(注)1. 与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式を用いて算出しています。
2. 長期決済期間取引の取扱いはありません。
3. クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項
(1) オリジネーターの場合
該当はありません。

(2) 投資家の場合
① 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	7,054	−	8,078	−
カードローン	356	−	517	−
住宅ローン	4,661	−	4,656	−
自動車ローン	590	−	1,453	−
その他	1,445	−	1,451	−

(注)再証券化エクスポージャーは保有していません。

② 保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等

(単位:百万円)

リスクウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2019年度末		2020年度末		2019年度末		2020年度末	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%〜15%未満	1,000	−	908	−	4	−	3	−
15%〜50%未満	6,054	−	7,170	−	45	−	54	−
50%〜100%未満	−	−	−	−	−	−	−	−
100%〜250%未満	−	−	−	−	−	−	−	−
250%〜400%未満	−	−	−	−	−	−	−	−
400%〜1250%未満	−	−	−	−	−	−	−	−
1250%	−	−	−	−	−	−	−	−
カードローン	−	−	−	−	−	−	−	−
住宅ローン	−	−	−	−	−	−	−	−
自動車ローン	−	−	−	−	−	−	−	−

(注)1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
2. 再証券化エクスポージャーは保有していません。
3. 「1250%」欄のカードローン等は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項
(1) 連結貸借対照表計上額および時価

(単位:百万円)

	2019年度末		2020年度末	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	47	47	48	48
非上場株式等	6	−	6	−
その他	6,834	−	6,834	−
合　計	6,888	47	6,888	48

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金、投資信託の資産に含まれる出資等エクスポージャーについて、当金庫の保有割合で算定した額を計上しています。

(2) 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2019年度	2020年度
売却益	5	31
売却損	−	19
償　却	−	−

(3) 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2019年度末	2020年度末
評価損益	△2	△1

(4) 連結貸借対照表および連結損益計算書で認識されない評価損益の額
該当はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

計算方式	2019年度末	2020年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	2,616	1,942
マンデート方式を適用するエクスポージャー	−	−
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	−	−
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	−	−
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	−	−

9. 金利リスクに関する事項
(1) 金利リスク量

(単位:百万円)

経済価値の増減額	2019年度末	2020年度末
金利リスク量計	4,725	5,666

計測条件

○金利ショック:VaR(分散共分散法)
○信頼区間:片側99%
○保有期間:預金・貸出金・預け金・デリバティブ取引120日、有価証券20日
○観測期間:5年

(2) IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

項番		IRRBB1:金利リスク			
		イ	ロ	ハ	ニ
		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	14,846	11,065	43	0
2	下方パラレルシフト	0	0	231	325
3	スティープ化	11,918	8,905		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	14,846	11,065	231	325
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	50,688		49,644	

(注)1. 「⊿EVE」とは金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の増減額として計測されるものです。
2. 「⊿NII」とは金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです。

開示項目一覧

労働金庫法第 94 条第 1 項において準用する銀行法第 21 条の規定に基づく開示項目

■労働金庫法施行規則第114条による開示項目（単体）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項
⑴事業の組織……40
⑵理事及び監事の氏名及び役職名……40
⑶会計監査人の名称……40
⑷事務所の名称及び所在地……42～43
⑸当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する事項……43
2. 金庫の主要な事業の内容……32～37
3. 金庫の主要な事業に関する事項
⑴事業の概況……6～7
⑵主要な事業の状況を示す指標……55
⑶事業の状況を示す指標
①主要な業務の状況を示す指標……55
②預金に関する指標……56
③貸出金等に関する指標……57
④有価証券に関する指標……58
4. 金庫の事業の運営に関する事項
⑴リスク管理の体制……22～24
⑵法令等遵守の体制……25～27
⑶苦情等への対応……26
5. 財産の状況に関する事項
（金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項）
⑴貸借対照表……46、48～51
⑵損益計算書……47
⑶剰余金処分計算書……47
⑷貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
①破綻先債権……54
②延滞債権……54
③3カ月以上延滞債権……54
④貸出条件緩和債権……54
⑤合計額……54
⑸自己資本の充実の状況……21、67～72
⑹有価証券……58
⑺金銭の信託……59
⑻労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引
金融先物取引・デリバティブ取引等……59
⑼貸倒引当金（期末残高・期中増減額）……71
⑽貸出金償却の額……71
⑾会計監査人の監査……47

■労働金庫法施行規則第115条による開示項目（連結）

1. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項
⑴金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成……61
⑵金庫の子会社等に関する事項……61
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項
⑴事業の概況……61
⑵主要な事業の状況を示す指標……61
3. 金庫及びその子会社等の財産の状況に関する事項
（金庫及びその子会社等の直近の２連結会計年度における財産の状況に関する事項）
⑴連結貸借対照表……62～66
⑵連結損益計算書……62
⑶連結剰余金計算書……62
⑷貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
①破綻先債権に該当する貸出金……66
②延滞債権に該当する貸出金……66
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金……66
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金……66
⑤合計額……66
⑸自己資本の充実の状況……67～68、73～76
⑹連結決算セグメント情報……66

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第７条による開示項目

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権……54
2. 危険債権……54
3. 要管理債権……54
4. 正常債権……54

労働金庫の自主開示項目

1. 概況等
⑴事業方針……2、8～10
⑵役員の所属団体等……40
⑶代表理事・常勤役員・参事の兼職の状況……40
⑷役員報酬の状況……40
⑸職員の状況……40
⑹自動機設置状況……44～45
⑺大口出資会員……60
⑻会員数内訳……60
⑼出資配当等……60
2. 経理・事業内容
⑴純資産の内訳……55
⑵業務純益……55
⑶利益率……55
⑷常勤役職員1人当たり預金残高……60
⑸1店舗当たり預金残高……60
⑹常勤役職員1人当たり貸出金残高……60
⑺1店舗当たり貸出金残高……60
3. 資金調達
⑴預金科目別残高……56
⑵預金者別内訳……56
⑶財形貯蓄残高……56
4. その他の業務
⑴公共債窓販実績……59
⑵投資信託窓販実績……59
⑶内国為替取扱実績……59
⑷手数料……38～39
5. その他
⑴沿革・歩み……41
⑵商品・サービスのご案内……32～37
⑶社会的責任と貢献活動……11～19
⑷トピックス……20
⑸当金庫の考え方……2
⑹全国労金の概要……3

本誌は「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条（業務および財産の状況に関する説明書類の縦覧）」ならびに「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条」の規定に基づいて作成した資料です。
本誌に記載した金額・比率の表示に関して、特にことわりのない限り、下記の通りとしています。

● 金額・比率の表示方法のご案内

1. 金額単位
⑴ 各表に表示した金額単位未満の端数を切り捨てて記載しています。
⑵ 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて記載しています。したがって、内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
⑶ 増減額（比率）、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の単位未満を切り捨てた計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸比率等については、報告数値をそのまま記載しています。
2. 諸利回り・諸比率
小数点第3位を切り捨てし、第2位までを記載しています。

ろうきん

北海道労働金庫　〒 060-0001　札幌市中央区北 1 条西 5 丁目

TEL　011-271-2101 (代)

ホームページ　https://www.rokin-hokkaido.or.jp

コールセンター

0120-5-109-26（ゴー トーク トゥーローキン）

ご利用時間／平日 9：00 ～ 17：00

（ただし、預金通帳・キャッシュカードの紛失・盗難については、24 時間（休日含む）対応しています。）

発　行／ 2021 年 7 月

編　集／北海道労働金庫 経営企画部

本誌は環境に配慮した FSC ミックス認証紙および植物油インキを使用しています。